

令和 2 年 第 4 回定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 10 日 開会

令和 2 年 9 月 14 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和2年  
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

9月10日(木)

- 開 会 ..... 5
- 開 議 ..... 5
- 町長あいさつ ..... 5
- 議事日程の報告 ..... 8
- 会議録署名議員の指名 ..... 8
- 会期の決定 ..... 9
- 諸般の報告 ..... 9
- 一般質問 ..... 18
  - 5 番 浅 見 裕 彦 議員 ..... 18
  - 4 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 32
  - 2 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 37
  - 8 番 大 野 伸 恵 議員 ..... 43
  - 1 番 向 井 芳 文 議員 ..... 53
  - 9 番 若 林 想一郎 議員 ..... 58
- 報告第3号の上程、説明、質疑 ..... 67
  - ・報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について
- 延 会 ..... 69



9月11日(金)

- 開 議 ..... 73
- 議事日程の報告 ..... 73
- 議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 73
  - ・議案第40号 横瀬町税条例の一部を改正する条例
- 議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 76
  - ・議案第41号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例
- 認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 78
  - ・認定第1号 令和元年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について

て

- ・ 認定第 2 号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第 3 号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第 4 号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第 5 号 令和元年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 認定第 6 号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○散 会 ..... 1 3 3



9月12日(土) ○休 会  
9月13日(日) ○休 会



- 9月14日(月)
- 開 議 ..... 1 3 7
  - 議事日程の報告 ..... 1 3 7
  - 議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 3 7
    - ・ 議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)
  - 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 6 7
    - ・ 議案第43号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 6 9
    - ・ 議案第44号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 7 1
    - ・ 議案第45号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 7 2
    - ・ 議案第46号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 1 7 4

・議案第47号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正 予算(第1号)	
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
・議案第48号 財産の取得について	
○議案第49号の上程、説明、質疑、採決	178
・議案第49号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○日程の追加	179
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
・発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急 激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につ いて	
○閉会中の継続審査の申し出	181
○閉 会	181

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第52号

令和2年第4回横瀬町議会定例会を、令和2年9月10日横瀬町役場に招集する。

令和2年9月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

## 令和2年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和2年9月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

1、報告第 3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上  
程、説明、質疑

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----



◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆様、おはようございます。

令和2年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
また、多数の方の傍聴、大変ありがとうございます。これからも皆様の目線で町政を監視していただきたいと思います。

前回、8月の臨時会では、普通であればお盆休みの中、議員、執行部とも全員の出席ありがとうございました。古くからの風習、習慣を考えずに8月13日に開催したわけではございませんが、予定が入っていた方がいましたら大変申し訳ございませんでした。ただ、新型コロナウイルスはお盆でもお正月でも休みは取ってもらえませんが、このコロナ禍の中、横瀬町民の安心安全な生活を守るため、最善の策を最速で決定し実施できるよう、必要があればいつでも横瀬町議会を開催いたしますので、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

なお、本定例会において、5番、浅見裕彦議員につきましては、着座での発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。

---

◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

本日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、傍聴の皆様もご来場、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと思います。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

9月に入りましても、まだまだ暑い日が続いていますが、一方で少しずつ季節が変わっていく様子も見えてとれます。先日の台風10号が記憶に新しいですが、これから本格的な台風シーズンを迎えます。近年想定を上回る気象災害が全国各地で発生しておりますが、とりわけ今年は海水面の温度が高く、台風が発生しやすく、かつ大型化しやすい状況になっているとも聞きます。いつ、どこで大雨が降り、災害が発生するか分からない状況ですので、今後も町民の安全安心のため、引き続き油断することなく、しっかり備え

ていきたいと考えております。

さて、令和2年度もはや半年が過ぎようとしております。今年は新型コロナウイルス感染症の影響から、6月の第2回定例会後におきましても、6月の災害時初動訓練、7月のホテルかがり火まつり、8月のヨコゼ音楽祭及び中学生海外派遣事業、これから先ですと9月の敬老会、10月の町民体育祭及びよこぜまつりなど、主要事業の中止を決定せざるを得ない状況となりました。やむを得ない決断ではありますが、非常に残念であります。今後の実施予定事業につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症関連の情報収集、分析を継続的に行い、感染予防に細心の注意を払うことを前提に、個々に判断をしていきたいと考えています。

各事業の進捗状況などの一部について申し上げます。まず、地域おこし協力隊についてです。4月以降、3名の方が着任しております。お一人目、4月1日付で着任した杉本諒介さんは、東京都出身の28歳です。杉本さんは、大学卒業後、農産物の産直通販やふるさと納税のサポート等を行う民間企業に勤めていました。また、地域の農家や生産者と関わる仕事に従事した経験をお持ちです。横瀬町では、町の空き家対策プロジェクトチームの一員としての活動のほか、空き家を活用した1棟貸し旅館業の起業を目指しています。現在は、芦ヶ久保地区にある空き家を借りて、開業に向け準備を行っています。町の空き家対策の一つとして、第6次総合振興計画の第4の柱、産業づくり雇用づくりと第5の柱、賑わいづくり中心地づくりに寄与する活動として期待し、後押ししていきたいと考えております。

2人目、8月1日付で着任した十代田千暁さんは、埼玉県所沢市出身の41歳です。十代田さんは、都内の大学を卒業後、民間企業に就職し、その後フランスへ留学されました。フランスでは、パンや菓子について学び、実際にフランスで菓子の製造販売に携わった経験があります。また、帰国後は大分県立竹工芸訓練センターにて竹工芸について学んでいました。このような経験を生かし、小麦からのパンの製造販売や、町内の竹を活用した竹工芸の制作に取り組もうとしておられ、現在準備中であります。将来的には、横瀬町産のパン、竹細工など、新たな町の特産品が生まれることを期待しながら、また第4の柱、第5の柱に寄与する活動としてバックアップしていきたいと考えております。

そして3人目、9月1日付で着任した橋本未来さんは、山口県出身の27歳です。橋本さんは、高校卒業後アメリカの大学に進学され、卒業後は日本の民間企業に勤めた後、フリーランスとして貿易関係等、多岐にわたり活躍をされてきました。このような経験と町の地域資源を活用し、インターネット上のウェブサイトでの物品などを扱うECサイトの立ち上げを目指しています。橋本さんの活動も、第4の柱、第5の柱につながる動きであり、応援していきたいと考えております。

次に、集落支援員事業についてです。この事業は、地域の実情及び課題を把握し、地域の維持、活性化を図ることを目的とした制度で、本町では集落支援員として、前地域おこし協力隊員であった石黒夢積さんを4月1日付で採用しました。地域おこし協力隊への地域住民と協働による3年間の紅茶等の農業活動に引き続き、今年度は新型コロナウイルス関連でイチゴ農家等の販路拡大や、人・農地プラン実質化のアンケート調査などの農業支援等に取り組んでいただいております。協力隊での経験を生かし、今後ますます町の活性化に寄与することを期待しております。

次に、ふるさと納税事業についてです。8月末現在で前年度と比較をしますと、前年度は寄附件数で40件で、寄附金額113万7,000円に対し、本年度は374件で593万8,000円と大幅に増加しております。要因とし

ては、本年度新たに返礼品として追加した保存水、天然水への申込みが、地域おこし協力隊による工夫もあり、好評なことによるものです。なお、9月に入りまして、シャインマスカットの返礼品出品などが始まり、9月8日現在では寄附金額は897万3,000円まで伸長しています。ふるさと納税は、貴重な財源の一部であり、また地域の産業振興につながる事業でもありますので、今後とも返礼品の充実、拡充に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、6月1日から販売開始した助け合いプレミアム付商品券は、6月23日に8,500冊全て完売をいたしました。当町では、プレミアム付商品券発売前、5月末の段階で約9割の特別定額給付金の支給を終えていたことで、地域への資金流入から地域内消費までの一連の流れをつくれたと思います。商品券の利用期限は令和3年3月31日で、9月1日現在での換金額は6,121万5,000円で、換金率は55.4%となっております。

次に、8月21日、横瀬小学校6年生12人と、子ども懇談会をオンラインで開催しました。懇談会は、今年で21回目、伝統行事となっております。子供たちによるオンラインでの初めての試みでありましたが、当日は内藤議長とともに子供たちから町のよいところ、改善すべきことなどについて活発にいろいろな意見をいただきました。もらった意見を整理して、できることを考えていきたいと思っております。

次に、保育所民営化についてです。先日の全員協議会でも触れさせていただきましたが、令和5年3月末をめどに閉所予定としていた横瀬町保育所については、令和5年3月末では閉所せず、当面の間存続させ、入所の募集も継続する方向といたしました。将来的には民営化するという方向性は変わりないですけれども、昨年来の大きな状況変化、具体的には国による幼児教育の無償化に伴う保育ニーズの裾野拡大、近年の町内児童数減少傾向の鈍化、また昨今の新型コロナウイルス感染症拡大等、緊急時に保育サービスに与える影響等を勘案して、当面の間は横瀬町保育所を存続させ、入所の募集も継続することといたします。保育所の民営化につきましては、今後の保育ニーズの状況、児童数の推移等、状況の変化を把握しながら、引き続き検討を進め、より一層充実した保育サービスが提供できるように努めてまいります。

次に、よこらぼについてですが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、3月から延期をしていた審査会を6月から再開しました。8月審査分までで、提案140件に対し80件を採択しています。事業展開している中から幾つか紹介させていただきます。まず、はたらクラスですが、秩父地域と秩父地域外でご活躍されている方それぞれに講師を務めていただきました。6月20日にオンラインで、7月18日と8月22日にはオンラインとエリア898を併用して開催されました。オンラインでの開催は好評で、今まで以上の大勢の方を対象に参加していただくことができます。また、以前開催されたものはYouTubeで閲覧できますので、より多くの方に横瀬町を知ってもらおう機会につながっております。

次に、古民家を活用したまちづくり事業ですが、一般社団法人古民家再生協会埼玉と町内の古民家を有効に活用するための連携協定を結びました。今後新たに空き家が生じない工夫、対策として、観光向けなども視野に需要を掘り起こすなど、新しい価値を見いだしていきたいと考えております。一般社団法人古民家再生協会埼玉と連携協定を結ぶのは、埼玉県内の自治体では当町が初めてとなります。

次に、株式会社ドリームインキュベータから提案をいただいた正しい世論の可視化プロジェクトについてです。本プロジェクトでは、無作為に抽出された18歳以上の町民計3,000名を対象として、観光客に関する意識、価値観調査を実施しました。まず、本調査にご協力いただいた町民の皆様に感謝を申し上げます。

す。特に新型コロナウイルスの影響を踏まえた観光の在り方について、示唆に富んだご意見を多数いただきました。このアンケートの自由意見の中で、とりわけ新型コロナウイルスに感染した場合の誹謗中傷、差別、偏見が心配ですという声が多く聞かれました。これも受けて、8月お盆前のタイミングで防災無線でのメッセージを流させていただくなど、早速実際の町政運営に活用させていただいていますが、アンケートにつきましては、現在結果を集計、分析中で、9月中をめどに公表予定でございます。いただいたご意見は、今後も町政に活用してまいります。

また、この調査では対象者を1,000名ずつの3つのグループに分割し、それぞれのグループで異なる手法で調査を行いました。事前協力依頼状の送付、謝礼として地域振興券をお返ししたグループでは回答率が63%に達し、それらを送らなかったその他のグループに比べ、20%以上も回答率が向上する結果となりました。この手法により、特に若い世代の意見をより多く集めることができたことが分かっています。現在調査手法による回答率の変化と結果への影響について、株式会社ドリームインキュベータが分析をしています。今回の実証を通じ、より正確な民意を集める方法を確立することは、こうした調査を行う行政にとって大変意義あることと考えています。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。報告1件、条例の一部改正2件、決算認定6件、補正予算6件、財産の取得1件、人事案件1件であります。とりわけ補正予算については、9月3日の議会全員協議会でご紹介させていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る29事業を含む新型コロナウイルス感染症対応関連の31事業が含まれています。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

- 1 番 向 井 芳 文 議員
- 2 番 黒 澤 克 久 議員
- 4 番 宮 原 みさ子 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、9月3日午後2時35分、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございました。会議録署名委員に宮原みさ子委員、浅見裕彦委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議をいたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は9月10日から9月14日までの5日間と決定いたしました。なお、9月12日土曜日と9月13日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から14日までの5日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第2回定例会報告以降の議長の公務及び公務での出張につきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条の第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承ください。

次に、令和2年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されております。代表監査委員に説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、御覧いただければと思います。

内容につきましては、令和2年6月19日、7月20日及び8月19日に実施いたしまして、規定に基づき報告したものでございます。検査の対象といたしましては、6月19日の実施分については令和元年度、令和2年度の一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分については、令和2年度分が対象でございます。検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、令和2年7月末日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は7億1,436万4,414円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 大沢代表監査委員の説明を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務文教厚生常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和2年8月27日午後2時より、横瀬町役場302会議室で行いました。出席者、委員6名、執行部11名、事務局2名。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、内藤純夫委員にお願いいたしました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、町税の現状について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、所管事務調査、町税の現状について、資料に基づき税務会計課長より説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

2、教育委員会報告を教育長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

3、その他について、執行部から所管事項の報告、説明がありましたが、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で総務文教厚生情報委員会報告を終了いたします。

○内藤純夫議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会報告をいたさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和2年8月27日午前10時より。開催場所は、横瀬町役場302会議室において開催いたしました。出席者は、委員6名、執行部4名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、浅見裕彦委員、関根修委員をご指名申し上げます。

審査事件等でございます。(1)、所管事務調査、コロナ禍における町内業者の現状と町の支援策について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、所管事務調査、大畑振興課長より、コロナ禍における町内業者の現状と町の支援策について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、町内事業者アンケート調査の運用に関する事、アンケートデータの詳細及び検証に関する事、各種支援策の状況及び今後の運用に関する事等でした。

当委員会といたしましては、コロナ禍における町内業者の現状と町の支援策について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

(2)、その他でございます。執行部から9月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

5番、浅見裕彦委員長。

〔浅見裕彦広報常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 議長より報告を求められましたので、自席によりますが、報告いたします。

広報常任委員会は、2回にわたり行われました。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時であります。令和2年7月13日午後1時より、横瀬町役場3階301会議室で行いました。出席者は、委員6名全員と、事務局1名、会議録センターから1名参加させていただいております。会議録署名委員としまして、向井芳文委員、それから阿左美健司委員をお願いいたしました。

審査事件等ありますが、1、議会だより第127号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめであります。1、議会だより第127号の編集について、協議、検討を行ったところがあります。なお、最終確認については、正副委員長一任ということで決定をいただきました。

次に、開催日時、2回目ではありますが、令和2年9月3日午後3時より、横瀬町役場3階の301会議室で行いました。出席者、委員6名、事務局1名、会議録センター1名であります。会議録署名委員として、宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員にお願いしました。

審査事件等ではありますが、1、議会だより第128号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめではありますが、議会だより第128号の編集について、協議、検討を行いました。

その他ありませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、令和2年8月31日午前10時。開催場所、横瀬町役場302会議室。出席者、委員10名、執行部4名、事務局2名、設計事務所2名。会議録署名委員に、浅見裕彦委員、大野伸恵委員を選出いたしました。

審査事件等でございます。1、横瀬小学校校舎整備事業の現状報告について、2、その他でございます。

審査経過、教育委員会及び設計事務所より報告を受け、質疑応答を行いました。まとめは、当委員会としては報告を受け、質疑応答を行い、聞き置くことといたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長より秩父広域市町村圏組合議会の報告を求められましたので、報告させていただきます。

まず、全員協議会が開催されました。開催日時は、令和2年7月15日水曜日午前10時よりでございます。開催場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者は、議員16名、関係職員であります。

議事につきましては、諸報告、①、組合議員補欠選挙の結果について、②、令和2年第2回（7月）定例会管理者提出議案の概要について、③、火災予防条例第48条施行に伴う消防法令違反の是正について、④、訴状の提出について、⑤、水道料金統一に係る住民説明会についてであります。

また、（2）として、議会運営について、新議員の座席指定、常任委員会の所属についてであります。



②、議会人事についてであります。

(3)、その他でありました。

続きまして、令和2年7月定例会が開催されました。開催日時は、令和2年7月22日午前10時より。開催場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者は、議員16名、管理者、副管理者、理事2名、監査及び関係職員であります。

議事について、まず議席の指定で、組合議員補欠選挙の結果、新たに組合議員となった4名、秩父選出議員、議席番号4、赤岩秀文、所属は(厚生衛生常任委員会)であります。議席番号5番、木村隆彦議員、所属委員会は総務常任委員会であります。議席番号6、本橋貢議員、総務常任委員会であります。横瀬町選出議員、議席番号10、関根修、厚生衛生常任委員会であります。議席の決定が行われました。議員の所属委員会は、今述べた上記のとおりであります。会議録署名議員の指名は、15番、高橋耕也議員、小鹿野町、16番、出浦正夫議員、小鹿野町、1番、上林富夫議員、秩父市の3名が指名されました。会期の決定ですが、会期は1日です。日程に追加して、副議長辞任の件が議題となりました。黒澤秀之副議長の辞職願を受理し、辞任に伴い日程追加し、副議長の選挙が行われました。指名推選により、赤岩秀文議員(秩父市選出議員)を選出しました。諸報告につきましては、常任委員会において互選された委員長の報告がありました。常任委員長は木村隆彦議員、厚生衛生常任委員長は関根修議員が選任されました。管理者提出議案の報告ですが、議案第14号、第15号、16号、17号、18号であります。一般質問であります。8番、浅海忠議員、2番、山中進議員、3番、黒澤秀之議員、16番、出浦正夫議員の4名でありました。

議案第14号 令和元年度広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、議決結果、原案可決、認定され、起立多数であります。

議案第15号 令和2年度広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1回)、議決結果、原案可決、起立総員であります。

議案第16号 財産の取得について、議決結果、原案可決、起立総員であります。

議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、議決結果、原案可決、起立総員であります。

議案第18号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、議決結果、原案可決、起立総員であります。なお、選任された方は、住所、皆野町大字皆野499番地9、浅見雅夫氏であります。生年月日は、昭和25年3月10日であります。

日程第12として、議員提出議案第1号 議会改革調査研究特別委員会設置に関する決議が議題となりました。議決結果は、原案可決、総員起立であります。なお、設置の目的は秩父広域市町村圏組合議会の組織運営等に関する調査研究を行うことであります。なお、昭和45年当時一部事務組合、秩父広域市町村圏組合ができて、令和2年度が50周年となることで、一度も見直したことがないので、一度調査研究をするという趣旨だと聞いております。

これに伴い、日程の追加があり、議会改革調査研究特別委員会委員の選任を行いました。2番、山中進議員、秩父市、3番、黒澤秀之議員、秩父市、6番、本橋貢議員、秩父市、8番、浅海忠議員、秩父市、9番、黒澤克久議員、横瀬町、11番、林豊議員、皆野町、13番、新井利朗議員、長瀬町、15番、高橋耕也議員、小鹿野町であります。議会改革調査研究特別委員会において互選された正副委員長の報告がありま

した。委員長は浅海忠議員、副委員長は新井利朗議員でありました。以上であります。

広域議会資料は控室に置いてありますので、細部については御覧いただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 広域市町村圏組合議会の報告について質問を行います。

なお、詳細等についてはということであったら、概要で結構ですので、よろしく願いいたします。

全員協議会の場所は、あらまし報告の中で、3番、火災予防条例第48条施行に伴う消防法違反の是正についてという点がありましたので、これはどんなようなものかというのが1点であります。

2番に、⑤に掲げている水道料金統一に係る住民説明会についてであります。コロナの関係で住民説明会が延びてきました。これからやるときにも、人数の関係とか非常に考えなければならないこと等ありますので、そこら辺の配慮、横瀬町はどのようにどこの場所でやるか等について説明いただければと思えますので、よろしく願いいたします。2つです。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 まず、住民説明会についてのほうを説明いたします。

全員協議会資料4ということで、日程についての報告がありました。日程については、9月29日火曜日が秩父歴史文化伝承館2階ホール、20名が定員ですが、利用制限は80名の入場制限がありますと。これに倣いまして、10月6日、皆野文化会館50名の入場制限、10月9日、長瀬町中央公民館50名の入場制限、10月10日、13日、かわせみ会館30名の入場制限、10月16日金曜日、小鹿野文化センター大会議室、現在密にならないようお願いしているという利用制限があります。時間は、午後7時から8時ということですが、委員の中からこの回数とこの入場制限の人数で十分なのかという意見はありましたが、一応この形で行うという執行部の答弁でありました。執行部というか、説明者の説明でありました。

防火予防条例48条に伴う法令違反の是正というのは、法令是正防火対象物ということで、飲食店、百貨店、宿泊等施設等の不特定多数の者が利用する建築物や病院、社会福祉施設など避難困難な者が利用する施設に行くということで、法令違反是正事項として、屋内消火栓施設、スプリンクラー施設、自動火災報知設備で、括弧書きとして消防法令上設置が義務づけられている上記消防設備のうち、未設置及び機能に重大な支障があるものということであります。法令違反防火対象物は、条例第48条該当対象物件が37件、法令違反是正事項別件数については、是正数35件、スプリンクラー設置1件、屋内消火栓設備1件、自動火災報知設備33件、うち警告5件ということであります。法令違反の是正として、内訳として横瀬町は1件であります。横瀬町については、5項イということで、5項のイというのはホテル、宿泊その他に類するものということに分類されておりますので、資料がありますので、詳細は資料を見ていただけたらと思えます。

以上であります。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 横瀬小学校校舎整備事業特別委員会にお尋ねをいたします。

横瀬小学校の校舎整備事業の現状報告でございますけれども、その中でどういう質疑があって、どういう応答があったのかお尋ねいたします。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 委員が10名ということで、当日皆さんから積極的に意見をいただきました。10人中、私は委員長でしたのでできませんでしたが、8人の方に質疑をいただきました。

教育委員会からは、まず横瀬小学校の校舎の整備の経過についてという報告がございました。まず例えば3月12日に横瀬の芦ヶ久保にある南沢の町有林の木を伐採した。そして、それを3月17日に金子製材で実際に製材を試みたと。それを委員さんも見ていただきまして、その木については、なかなか全体的なものとは限らないというような話がございました。そういうことで、その辺あるいはこちらについて、木材の件については、例えばこれについては腰板とかいろんなところに使えるけれども、いろいろな検討が必要であるというような話がありました。

あとは、アスベストの関係、これを壊すときにアスベストがあるものがあるということで、それがどうなっているかということ。

そして、一番大きな話題としては、実際に横瀬の小学校を建て替えるということで、予算的には総事業費で約17億円ぐらいかかるという話でございました。これについては、まだこれに含まれていない工事等もあるということで、それについては詳細なデータが欲しいということで皆さんから出ておまして、この工事を行うに当たっては、極力地元の業者が入りやすいような入札等をお願いしたいということが大変出ました。

それから、コロナ禍によってソーシャルディスタンスが教室においてできているのかどうかとか、屋上のテラスの関係はどうなっているとか、内装材の木材はどうなっているとか、あるいは教室のレイアウトをどうしたらいいとか、いろいろな話が出ました。そして、教育委員会のほうで何か視察をされたようですが、これについては議会のほうにも連絡が欲しかったとかいろいろありました。

それから、構造の問題では、初めは木造ではなかったかと、そしていつの間にかRCになってしまったと、そんなような話もございました。

大体そんなことで活発な意見を出していただきまして、8名の方にいろいろな質疑応答があったということをお報告したいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 今大体分かりましたけれども、報告を受けて質疑応答を行い、聞きおくことといたしましたなんて書いてありますけれども、議員が10人も集まって結論も出ないのですか。曲がりなりにも

横瀬の議員の代表者が10人いて、ただ聞くだけで何の価値があるのですか。もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 教育委員会のほうから概要等いただいておりますが、最終的なまだ実施設計あるいはその辺の数値等が出ていないというところで、聞きおくということにしております。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 今話になりましたけれども、まだ全体的に構図ができていないとか、そんなことで何で会議をする必要があるのですか。ちゃんと決まって、これでいいでしょうかとか、こういう方向で進むとか、それを了解したとか、それが筋ではありませんか。何回集まったって、これでは無理でしょう。皆さんが10人もいるのです。前にも言いましたけれども、皆さんが10人で、自分たちで委員会つくって何をしているのですか。申し訳ないけれども、もう少し議員の品位とか考えをはっきりとお願いしたいと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 前回も、小泉議員からそのような質問を受けました。私たちは、横瀬町の横瀬小学校というのが、大きな金額を支出する大きな事業でございますので、例えば教育委員会事務局のほう、あるいは町のほうから、ぜひこうしたいということが出てきて当然だと思うのですが、そういうことについては横瀬小学校の校舎特別検討委員会でもいろいろ案が出ております。我々の立場としては、あくまで町の予算、概要等を聞いて、それについては透明にしてほしいとか、いろいろな要望を出しております。ですから、すばらしい学校を造っていただく、これを議会の立場でチェックしていく、これが仕事ではないかなと思うところでございます。そういうことで、お互いに町も我々議会のほうも、とにかく横瀬小学校を日本一の小学校にしたいと、そのぐらいの覚悟でやっているつもりでございまして。お互いに精査しながら、今後すばらしいものを造っていくように心がけていきたいと思うところでございます。

いろんな意味で町長を含め、すばらしいものを造っていかうと、議会のサイドはこうだということの説明というか、お答えにしたいと思います。

要は一大事業ですから、議会の立場からとにかくチェックできることをしていかななくてはならないということで、10人の方全員が同じ考えではないかなと思うところでございます。どこかもっともっとうちうことに議論したいことはありますので、どうかさらに精進をしていただければと思うところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですね。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 総務文教厚生常任委員会さんをお願いいたします。

中学校の部活の大会なのですけれども、春夏中止になりました、秋も中止に、現段階で秩父は決めていると。県大会のほうは、結果としてやることになったけれども、秩父市はいち早く子供たちの安全を、リスクを見て決めたということではあるのですが、やはり子供たちのためのことを思うと、そこはしっかり検討していただきたいという中で、そのときの教育委員会報告に、まずその説明があったかどうか。そしてあったとして、なかったとして、それに対する質問があって、その全体のやり取りが分かる限りで教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 向井議員にお答えいたします。

一応教育長のほうから、その件に関しても報告がありました。学校の総体が中止ということでありました。部活動ができていなかったのも、やっぱり試合に臨むのには無理があるという答弁だったと思います。それなので、今後も今期は中止の意向でやっていく旨を伺ったと思います。

○内藤純夫議長 それに対して、質問が出たか出なかったということです。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 やっぱりそのような、向井議員がおっしゃったような内容の質問は出ました。黒澤委員のほうから出ました。それに答えてくれたのが、今回は部活動もままならなかったのも、できないという方向で答弁を受けました。よろしいでしょうか。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 私も委員長の立場ですので、あまり詳細をといるところも聞きづらいところなのですけれども、部活動があまりできていないとか、恐らく試合をやっていないので、なかなか試合勘もないですとかということだとは思いますが、同時に感染リスクの件というのはそこではどのように伝えられたかどうか、その理由としての感染リスクがどう伝えられたかが分かればお願いします。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 すみません。感染リスクの件では、部活動とか競技の大会については、そういう答えは出ておりませんでした。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません。広域議会のほうで1点教えていただけますか。

まず、その前に議会改革の特別委員会の選任ということでご苦労さまでございます。これにつきましては、私も大賛成で、広域水道が広域に入って、そのときに議員の定数を増やすかというふうな議論もされたことがあるのですけれども、それらも含めて、ぜひいいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問につきましては、全員協議会の諸報告の訴状の提出についてですが、この訴状の提出というのはどういふものなのか教えていただきたいと思います。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ちょっと待ってください。訴状の提出は、消防救急デジタル無線機の入札談合に関わる訴えの提起についての決議ということで、臨時議会、令和2年5月29日に行われたということで、僕はこれ議員ではなかったの、一応資料3という資料しかないのですけれども、これも添えてあります。提出日が令和2年7月15日、提出先は東京地方裁判所。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、不法行為地を所管する裁判所に対して訴えるものとするということで、地方裁判所です。被告者が、株式会社富士通ゼネラル、沖電気工業株式会社、日本電気株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気、パシフィックシステム株式会社、扶桑電通株式会社の7社であります。訴訟提出に伴う手続ということで、訴訟代理人として弁護士委任契約者である、これは弁護士のKさんという方ですか、ほか1名というところで行われております。

訴訟の趣旨は、被告らは、原告に対して連帯して2,458万4,175円及び内金1,229万2,088円に対する平成26年度4月10日から内金1,229万2,087円に対する平成27年3月31日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えというものであります。訴訟費用は被告らの負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めるということであります。訴状の写しがありますが、一応概要はこういうことであります。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○内藤純夫議長 再開いたします。



#### ◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問します。

質問に入る前に、このような質問席で、しかも着座のままという私の体を考慮していただき、特別のご配慮をいただいている議長に感謝を申し上げるとともに、議員の皆さん、執行部の皆さん、ご協力ありがとうございます。このような状況ですが、昨日国際医療センターに通院し、抗がん剤治療を受けることができました。2週間に1度の1日がかりの通院であります。体力の維持に努め、引き続き皆さんとともに住みよいまちづくりに努めていく所存です。

さて、新型コロナウイルスはいまだ衰えを見せず、特效薬の開発、ワクチンの開発ができるまでの間は厳しい状況が続くと見られます。秩父地域においても、この間感染者が確認され、市中感染の広がりを見せています。いつ横瀬町において感染者が確認されてもおかしくない状況です。その中で、さっき町長のあいさつもありました。町長がメッセージを発信し、もし自分が感染した場合の誹謗中傷、差別、偏見が心配ですという声が大きくありました。感染したくてする人はいませんし、誰でも感染の可能性はあります。感染した方に対して、不当な差別、偏見が生じないように、みんなで協力して支え合いの地域をつくっていきましょうと呼びかけています。全く同感であります。

これから冬場を迎えるに当たり、インフルエンザと初期症状が似ているということもあり、対応が難しくなってきました。比較的落ち着いている今のうちに、PCR検査体制の整備や入院施設の確保が大事です。国、県と協力し、感染防止策に全力で取り組んでいきましょう。長期戦を想定し、新型コロナウイルスとの共生が不可欠になっています。また、台風シーズンを迎えるに当たり、自然災害に対する備えも求められています。自らの命は自らで守るを基本に、自助、共助、公助の連携、避難所の新型コロナ対策を施した対応の準備も必要です。備えの充実を図っていきましょう。

もう一点、今日のあいさつで触れました。先日の全員協議会の場で、町長は私の6月議会での基礎的自治体として保育所の存続を求めたことに対して、将来的には民営化の方針だけれども、セーフティーネットとして町営保育所の必要性に鑑み、受入れを存続させるとありました。英断を心から歓迎します。

それでは、質問に入ります。1として、町職員の働きやすい職場環境を目指してです。職員が誇りを持って働ける執務環境の整備が大事だと思います。この間、町職員として採用されながら辞めていったという話を聞いています。残念でなりません。それぞれの思いと状況は異なると思いますが、より将来にわたり定着し、住民生活向上のために働くための整備が大事と考えます。

そこで、(1)として、過去5年間における内定した職員のうち退職した人数を示して、このことに対して町としてどのように捉えているか、見解を出していただきたい。その上で、町職員の働きがいのある職場づくりについてどのように進めていくか伺います。

(2)として、給与改善や福利厚生の実績についてであります。魅力ある職場づくり、モチベーションの向上には、給与のアップや福利厚生の実績が不可欠です。以前にも給与改訂の条例改正のときについて、町としてどのように進めているかについて聞きましたが、さらに具体的な取組状況について伺うものであります。

(3)についてであります。このことについては、3月の黒澤議員の一般質問でも取り上げていました。職員のスキルアップ研修等についてであります。通常の業務では、その業務について熟練していきませんが、

将来を担う職員になるためには幅広い能力が求められます。3月議会で答えた以外に特に力を入れている部門について、どのようなものがあるかを伺います。

次に、新型コロナウイルスに対する具体的な対応であります。また、刻々と変化する状況であります。現時点における町の対応についてであります。2番の新型コロナウイルスに対する具体的な対策についてであります。

(1) としまして、先ほど紹介しました横瀬町は助け合い、支え合いを大切に、感染者の誹謗中傷、差別、偏見の排除を求めています。具体的にこのことについての考え方、支援策に対してどのように進めていくのかを伺うものであります。

次に、拡大が懸念される冬場の感染防止の対応についてであります。インフルエンザが流行する前に、インフルエンザ予防接種の希望者全員への接種が必要と考えます。そこで、医療費を全額補助して感染を抑えることが有効と考えます。これについては、補正予算等で小学生、中学生、高校生のインフルエンザへの補助等も出ていますが、その以前だったので、全員という形でしました。インフルエンザの予防ワクチンについては、申し込んでも受けられないという人も結構いて、その点も問題かと思うのですが、町としての考え方を伺うものであります。

次に、(3) であります。新型コロナウイルスでの感染者と非感染者を分離して対応することについてであります。多くの人と接する町職員あるいは教職員、保育士さん、それから児童施設の職員等、福祉施設職員等のPCR検査の実施が必要と考えます。1市4町での協力関係、それから医療費補助について町の見解を伺うものであります。

最後に、(4) については、産業建設常任委員会での関根議員の質問もありました。質問書を出すのが前だったので、ちょっとダブるところもありますが、道の駅「果樹公園あしがくぼ」やウォーターパーク・シラヤマの自然を多くの人が訪れて楽しんでいます。一方、見守りとかごみ処理を含め、施設の管理や在り方も問題となっています。感染、これ自体も含めた感染症への具体的な予防対策の充実について伺うものであります。

3番目の質問として、教育委員会の対応であります。学校教育の対応についてであります。今年は春の学校休業、新学期を迎えてのさらなる延長により、就学機会の確保が減ってしまいました。そのため、夏休みも16日間という短期間となり、中学校では海外派遣の中止、各種行事の縮小などの状況があります。先ほどの総務文教厚生委員会の中でも、いろんな体育関係も延期ということもあって、子供たちは大変な状況であります。教育委員会を先頭に、教職員とともに子供の発達を目指して進めている教育委員会の取組について敬意を表します。学校現場における取組について伺うものであります。

3番、子供たちの健やかな発達を目指してということで、具体的な点と、あとはコロナ対策との関連を含めての対応をよろしくお願いします。

(1) としまして、児童生徒の安全・安心な居場所としての学校施設があります。学校としてどのように取り組んでいるかを伺います。

(2) は、どの子にも行き届いた教育のため、きめ細やかな指導援助が大事です。全体の底上げとしてどう取り組んでいるかを伺うものであります。

(3)、GIGAスクール構想で、8月の臨時議会等でこの補正予算等がありました。全員タブレット



を持つことになりました。新たな取組に対して、教職員の過重負担に応えられるような応援体制が必要であります。どのように進めていくか伺います。

以上です。新型コロナウイルス感染症がまだまだ衰えず、リスクを避けながらの日々の状況ですが、住民が安心して暮らせるように協力して進めていきましょう。よりよい答弁を期待します。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 それでは、質問1、町職員の働きやすい職場環境を目指してに対する答弁を求めます。  
総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

まず、過去5年間における辞退者数は、平成31年度採用予定者2名、令和2年度採用予定者1名で、合計3名です。

次に、採用後1年以内での退職者数は、令和2年度採用者1名です。

次に、町としての見解ですが、受験者の大多数は本町以外にも国家公務員、県職員、他市町村職員、民間企業職員等を併願するケースが多く、国も含めどこの自治体でも辞退者対策は難しい共通の問題であります。その中で、受験者が町職員として働きたいと思うための努力をする、採用する側である我々も取り組む必要があると考えております。

次に、退職者についてでございますが、採用後は一日も早く職場になじんでもらえるよう、働きやすい職場であるように努めている状況です。一方、退職の意向を申し出た職員とは、本人との面談を通して意見交換を行い、できる限りの努力をいたしますが、最終的には本人の考えを尊重したということでございます。

次に、厚生労働省では、「働きやすい・働きがいのある職場づくり」のポイントとして、雇用管理の例を5つ示しております。1つ目として、仕事の意義や重要性を説明する。2つ目として、従業員の意見を経営計画に反映する。3つ目として、本人の希望をできるだけ尊重して配置する。4つ目として、希望に応じてスキルや知識が身につく研修を実施する。5つ目として、提案制度などで従業員の意見を聞くです。

この例を当町に当てはめてみますと、仕事の意義や重要性を説明するについては、年頭のあいさつ、年度初めの町長訓示や節目での職員説明会で全職員に対し、町長が方針等を直接伝えております。

次に、従業員の意見を経営計画に反映するについては、第6次総合振興計画の策定に当たり、全職員を対象に説明会を開催し、町長自らが計画のコンセプトを語ることで認識を共有し、全職員が知恵を絞り一丸となって計画を作成をいたしました。

次に、本人の希望をできるだけ尊重して配置するについては、毎年、年2回から3回、職員一人一人と町長が面談を行い、本人の考え、希望等を聞く機会を設けるとともに、人事評価シートにある自由記述欄を活用し、本人の希望を伝えることで人事異動等に役立てております。

次に、希望に応じてスキルや知恵が身につく研修を実施するについては、自己啓発研修として職員が公務遂行上必要とされる知識、技能を習得する通信教育、研修促進費補助金や職員の政策形成能力の向上を図る自主研究活動促進費補助金制度などがあります。

次に、提案制度などで従業員の意見を聞くについては、行政事務を改善し、仕事がしやすい環境づくり

のための制度として、職員が提案できる事務改善提案制度がございます。

以上が5つのポイントですが、そのほかにも全ての職員を対象とした階層別の研修、専門研修や職員の安全管理体制の整備として、年1回のストレスチェック、産業医による健康相談、衛生委員会の設置、定時退庁の促進や各種特別休暇の取得の奨励なども行っております。また、地方公務員法の改正により、人事評価の結果は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが規定されたことから、新たな対応として令和2年度からの人事評価を令和3年度の勤勉手当に、令和3年度からの人事評価を令和4年度からの給料に反映をしたいと考えております。

町民の皆様の役に立つ場所が役場です。今後も、そのベースとなる職員の働きやすい、働きがいのある職場づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。まず、給与については、地方公務員法第24条第1項で、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。また、同条第4項では、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。そして、同条第5項では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めると規定をされております。この規定に基づき、国家公務員法に準拠し、人事院勧告に基づき条例改正を行い、決定をいたします。先ほどの答弁と重複いたしますが、地方公務員法の改正により、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが地方公務員法第23条に規定されました。今後、給料及び職員手当に反映することにより、より成果に応じた給与制度となります。

次に、福利厚生の実施についてです。平成30年の6月議会でも答弁をいたしましたが、職員福利厚生制度として、契約保養所及びレクリエーション施設等の利用補助、人間ドックの助成、えらべる倶楽部など埼玉県市町村職員共済組合における福利厚生及び特別休暇、また職務専念義務免除として、総合健診、消防活動、福利厚生団体事務従事等が認められております。そのほかストレスチェックの実施及び高ストレス診断者への医師面談、産業医による対面健康相談、健康診断の実施、また職員互助会事業として研修旅行、親睦会、名刺印刷費助成並びに訴訟保険助成などもあります。引き続き、職員ニーズに応じて実施及び見直し対応を行うとともに、新たな要望につきましては職員からの意見を募り、必要機関に要望してまいりたいと考えております。

次に、要旨明細(3)について答弁させていただきます。職員のスキルアップ研修についてのお尋ねでございますが、まず職場外研修として、彩の国さいたまづくり広域連合が主催する、職務及び職責に応じた基本的知識の習得を目的とした新規採用職員、中級職員、副課長、課長級職員等の階層別基本研修と、地方公務員法、地方自治法、プレゼンテーション、窓口クレーム対応、企画調整力向上等、各職位に応じた実践的な能力の向上を目的とした階層別選択研修等があります。そのほか埼玉県町村会主催による視察研修や秩父郡町村会主催による若手職員交流事業などもあります。

次に、職場内研修として、新規職員研修、エルダー制度、新採及び入庁して間もない職員を対象としたフォローアップ研修、地域の情報収集及び若手職員の人材育成を目的とした23区担当窓口制度、アンガーマネジメント研修、ファシリテーション研修、そのほか人権問題研修会なども実施をしております。

次に、自己啓発研修として、職員が公務遂行上必要とされる知識、技能を習得する通信教育研修促進費

補助金や職員の政策形成能力の向上を図る自主研究活動促進費補助金制度があります。職員には周知及び働きかけを行うなど、スキルアップを図るための支援を行っております。そのほか今年度は、全国の先進事例などに触れる研修の実施についても予定をしておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、実施の可否を判断したいと考えております。

以上、特定の部門に限定してはおりませんが、今後も職員の資質向上を図るための研修を引き続き実施するとともに、住民目線、プロ意識、コミュニケーションというキーワードを意識し続け、町民の皆様に役立つ職員を育成してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございました。

より職員としてとどまってほしいという点も含めましての答弁と、あと現状の取組等について報告してもらいました。回答いただきました。

今回回答いただきましたので、再質問を行います。一番最初の町の職員として採用した職員だけれども、辞退してしまう、これに対して辞退をとどまるような努力をする取組とありました。昨年度の市町村職員採用状況を見ますと、横瀬町は二次募集もあった関係で、受験者63名、合格者6名と出ているところであります。こういう中で、今の報告だということ、前年2人あるいはその前に1名ということで、辞退者がこういうふうに出てくる。それは、状況的には国家公務員あるいは県の職員だとか関係市町村との併願という形で、答える側は当然職員になりたいから、「はい、来ます」と言うのですけれども、そここのところはなかなかどう見極めるか難しいところではありますが、努力をして取り組むということであったので、そこら辺の努力はどのようなところかというのがまず1点であります。

2番目についてであります。自己啓発に関係しての補助金等を用意してありますということで、この補助金、立てつけはしてあるのですが、どの程度使われているかについてが2つになります。

それから、3つ目ですが、人事評価の関係であります。これで人事評価をした上で、来年、再来年度に勤勉手当、期末手当に反映させるとありました。いかに客観性をどう担保するかが一番の問題なので、その客観性担保についてどのように考えているかについての回答をよろしくお願いいたします。

あとは、いろんな5つの目標を挙げました。重要性だとか意見の反映、本人希望、スキルの知識、研修あるいは提案制度とあります。主に町長の訓示とか町長の面談とありましたので、町長、特に職員が、この間職員の退職というのは1名だったということもありますが、十分に職員が働きやすい職場で、いい職場だなと、そういうところ。私は、公務員が一番は何のためにというのは対住民のためにという大前提があるから、一番働きがいがある点だというふうに思うので、そこら辺を踏まえてどうか。

あと1点、ちょっと忘れてしまったので、これは町長でなくて課長のほうだと思うのですが、給与体系の関係で前歴換算をどう見るかと。今までもいただいていたしまして、評価はそのまま来ていますということなのだけれども、見直ししながら、ぜひ前歴換算して、これは公務に必要なのだから、あなたの前歴見ますよと。例えばかなりの年齢に行って、一応県の場合でも普通に18から入ると30、31、高卒でもそれ、学卒で行っても30、31には主任になるのです。でも、町の状況を見ているというのと、ええ、まだ主事なのと

いうところもあったりして、それは前歴換算の兼ね合いもあるのではないかなと思いますので、そこら辺の見直し等をぜひどう考えているかについてであります。

1、2、3、4つと町長のということでよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、働きたいというか、そのための努力というお話でございますが、これはここ数年続けておることでございますけれども、採用試験の前に統一的な彩の国さいたま人づくり広域連合で開催する市町村の合同説明会というのがスーパーアリーナ、今年はコロナの関係で中止になってしまったのですけれども、毎年開催をされています。そちらに横瀬町のほうも参加をして、ブースのほうを設けているという中で、横瀬町としてはなるべく女性の方とか、受験者のなるべく数を増やしたいということで、若い職員を、入庁して間もない職員を連れていきまして、その職員に横瀬町のよいところとか、地理、地形の話だとか、そういう話をさせていただいて、なるべく溶け込みやすいような状況、雰囲気づくりをつくるということを心がけております。それ以外では、あくまでも成績重視というところが前提にありますので、なかなか厳しいところがあるのですけれども、入庁した職員、女性職員の意見等を聞いて、何か取り組めることがあったら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、補助金の関係なのですが、ちょっと手元に資料がないのであれなのですけれども、去年は自主研修の関係は1名だったと思います。その前が5人とか6人とか、その程度はいたと思うのですけれども、すみません、ちょっと人数的な関係はそのようなことになります。

あと人事評価の客観性の話ですが、人事評価は今までも行っていたわけで、その中で評価者の、その評価の客観性というのは難しいところがあるのと、各課によって職務の内容がみんな異なりますので、その辺の評価を一律の基準というか、ベースとして考えたときに、評価するというのはなかなか難しいところが今までもございました。できれば去年のタイミングでやりたかったのですけれども、評価者研修、あと評価研修をやる予定でいたのですけれども、コロナウイルスの関係で昨年できなかったということで、今年度になってもまだ研修はできていないのですけれども、10月にある程度終息まではいいと思いますけれども、減ってきている状況なので、この研修はどうしてもこのタイミングでやっておかないといけないので、その辺を人事評価のほうに、給与等にも反映させるということも含めて、研修のほうで周知をして、より平等性の高い制度設計にしてまいりたいというふうに考えております。

それと、前歴換算の関係は、それはある程度規則等に基づいて適正にさせていただいている状況です。ただ、議員ご指摘のように年齢的に高い人間が、入庁年数は少ないので今のところやむを得ないのですが、ほかでいうと主査級とか主任級とかという可能性のところで主事というのはなかなか厳しいというのは、私のほうでも理解はしています。ただ、その中で主査級試験も年齢によって早めに受けられるとかというような制度設計もありますので、今後若干その辺については検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 先ほどの総務課長からの答弁に若干の補足をさせていただきます。

自己啓発の補助の関係ですけれども、人数的には比較的限られた人数になっておるところが報告されたと思います。今後、やはり役場の職員の皆さんの、ある意味事務的な負担といいますか、同じことをやるにしても、多少なりとも時間や労力に負担がかからないようなやり方がないかなというふうに私としても考えているところがございます、そのようなことも併せて皆さんが自己啓発に前向きに積極的に取り組めるような体制を考えていきたいなというふうに考えております。

あともう一つ、人事評価の客観性の点でございますけれども、大変難しい問題ということで、いろんな組織で試行錯誤が繰り返されている話だと承知しております。恐らくきちっと評価を給与等に反映させるという場合には、フィードバックというのが一番のポイントになってくるのだろうと思っています。これをしっかりとやるためには、それなりの準備が必要になってまいります。今年はコロナの影響がありまして、多少その辺りが準備がまだできていない部分も正直ございます。この辺りについては、あまりはしょることなく、きちっと体制を整えてやっていくという形で考えたいと思いますし、もちろん今答弁申し上げたスケジュールで何とかやりたいというふうには思いますが、中身を優先して進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議員ご質問のありました働きやすい職場環境をつくっていくというのは、非常に奥深いテーマだというふうに思っています。自分もこの部分は、自分の力の中でかなりの部分を割いてきたつもりではあるのですが、なかなか奥深いテーマで、まだまだかなというふうな実感も一方で持っています。

まずは昨今の労働環境というところを考えると、民間がまず中心に、働き方がかなりここに来て大きく変わってきています。終身雇用がかなり少なくなってくるということだったり、あるいは副業という考え方が出てきたり、それからコロナを機にしてテレワークというのが出てきたり、働き方が大きく変わっていくという中で、我々役所の世界はそれほど変わっていないわけです。なので、民間が進んでいっている今のスピード感がある変化の流れと、我々の世界のギャップが年々大きくなってきているという実感を持ってまして、この影響がどこに出るかということ、まさに採用のところあたりは民間企業やほかのところと横一線で我々は競う立場にありますので、この影響は受けます。最大限内定後の辞退者が出ない努力は、もちろんしていきたいと思っています。できるだけその人を見るということもそうだし、気持ちでつながるということもそうですし、しかし残念ながら一定程度は出るだろうなという前提で、逆に組み立てていくというふうには今は考えています。なので、一つは採用時の二次募集をあらかじめ想定しておくとか、一定割合で内定者辞退が出るだろうということを想定して動くということを最近気をつけています。という中で、横瀬町役場に関して働きやすいというところで自分が直接できることというのは、やはり皆と思いやメッセージを共有するという部分です。これは、今の仕事に当たってから、言葉をシンプルにして繰り返し伝えて思いを共有するというのをずっとやってきています。まず、1つが危機感と希望を

共有するというので、「この町の未来を変える。変えられるのは私たちだけ」というフレーズを全職員と共有するというのが1つ。

それから、働き方としては、これ毎年同じフレーズを挙げるのですけれども、住民目線、プロ意識、コミュニケーションという3つなのですけれども、上司や町長のほうを見ないで必ず町民のほうを向くこと、これがみんなの共通する前提になるということです。必ず住民のほうを向くということと、それから自分の仕事に誇りと執着心を持つということです。プロ意識です。それと、コミュニケーションです。とかく役所組織は横のコミュニケーションが足りなくなりがちですので、ここは意識して3つのフレーズは常に折に触れ、共有するようにしています。

そんなことで、何といたしましょうかできるだけ、規模としては小さい組織でありますので、思いを共有して方向性をそろえていけば、かなり仕事の成果や町に与える影響は変わってくるのではないかなという思いで今はやっています。そんなことで、この部分に関しては本当に深いテーマと申し上げたので、まだまだだと思えますので、自分なりにこれでいいということではなくて、危機感を持ってということですか、引き続き運営して、鋭意運営をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 町長の、危機感を持ってよりよい職場づくりに努めていきたいということで、ぜひよろしくお願いします。

再質問、1点だけをお願いします。先ほど課長のほうが前歴換算の関係、庁内に入って、入庁した期間が短い、それは当たり前のことなので、そうではなくて、前を見てくださいよということなので、検討していきますということなので、ぜひよろしくお願いします、これは見直す方向ということではよろしいかどうか、再度確認です。

見直しました、これいつからかということもあると思いますので、ぜひ遡及普及するような形での対応等できればと思いますので、見直しと決まっていなくても、そういう点も含めて、要望等を含めてよろしくお願いします。

○内藤純夫議長 再々再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、これ私のほうから答弁させていただきます。

前歴換算のところは、今の形はまだまだ改善しないといけないという問題意識を持っています。これは、ここに来まして中途採用の職員のウエートが高まったということ、その年齢層も多様性が出てきましたので、今の形ではまだまだ改善しないといけないなという点があるというふうに認識をしていますので、これはこれから鋭意見直しをしていきたいというふうに思っています。

それと、先ほどのお話の中で、人事評価のところの公平性をどういうふうに担保にするのかというのがこの場合でも非常に重要です。私は、重要なのは2点あると思って、まず前提を共有するというです。何が評価して、何が評価されないかという前提を皆で共有できる状態にするというのが1つ。もう一つは、

これは100%公平って、特に成果主義みたいなところというのは、100%はこれなかなか難しくて、では何かというと複眼で評価をするということです。1人が恣意的に評価するというのではなくて、必ずそこに複眼の目線が入るところが重要なと思いますので、ここを外さないように評価軸をつくって、より職員が働きやすいような評価制度をつくっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

ただいま5番、浅見裕彦議員の一般質問中でございますが、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 再開いたします。

議長から早退届の提出がありました。代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

次に、質問2、新型コロナウイルスに対する具体的な対策についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、要旨明細1から3について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1についてです。新型コロナウイルス感染者の確認についての発表があると、どうしても誰だろうと詮索しがちです。自治体への問合せも多いようです。現に秩父地域で感染者が確認された際にも、子育て支援課に誰なのか等の問い合わせが数件ありました。町長メッセージの中でも、感染した方への不当な差別、偏見が生じないよう、不正確な情報に惑わされることなく、冷静な行動をと呼びかけています。担当課といたしましては、当然ではありますが、個人情報については十分に留意し対応していきます。また、町民の皆様には、防災無線やSNS等で機会あるごとに感染した方への不当な差別、偏見が生じないようにご理解、ご協力と呼びかけていきたいと考えております。

続いて、要旨明細2について答弁させていただきます。インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える方が大幅に増加することが予想され、症状も新型コロナウイルス感染症と似ており、コロナ禍における医療機関の負担はますます増加すると予想されます。インフルエンザの感染拡大を防止し、医療機関の負担を少しでも軽減するため、インフルエンザ予防接種費用の補助について今定例会の補正予算に計上させていただきました。インフルエンザの予防接種は、現在満65歳以上の方や、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器に障がいのある方に実施しているほか、法定外では中学3年生を対象に接種費用の補助も実施しております。今回補正予算に計上した補助事業では、ワクチンの供給量の課題もあることから、学校での集団生活により感染リスクの高い小学1年生から中学2年生までの児童生徒を対象に、1人1回

2,000円の補助を今年度限りで予定しております。

医師会、近隣自治体の足並みについてですが、医師会では医療サービスについては1市4町で足並みをそろえて、差がないようにという強い意向があります。予防接種についても、1市4町足並みをそろえて実施しております。ただ、現在のコロナ禍の中で、各自治体が緊急にいろいろ対策をしていることは医師会のほうでもご理解をいただいております。足並みが全てそろわなくても、医師会としてはできる限り協力をするとのお話をいただきました。こうしたことから、今回の補助事業について実施をすることといたしました。また、インフルエンザワクチンの供給量の課題もありますが、医師会と連携し、協力いただき事業実施していきたいと考えております。

続いて、要旨明細3について答弁させていただきます。PCR検査については、秩父地域の医療機関等数か所で実施しています。いずれも医師の診察による検査の必要があると判断した場合や、濃厚接触者等に対してPCR検査を実施しています。保健所にも確認いたしましたが、独自のPCR検査については、現在対応できる医療機関は秩父地域にはないということでございます。今後も感染拡大防止対策のため、情報収集に努め、近隣の自治体の対策等もよく把握しながら、国の動向や保健所の指示の下、迅速かつ適切に対応していきたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは質問事項2、要旨明細(4)について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行下において、浅見議員からお話があったように、8月を例に取りますと国道299号での渋滞や、道の駅「果樹公園あしがくぼ」の河原における人混みに象徴されるように、横瀬町をはじめ秩父地域を訪れる観光客は非常に多い状況でありました。

このような状況の中、観光客への感染予防対策でございますが、まず町の観光のホームページにおきまして、「新しい旅のエチケットへの協力をお願い」をアップいたしました。また、国道、県道、鉄道駅をはじめ、町内9か所に「新しい生活様式の実践をお願い看板」を設置いたしました。さらに、町の観光協会から会員皆様に感染予防対策の徹底をお願いしているところがございます。

浅見議員からお話のありました道の駅「果樹公園あしがくぼ」周辺での対策は、道の駅下の河原では感染拡大防止に関する注意喚起の貼り紙を、道の駅直売所前では道の駅社員によって観光客へマスクの着用などをお願いを、その場その場におきまして対策を講じておりました。このように観光客への予防対策につきましても、ホームページや看板などでの注意喚起が中心となっておりますが、今後も引き続き観光客に対する感染予防対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、引き続き要旨明細(4)のウォーターパークでの感染予防対策について答弁させていただきます。

ウォーターパークにおいても屋外ということであり、道の駅下の河原同様に町観光のホームページによ



る注意喚起、また公園内、河川内に、秩父県土整備事務所や観光協会にご協力いただきまして看板を設置しての注意喚起を行ってまいりました。

また、8月の利用状況としましては、利用者がお互いソーシャルディスタンスを保っていただいたため、河川内の利用範囲は非常に上流、下流へと広範囲で使われていたのかなと確認しております。例年ですと、9月に入ると町外からの利用者数は減少していきませんが、また4連休等もありますので、看板等による感染予防対策は引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上で答弁をさせていただきます。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 (1)の点について、少しだけ私のほうからも追加をさせていただきます。

町としてやるべきこと、そしてやれることについては、やはりメッセージを発信していくことだろうというふうを考えております。現時点で、町としての基本的なメッセージは8月11日の町長のメッセージでございませぬ。

一方で、今後例えば子供たちに向けての発信であったり、学生の皆さんに対しての発信であったり、大人に向けての発信など、工夫が必要なきやあるかもしれませぬ。教育委員会とは、日頃情報や意見の交換をしており、お互いの意識の共有が図れるように努めております。

また、週初めに行う課長会議、管理職会議でも町長のメッセージを適時伝えながら、みんなで町民の方に発信していかなければならない役場としての意識は高く保てるようにしているつもりでございませぬ。今後とも皆様に効果的に伝わっていくような工夫をしていきたいというふうを考えております。

補足、以上でございませぬ。

○阿左美健司副議長 再質問はございませぬか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。それでは、再質問いたします。

今副町長から、あるいは子育て課長からもありました。どう持っていくか、なかなか難しい側面だと、当然私も分かります。個人情報に留意してということと、SNSからでも発信しながら誹謗中傷のないようにという、情報の独り歩きが一番怖いというところ、そこのところをどう押さえていくかの点だと。では、何ができるかという難しさ。

学校のほうの関係だというと、学校で出ましたと、小学生、中学生と出たら、横瀬は1校しかないの、横瀬小学校、中学校というのがあるかと思う。ほかだというと、各自治体では小学生が出ましたという形になっているので、それでいろんな風評被害という形を心配するので、何かいい方法がないかなと。みんなで支え合いで誹謗中傷しないようにしようではないか、詮索しないようにしようではないかとあっても、岩手でも前にゼロのときに知事が呼びかけても、実際は起きたらその事業所に電話だとか、いろいろ殺到したというのがある、なかなかその地域の人たちを守るということに対しての、既に秩父で出たといったら子育て支援課のほうにもどこなのだという問い合わせがあるとかといって、問合せに対して個人情報を十分に、かかった人は悪くないのに、そこが悪くならないようにというのはなかなか難しいと思うのですが、知恵を出し合いながら進めるしかないのかなという点で、ぜひ考えながらということよろし

くお願いしたいと思います。

医療機関との関係でインフルエンザであります、なかなか供給体制という形でどれだけ来るか分からないというところで、今回の補正予算の中での小学生、中学生という形があります。従来でいって、私費で行っても受けられないとかというのもあったりするので、供給体制がどうかということでもあります。また、そこを見据えた上で、最大限にできることという形でいければというふうに思います。

医師会とも情報共有しながら、できるだけ今限られた予算でここまでと言いますが、状況を見ながら、必要だなと思ったら、これは専決かどうか、忙しい中で含めながらの対応が必要かと思うのですが、今の中で小学生、中学生で合うかどうかと。そこら辺の判断等を含めた時期の問題と、それから情報共有、それから予算つけてやるかというところの判断はちょっといただければというふうに思います。

それから、PCRの点についてなのですが、秩父地域の中でということ。今医師会も、これは予算の面なのだから体制の面なのだからと、必要があれば1市4町でもって応援できればというふうな点であります。費用面か体制面、もうちょっとあればよろしくお願いしたいと思います。

観光客の関係では、役場も現場を見に行き、見回りしてもらっているのだというのが分かりました。ぜひ腕章とかをやりながら、町もやっていますということが分かればというふうに思いますので、引き続きそこら辺をよろしく願います。

時間の関係がありますので、手短にその差別の問題とインフルエンザとPCRの関係、よろしく願います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、その差別の問題ということでございますけれども、先ほどの答弁と重なりますが、こちら行政からは個人情報を出さないようには十分注意し、県が発表するのと同じ内容のものについて町民の皆様にも公表していくということになると思います。繰り返しになりますが、町民の皆様には不当な差別、偏見が生じないようにご理解、ご協力を呼びかけていきたいと思っております。

インフルエンザワクチンにつきましては、医師会のほうのお話でもやっぱり供給量に課題があることはお話しいただいています。国のほうでも今年度多少というか、多くワクチン製造するというお話もいただいております。ただ、それが秩父地域に多く搬入されるかどうか、やっぱり分からない部分があって、医療機関、医師会、ご協力いただきながら実施していければと考えております。

PCR検査については、自己負担での検査については、まだPCR検査ができる体制が秩父地域では整っていないというふうに私のほうは理解しております。

以上、答弁をさせていただきます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足させていただきます。

まず、インフルエンザのワクチンの件なのですが、これもやはり供給量が非常に気になるところでござ

います。これ8月に、まず秩父市さんのほうからやってみようという話が出まして、うちも急遽、これは補正予算に計上させていただいたというような経緯もございます。その中で、供給量のところは気になりましたので、私も直接医師会のほうと連絡を取らせていただいて、できるだけよろしく願いますということは申し上げてあります。医師会さんのほうからは、そこは頑張りますというのですか、できるだけ行き届くように努力しますという言葉もいただいておりますので、その辺これからもしっかりと連携を取っていきたいというふうに思います。

それから、PCRのところは、やはりまだ体制的になかなか難しいというところと、どうしても秩父の場合は高齢化が進んでいるという地域事情もあって、やはり重篤者の備えというのはちょっと厚めにしておかなくてはいけないという事情はあろうかなというふうに思います。いざ本当に必要になった人がケアできるようにというところを最優先、命を守るというところを最優先に組み立てていくという優先主義はあろうかなというふうに私は理解をしています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、子供たちの健やかな発達を目指して（コロナ対策との関連）に対する答弁を求めます。教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項3、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

まず、6月の学校再開に当たり、「児童生徒が安心して学校生活を送るため、すべて遵守することを宣言します」として、横瀬町立小中学校新型コロナウイルス感染予防対策「安全宣言」を校内に掲示し、学校として遵守する体制づくりをしました。5つの項目があります。3密を徹底的に回避します、ウイルスの拡散を阻止します、児童生徒の体調を確認します、教職員も体調を確認します、いじめ・差別は許しません。併せて5月下旬には国から衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」が出されましたので、それに沿った形で児童生徒の安全安心な学校を確保してまいりました。8月に入り、国から今後求められる対応が出されまして、現在はそれにのっかって安全な居場所づくりに努めております。

また、いじめ・差別は許しませんについては、学校再開後、差別的な言動を慎み、適切な行動を取ること、コロナウイルス感染症に関して誰もが感染する可能性があり、その人が悪いわけではないこと、自他を大切にすることなどを繰り返し指導しております。いじめについては、小さな変化を見逃さず、早期対応ができるよう教職員で情報を共有したり、児童生徒への生活アンケートを実施したりしております。また、本人や保護者からの相談に対しては、担任のみならず学年主任や生徒指導主任、管理職も関わりながら解消に向けて対応をしております。

続いて、要旨明細（2）について答弁させていただきます。どの子にも行き届いた教育、児童生徒が生きる力を育むためには、一人一人を確実に伸ばす教育の推進が必要です。そのため、教育委員会では教科充実等加配教員の活用、学級支援員など定数より多い教員や町の会計年度任用職員を配置して、その充実を図っています。そのような職員配置となる背景として、全県的な傾向として、県がかつてまとめた本県の特別支援教育の現状として、通常の学級に存在する特別な教育支援を必要とする児童生徒の割合が

10.7%という数値があります。確かに通常学級の中にあっても、学習に課題や不安を抱える児童生徒は少なからずいるということがあるからであります。一人一人に応じた教育を推進するため、具体的な教科としては、算数、数学で県の配置します教科指導充実加配を配置して、少人数指導やTTの指導を行っています。また、ここ数年、県から小1問題対応非常勤講師の配置をいただき、小学校に入学したばかりの児童の指導を担当とともに行うことで、学校生活や学習に慣れるための指導を行っております。本年度は、Jプランに伴う加配、小学校においては学力向上プロジェクト加配という加配もついており、児童生徒の個に応じた指導に加えて、教員の指導力向上にも役立っております。

特別支援学級については、横瀬小学校には特別支援学級が4学級あり、17名の児童が在籍しています。また、中学校には2学級6名の生徒が在籍しています。小学校では4名の教員が、中学校では3名の教員が配当され、加えて小中いずれも1名ずつの町の会計年度職員として特別支援学級支援員を配置し、児童生徒の一人一人の個別の教育支援や教育計画に基づいた指導を行っております。

続いて、要旨明細(3)について答弁させていただきます。教育委員会として、これまでも教職員の負担軽減となるような支援をしてまいりました。具体的には、5月の臨時休業中にはオンライン教育の試行的な取組、1学期末となった8月初めには小学校の1年生から3年生を対象としたオンライン教育に適應するための授業も既に行っております。引き続き積極的な実施に努めてまいります。

また、現時点での計画として、導入に当たっての教職員研修を実施し、教職員が機器に慣れることの負担軽減を図っていくよう進めてまいりたいと思います。1人1台端末環境は大きな変革であるとはいえ、令和の時代における学校のスタンダードであり、特別なことではないと考えております。先生方や児童生徒が新しい端末に慣れて使えるようになれば、授業準備や作品の評価等々で負担軽減が期待できると考えています。さらに、校務型支援システムによる成績処理などができるようになると、教職員の負担軽減、学校における働き方改革が一層進むものと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。よろしいですか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

[4番 宮原みさ子議員登壇]

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。今回は、3点の質問をさせていただきます。

1点目は、通学路の安全対策について。昨今大阪北部地震によるブロック塀が倒壊し、児童が下敷きになり亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、横瀬町でも学校や通学路のブロック塀等の一斉調査を実施し、中学校裏のブロック塀の改修工事を行っていることには早急に対応していただき、感謝申し上げます。

今回の質問は、通学路のブロック塀を含む危険箇所点検は行っているのか、またどのような対策を行っているのか。

(2)、保護者や町民の方からの危険箇所の相談件数と、その内容にどのように対応しているのか。

また、(3)、住民の方からの相談もありました旧役場跡のコンクリートブロック塀の亀裂や塀の一部が落下する危険があるので、調査して対策をどのように行っていくのかお伺いします。

2点目の質問は、小中学校の体育館へのエアコン設置について伺います。夏の気温上昇が毎年厳しくなる中、エアコンは必須設備になっています。全教室への設置は完了しておりますが、体育館は未設置です。災害時の避難所にもなっています体育館へのエアコン設置をどのように取り組んでいくのかお伺いします。

3点目の質問は、おくやみ相談窓口の設置について、町の取組をお伺いいたします。身内が亡くなった際の手続は、ご遺族は悲しみの中で行わなければなりません。その手続は、申請書の種類も関係窓口も多く大変です。ご遺族にとって、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっています。住民の死亡に伴う手続をワンストップで担うおくやみ窓口を設置する動きが自治体の間でも徐々に広まっています。年金や保険、税など多岐にわたる手続にワンストップで対応することで、窓口での遺族の負担軽減になります。窓口設置を後押しするため、政府は今年5月、自治体向けに遺族が必要となる手続を抽出できる新システム「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」を作成し、希望する自治体に提供を始めました。現在どのように行っているのか、今後おくやみコーナーの設置はどのように考えているのか、町の取組を伺います。また、手続を行う必要項目が分かるおくやみパンフレットの作成、配布は考えているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○阿左美健司副議長 質問1、通学路の安全対策についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

小学校では、月1回、また各学期の開始時と終了時に登校指導と併せて点検を行っているところでございます。また、PTA安全委員会では夏休み明けに地区ごとに点検をし、それらをまとめたものを教育委員会のほうへ報告をいただいております。今年度につきましては、コロナウイルス感染症拡大防止というところで調査のほうは実施ができませんでした。中学校におきましては、登下校の形態も小学校とは異なっておりますので、決まった点検というものはしておりませんが、登校指導等におきまして、通学路の状況把握に努めているところでございます。実態としましては、小学校とほぼ重なる部分が多いのではないかとこのように認識をしているところでございます。対策といたしまして、道路管理主管課である建設課や交通安全対策主管課である総務課等と連携を図りながら対応をしているところでございます。

また、ブロック塀につきましては、大阪北部地震に係るブロック塀倒壊事故に際し、当時調査を実施し、特に危険な箇所につきましては改修依頼をいたしまして、改修を行っていただいたところもございます。しかしながら、通学路上には現在もたくさんのブロック塀がございます。これを改修していくには所有者の方のご理解、ご協力が必要でございます。そのため、町では通行する人の安全性の向上と災害に強いま

ちづくりを目的といたしまして、ブロック塀等撤去及び築造事業支援補助金交付要綱を定めております。今後もこれらの制度の周知を図り、ご協力をいただきながら通学路の安全性の向上に努めてまいりたいと思います。

続きまして、要旨明細（２）について答弁させていただきます。教育委員会に直接電話等により連絡、また相談等をいただくものは、年間で二、三件程度だと思っております。主なものは、通学路上の樹木、雑草等による通行障害、路肩等の道路の一部損壊などでございます。これらにつきましては、その都度建設課等と協議し、伐採、修繕等の対応を行っているところでございます。なお、PTA安全委員会から報告を受けているものにつきましては、現地確認を行い、関係各所と協議、検討しながら取り組んでいるところでございます。

続きまして、要旨明細（３）について答弁させていただきます。ご指摘をいただきまして、建設課、また国道を管理しております県土整備事務所とともに調査、確認をさせていただきました。ブロック塀につきましては、段数も少なく低いため、すぐにこれが倒壊するという危険はないかと思っているところでございますが、一部剥離したものが落下する可能性もあるのではないかとということで、念のため県土整備事務所において「頭上注意」の看板を設置したところでございます。また、ブロック塀につきましては、ブロック塀が低いため、歩道橋を利用する歩行者の方が転落する危険性があるように感じられました。今後、県土整備事務所とも協議をしながら、ブロック塀の撤去、それから転落防止の防止柵の設置を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

４番、宮原みさ子議員。

○４番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。

様々PTAの方々も動いていらっしゃいますし、町としても保護者としても皆さんが見守っているということが分かりました。旧役場跡のところも、前々から歩道橋も私たちが子供の頃からある歩道橋なので、やっぱりあそこも本当に修繕するところなのだなというのを今の答弁で思いました。それなので、もう一度この歩道橋の改善というのはあるのかお聞きしたいと思っております。

それと、今の答弁で十分分かったのですけれども、今回通学路の点検ということで、今現在学校応援団として学童の登下校の見守りをしていただいておりますが、登校時は私も見守りとしてさせていただいておりますけれども、登校時は何とか皆さん見守っていますし、子供たちもまとまって行くので、そのような不安もあまりないのですけれども、下校時の下校の見守りは、なかなか私のほうの住んでいる苅米、根古屋のほうは本当に全くいないのではないかなと思うぐらい見守りの方が少ないのです。それなので、これは本当に自主的にボランティアでやっていただかなくてはならないことですが、やっぱり行政として、今後そういう安全を守ってあげるためにはどのような対策を考えているのか、その２点をお伺いしたいと思っております。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

まず、旧役場庁舎のところの歩道橋の関係ですが、先ほども答弁させていただいたように、できるだけ早くブロック塀等の整備はしていきたいというふうに思っております。

それから、下校時の見守りが少ないというふうなご質問でございますが、児童の登下校の見守りは学校応援団の安全安心支援ボランティアに登録をいただいている方をお願いをしています。今現在この見守りの登録をいただいている方が27名おまして、自宅付近の道路を中心に活動していただいているところでございます。登録状況を見ますと、実際には登校時は大丈夫ですと言っている方よりも、下校時大丈夫ですと言っている方のほうが少ないようでございます。若干下校時のほうが、やっぱり実際に人数的にも少なくなっているということはあるようです。ですが、ボランティア活動ですので、日によっても異なるのかなというふうには思っているところでございます。現在は、下校時に2回防災無線で下校のお知らせをし、地域の方々のご協力をお願いしているところですが、今後もボランティア等による地域での見守り活動の充実を図っていくことが重要だと思います。また、同時にやはり地域の見守りとともに、児童生徒への登校指導、それから安全指導がまた最も重要だと思いますので、学校での児童生徒への指導、またしっかりと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

これは最後なのですが、通学路の安全は本当にブロック塀だけでなく、放置空き家が多かったりします。やっぱり町として、これは取り組んでいかななくてはいけないことだと思いますので、通学路に限らず危険なところをどのように町としてやっていくのか、町長に最後お聞きしたいと思います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今日は、いろいろなご指摘をいただきました。まず、具体的な場所として、旧役場庁舎のところのブロック塀のところ、ここは崩落の防止、それから転落の防止も含めて、できるだけ早期に安全対策を講じていきたいというふうに思っています。

それから、我が町は治安がいいというのはこの町の特徴であり、誇るべきところだというふうに思っています。この安全が確保されていて、住民の皆さんが安心して暮らしていただけるというのは非常に大事なところであって、今回の計画の中でも大きな柱として位置づけさせていただいております。各課ごとということではなくて、それらを束ねて横の連携も取りながら、町として安全な環境をつくって、安心して暮らしていただけるような環境を整えていくというのは全力でやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、体育館へのエアコン設置についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

近年の夏の暑さというのは、大変忍び難いものになっているなというふうに感じます。例えば熊谷市の8月の気温を調べてみますと、最高気温35度以上のいわゆる猛暑日が今年は21日ありました。これは、20年前は猛暑日が5日だったことと比べると、明らかに暑くなっているというふうに思います。そのような中、町としては小中学校全ての普通教室とほとんどの特別教室にエアコンを設置しています。しかし、そのような中で、体育館については現在まで設置をしておりませんし、今のところ学校教育として、その設置の計画を立てておりません。その理由としては、年間でエアコンがないと体育館での活動ができないと思われる日は数少ないこと、大型扇風機等を用いておおむね活動ができていて、また今後もそれで対応できるのではないかと考えられること、エアコンを設置する、あるいは維持管理というところで多額の経費がかかること、すぐに冷えるわけではないので、授業や部活動で使うためにはあらかじめかなり前から冷やしておく必要があるということなどがあるからです。

ただし、子供たちが授業とか部活動で熱中症にかかることがないように、対策は立てながら活動しています。暑さ指数でありますWBGTのある機器あるいは温度計を用いて、運動は原則禁止という状況になれば運動は取りやめる、嚴重警戒になれば激しい運動はせず、途中で水分を取り、その補給をしながら活動するなどの対応でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、おくやみ相談窓口の設置についてに対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、質問事項3について順次お答えさせていただきます。

要旨明細（1）、町の取組でございますが、まず死亡届の届出に関しましては、葬祭業者の担当者が代理人として届け出るケースがほとんどであります。いきいき町民課窓口では、今後必要と見込まれる各種手続を一覧にした案内や、なるべく早く手続を行っていただきたい申請書類一式につきまして、一旦届出をされた方に持ち帰っていただき、ご遺族へ手渡していただくこととしております。ご遺族は、その内容を確認し、それぞれの手続に必要な書類などをご用意していただいた上で、後日いきいき町民課窓口に来庁していただいております。手続に関しましては、各課担当職員が連携し、いきいき町民課窓口の1か所で済むよう、各課の担当者がいきいき町民課の窓口で各種手続を行っております。また、当町のホームページにおきましても、よこらばで採択されました必要な行政手続が分かる住民向けの案内サービス、横瀬町手続きガイドが平成31年3月から試験運用中でございます。このウェブサイトで、ご家族がお亡くなりになられた際など必要となる手続の抽出をご遺族の方等ができるようになっております。

次に、要旨明細（2）でございますが、おくやみ相談窓口といった死亡届提出後の手続に特化した特設コーナーの設置につきましては、窓口業務改革の一環として、また手続の負担軽減として導入されている



自治体があることは承知しております。当町における設置の取組につきましては、特殊窓口を設置することにより、一括で関連課の全ての申請及びその手続を行うことができるメリットがある一方で、全ての手続に精通した人材の育成や窓口スペースの確保といった課題も考えられます。また、令和元年度中の当町の死亡者数は134件で、約2日に1件の受付という状況でございますので、現時点では先ほど申し上げました、いきいき町民課の窓口には各課の職員が出向いて個別対応ができる状況にあります。つきましては、現在の方法での窓口対応を進めながら、他の自治体の様々な取組を注視し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、要旨明細（3）でございますが、現在「ご家族の方へ」というタイトルで、要旨明細（1）でも申し上げました必要となる手続を一覧にしたものや、亡くなられた方の状況により手続の種類は一律ではございませんので、該当する保険、年金、葬祭費などのなるべく早く手続を行っていただきたい申請書類や相続手続に関するパンフレットの一式をお渡ししております。これらの内容につきまして、工夫ができることがあれば工夫をし、改善等を図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。

これは要望になります。横瀬町は顔の見える小さい町なのだなというのを、こういういろんなことを提案させていただくと、本当にいい町だなというのをすごくつくづく思います。これからも町民のサービス向上のために、本当に皆さんが何を求めているかを、また私のほうからも提案したいと思っておりますけれども、これからもまた町民のためにやっていただければと思います。

以上、要望です。

○阿左美健司副議長 答弁よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい。

○阿左美健司副議長 それでは、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。

非常にマスクが息苦しい毎日でございますが、何とか新型コロナウイルスが終息するまでみんなで頑張って乗り切りたいなと、そういうふうに改めて思っております。

では、質問に入らせていただきます。大きい項目として、町内道路についてお伺いいたします。ここ数年の秩父地域への来訪者、観光客数は増加しておりました。これまでは氷柱期間の土日、祝日、シバザク

ラ祭り開催期間、ゴールデンウィーク、お盆期間、紅葉シーズンの土日、祝日が渋滞するパターンでした。しかしながら、緊急事態宣言解除後からは、通常の土日でも渋滞が起きています。県道11号線、国道299号線は横瀬町にとって大動脈と考えます。非常に渋滞しておりますので、町独自の迂回ルートなどを考え、住民の不満を少しでも減らさなければと考えますが、いかがでしょうか。

以上のことを踏まえまして、町内道路の渋滞についてお伺いいたします。

質問事項2、道の駅の駐車場についてです。6月以降の秩父地域には、以前にも増して車での観光客数が増加しております。国道299号線沿いにある道の駅には、1回の信号待ちでは右折できぬほどの交通量であります。新型コロナウイルス感染症に伴った緊急事態宣言、県をまたいだ移動制限時においても、道の駅の駐車場は連日満車状態でありました。そして、夜間においても駐車場に多くの若者が集まり、「治安が悪くなって怖い」という町民の声があります。日中、夜間ともに問題があると考えます。

以上のことを踏まえまして、駐車場管理についてお伺いします。

では以上、壇上で質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 質問1、町内道路についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 質問事項1、要旨明細(1)について答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、横瀬町にとって国道299号、県道熊谷小川秩父線はとても重要な幹線道路であり、また同時に生活道路としても多くの方が利用されています。近年、秩父地域の観光人口は道路整備を上回る勢いで増加しているのではないかと感じております。特に今年においては、コロナ禍により移動手段として車を利用した方が例年以上にかなり多かったと感じております。町の対応としましては、道路管理者である埼玉県に交差点改良、道路整備、バイパス整備など引き続き要望してまいります。一方でこの渋滞対策は町内の道路整備だけでは解消することが難しいのではないかと感じております。今後は埼玉県をはじめ、秩父地域1市4町を連携し、取り組んでいく必要があるとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

改めまして、やっぱり横瀬の中を走っている県道11号、国道299号、非常に重要な路線であるということは、ここにいる誰もが皆さん分かっていることだと思います。しかしながら、歯がゆい思いというのですか、管理するのは、ここはやっぱり町で管理できない部分があって、県の管理下にあるということなのですが、基本的な今回道路の要望については三議連という議員連盟がありまして、そこにおいて私、今年の総会において質問状を出しました。要点といえば、上野町交差点周辺の道路から坂氷にかけてが非常に渋滞している。しかしながら、道路議連で挙げている最重要、重要なランクづけがあるのですけれども、最重要と重要路線の一部は連動する部分があるのですが、そこにあえて最重要と重要での順番がついてることによって、なかなか道路の渋滞解消が進まないのではないのかという質問状を出させていただきました。

回答においては、優先順位をつけながらしっかりと進めていくというのが道路議連としての回答であり、国道140号、皆野秩父バイパスと秩父市街地を直結する路線の早期実現を目指す、それができることによって一部の渋滞が解消するのではないかという回答だったのですが、それを踏まえて再質問させていただきますが、国と県とでは網の目が違うと個人的に思っています。国と県、一番大きい網の目が国だとして、県は中間、我々町、町議の持っている網というのは非常に目の細かい網であって、だからこそ渋滞だとか細かいことを拾う、すくうことができるのですが、一方で問題の解消や課題の解消には力不足があることが否めません。道路議連の意義、大切さは理解していますが、今回の道路の渋滞整備の要望などについて、2つの自治体が関連するものであります。1つは我々横瀬町、もう一つはお隣の秩父市がこの道路沿いで隣接しております。町民からも、上野町の渋滞があるから横瀬内が渋滞するのだという声があります。逆に秩父の市民の方からは、坂氷の渋滞があるから秩父市まで渋滞するのだ、何とかしろというような要望も受けたりします。そのことを考えると、これは県に対してしっかり要望するのですが、その前に首長同士との連携が非常に重要になるのではないかとこのことを思いますので、その点を町長にお伺いいたします。

以上、再質問です。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今年の人の流れ、車の流れはかなり特殊だったかなというふうに思います。先ほど建設課長の答弁でもありましたが、公共交通機関から自家用車へのシフトがあったということ、それから特に7月あたりから埼玉県で県内観光推奨という流れになっていて、大野知事も何回か県内で観光ということをおっしゃっていました。県をなるべくまたがないでということもあって、印象としては車の絶対数が多かったということと、かなり県南のナンバーが今年は多かったかなというふうに思います。結果、道の駅の駐車場もかなり満杯になりましたし、それからウォーターパークは多分過去最高ぐらいに人が来ました。去年台風19号で流れが変わったようなところもあって、ちょっと人の流れが今年は正直つかみ切れなかったようなところもあります。この辺は、しっかり町としては対応していきたいなというふうに考えています。

あと道路の問題はおっしゃるとおりで、かなり大仕掛けにやらないといけないものから、テクニックで何とかなるものまであります。できることをやっていくということが、これは大事かなと。私も議連には、やっておりましたのでよく分かるのですけれども、なかなかみんなでまとまった要望は、それは大きな流れをつくらなければいけないということと、それから地域の要望はやはり継続性とか連続性が非常に大事ですよね。なので、なかなか臨機応変に優先順位が変えられるというものでもないというのはあろうかなというふうに思います。そういう中で、大仕掛けのもの、中長期でできること、すぐにできることというのを、それぞれしっかり対応していくことかなと思います。

おかげさまで1市4町は、連携はしっかり取れていると思っています。この連携が1市4町トータル、全部の連携というのもそうなのですが、その中のそれぞれの自治体における連携というのもあっていいし、そこは比較的できているかなというふうに思います。横瀬でいいますと、お隣、秩父市とのところは生活圈を一にするとところもありますので、情報の共有や問題意識の共有というのは積極的に図

るようにしています。なので、これから先も基本的な考え方は共有できていると思いますので、しっかり連携は取っていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

町長おっしゃるとおり、道路議連のシステムというのは本当に長期的に立った部分が主になっているので、我々議員が意見を1人、2人言っただけではなかなかそのお題のテーブルにのらないというか、なかなかすすすす進まないという部分もあるのですが、今回の秩父市と横瀬の渋滞の問題というのは割と根深くなっていくかな。今後、秩父市さんのほうで国道140号沿いの陸橋を取り壊すという予算がついているということをお伺いしていますので、あそこの陸橋が落ちるとなると、また流れが変わるということも多分ありますし、この9月の4連休を前にして、またその4連休でどれだけの人が来るのかというのは注視していきながら、町としてもしっかり県に要望していただきたい。

また、この道路議連の会長さんは、今岩崎県議さんが会長で、新井県議が幹事長ということで、県議があくまでも主体になった道路議連、議員連盟ということになっていますので、そこにもしっかり秩父市長と横瀬町長として、こういう渋滞解消についてもお願いをしっかりとさせていただきたいなということを要望とさせていただきます。引き続き道路の渋滞の解消が早くできるようにお願いいたします。

質問1は、これで以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、質問1を終了いたします。

次に、質問2、道の駐車場についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず初めに、緊急事態宣言中の対応といたしましては、4月の7日の宣言発出の前後から観光客が増加し、観光客による感染拡大が懸念されることから、秩父地域1市4町1村の首長により、4月24日に緊急事態宣言中に秩父地域への来訪を遠慮するように求めた緊急メッセージの発表に合わせ、道の駐車場を管理している埼玉県に要請し、駐車場の一部ではありますが、9台分の駐車スペースの封鎖とともに、長時間の利用を遠慮していただきたい旨の看板を設置していただきました。なお、封鎖した9台分の駐車スペースは、緊急事態宣言が解除された段階で利用できるように戻し、長時間利用の遠慮看板につきましては現在も引き続き設置をしていただいております。

続いて、緊急事態宣言の解除後の状況といたしましては、埼玉県から発出された、「旅行や観光は、近場や県内で」というお願いなど、コロナの影響によりまして、旅行や観光はいわゆる「安・近・短」の傾向が見受けられることや、時期として夏の行楽シーズン意識も相まって、秩父地域への観光客が増加しているのではないかと考えております。このような状況から、道の駅の利用は非常に多く、昨年にも増して満車状態という日が増えている状況となっております。

次に、黒澤議員がお話のように、日中のことだけでなく、夜間においてもいわゆる走り屋と呼ばれる若者が駐車場に集結しているということについてでございますが、町の対応といたしましては、まず4月の段階で町民の方からそういった情報が入りましたので、速やかに町長自ら秩父警察へ出向きまして、暴走行為や迷惑行為などについて取締りや警戒強化をお願いしております。その後、幾分落ち着いた感はありませんけれども、8月に入りまして、また町民の方々から同様な情報が寄せられたことから、まずは芦ヶ久保地区の全ての区長さんと芦ヶ久保の駐在さんに状況をお伺いした後に、先日再度町長自ら秩父警察署及び埼玉県秩父県土整備事務所に赴きまして、対応要請をしております。

ご存じのように、道の駅駐車場は埼玉県が管理しておりますので、直接的な管理は難しいところではございますが、今後も道の駅と連携をいたしまして、駐車場の状況等を把握しながら、引き続いて埼玉県に対しまして対応要請をしております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

本来であれば、これがコロナでなければ、道の駅に人が来ていただける、非常にありがたくて大変うれしい、喜ばしいことなのですが、一方でこの新型コロナウイルスが蔓延して、なかなか終息のめどが見えない中であると、ちょっと不安を持たれる方が多いというのと、都心と田舎の違いでコロナアレルギーの大小があるというのは仕方ないと思います。

再質問として、県の管理に置かれている状況は仕方ない、もうそれはある時期ではすごくメリットであり、非常に助かることであって、県にお願いをすることによって、我々町政として町の資産を使わずにしっかりとした整備ができるというメリットがある一方、今回のようにちょっと夜間の問題などに関しては、県としっかりと意思疎通、問題意識を共有できていないと、問題、課題の解決ができないと、そういうふうに思っております。

交通手段の在り方に変化が起きて、都心から電車で78分が今までアドバンテージでしたが、自家用車で移動を選ぶ方が増えています。観光、ドライブをするときに、自然豊かな地域、場所を好む方がより増えた。

以上のことを踏まえて、町長に改めてお伺いいたします。いつでも、誰でも安心して立ち寄れるのが道の駅の定義と思いますが、安心して立ち寄れる道の駅になっていきますか。地域の人たちの理解が得られなければ、心配、不安にさせてはならないと思います。現状をどのように捉えているのかお伺いいたします。

以上です。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、安心して立ち寄れるのが道の駅で、安心して立ち寄れる道の駅になっていきますかの質問に関しては、道の駅に關しましては安心して立ち寄っていただける道の駅になっていると思います。道の駅の宿命

というか、駐車場のところに関しては24時間オープンが大前提になります。道路インフラであり、24時間欠かさずにサービスを提供し続ける駐車場スペースですので、そこを大前提にいろんなことを考えていかないといけません。

おっしゃっていただいた心配と不安というのは、その中身が大事かなというふうに思います。今のお話でいくと、幾つかのことが一緒に入っているかなと思っていて、1つは感染症拡大に係る不安ですか、これが1つ。もう一つは、昼間の車の混雑等に係る不安や不満が2つ目。3つ目が、夜間の暴走等の問題です。これは、それぞれ問題の本質が違うと思うし、我々が出してくる解決策や処方箋は違ってくるというふうに思います。それぞれ丁寧にやっていきたいというふうに思います。

感染症拡大の対策としては、これは道の駅でもできる話ですので、道の駅で働く人を含めて、しっかり万全にやっていくということだろうと思います。

それから、駐車場が満杯になるというところはスペースの問題だったり、あるいはスペースの広さの問題や使い方の問題ですので、これはまた県のほうにもいろんなお願いをしていかななくてはかなというふうに思います。

夜間の暴走の問題は、これは現時点で私は一番心配なところではあるのですが、季節要因があらうかなとは思いますが、まずは警察との連携、非常に大事です。警察のパトロールの回数を増やしていただく、それから取締りをより強化していただくというのが非常に大事ですので、これは引き続きお願いをしていくということと、あと県との連携、これも県との連携でできることを考えていくことをやっていこうと思います。雨降って地固まるではないですけども、春先からいろいろな問題がありましたので、この間県とはかなり頻繁に連絡を取らせていただいたりしています。そういった連携を取りながら、時には県会議員さんの力も借りながら、こちらも連絡をして問題意識を共有しておるという状況なのですけども、しっかり対応してまいりたいなというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。町長のほうでもしっかりその心配について分析されているようですので、その点に限っては安心して見ていようと今思いました。

一方で、1点だけ再質問という形か要望という形、その中間ぐらいなのですけども、道の駅の299号の国道というのは、結局今回はまた違った隣町として飯能市のほうの、飯能方面から来る走り屋さんの車たちが非常に台数的に多いわけです。秩父市側から走り屋の車が道の駅に行くのではなく、所沢、飯能方面からこちらに流れてくるという流れだと思うのですが、どうしても行政などは自分たちの縄張りの中はしっかり守れるけれども、その境目に、あるいはまたがるところに関しては弱くなってしまう部分があるので、その辺はしっかり飯能警察さんになるのかな、飯能警察さんにも、飯能市を通してでも改めて国道299号の状況、そういうものをお願いをしていただきたいと思うのが、再々質問という形でしっかり要望してくださいということをお願いをして、要望で結構です、これは。多岐にわたってしっかり連携を取ってもらって進めてください。

以上です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○阿左美健司副議長 それでは、再開いたします。

---

○阿左美健司副議長 ただいま町政に対する一般質問中でございます。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁は明瞭・簡潔によりしくお願いいたします。

次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第6次総合振興計画の実現に向けてお聞きします。今年度から計画が始まった総合振興計画ですが、日本一住みやすい町、日本一誇れる町を目標にされています。町長も絵に描いた餅にならないような計画を目指したと書かれています。私も実現を期待しています。

地方公共団体は、住民の福祉の向上を図るために各課での日常業務と併せ、地域課題解決の業務があると思っています。しかし、役場組織は日常業務以外の新たな課題へ対応する体制づくりが難しいと感じています。町の例規集には、人口減少問題対策本部設置要綱等々ありますが、地域課題解決の組織として捉えればいいのでしょうか。今回環境景観づくりの施策である空き家の有効活用に向けて一歩進めていただき、感謝しています。どのようにして体制をつくられたのか、そして他の7つの柱の課題に対してもどう体制をつくり、臨まれるのかお聞きいたします。

また、7つの柱順に、個々の施策について数点お聞きします。1の柱、人づくりの学校教育において、非認知能力を高めますとあります。次世代の子供たちが豊かな人生を送るために大変重要と感じています。この新たな取組に対してどのような方法を考えているのかお聞きします。

また、幼児期での教育が重要であり、自然遊びから得られる要素が多いと言われていますが、その環境づくりなどは計画されているのかお聞きいたします。

2の柱、健康づくりでは、高齢者や障がい者全ての人が健康に暮らせる町を目指しています。あらゆる世代のウォーキングへの充実が掲げられていますが、観光客対策でもあり、健常者目線を感じています。私自身は、散歩の途中で休めるベンチが欲しいと実感しています。現在のコースで、高齢者疑似体験等で歩いたことはあるのでしょうか。

5つの柱でも関連していますが、ベンチコミュニティの言葉もあります。ユニバーサルデザインをどのように捉えているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、6の柱、景観環境づくりですが、コロナ禍も地球環境問題と捉えています。この計画は、コロナ禍の前につくられました。ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、変化に柔軟に対応しなければと考えています。7月24日の朝日新聞に、文化人類学者の上橋菜穂子さんの寄稿がありました。「ウイルスと私たちの関係を思うときは、生態系全体で考える大きな視野が大切で、そうでなければ見えないことがあるように思う」とありました。昨今の豪雨、酷暑などからも地球温暖化問題、森林保全、環境保護に真摯に取り組まなければならないときと捉えています。今回のプラスチック製買物袋の有料化は身近な問題で、意識改革に大いに貢献したと考えています。多くの人が必然と考えていたのだと感じました。

以前、広域議員のとき、プラスチックごみのリサイクルについて質問しましたが、現状では難しいと回答されました。葉っぱビジネスで有名な徳島県上勝町では「ゼロ・ウェイスト宣言」、ごみゼロの目標を2003年に立ち上げたと聞きます。総合振興計画にSDGsを先進的に取り入れた町として、ゴールを達成するためには行動と変革が必要と考えます。町長は、理事として秩父郡市をどう導いていくのか。また、この計画でごみ排出量の削減などを目標にしていますが、具体的な新たな施策を考えているのかお聞きします。環境基本条例は平成22年にできていますが、進展はなかったと感じています。

最後に、7つの柱を支える土台についてお聞きします。1の職員の能力の最大化ですか、3月議会でのエリア898関連条例の質疑時に問題提起された条例の書式ですが、条例は全て統一性のある書式でなければならないと思っています。賛成討論の中でも、私も町条例全般での一律の見直しをお願いいたしました。公務員は条例が全てです。例規審査委員会規程もあります。職員の能力向上にもなります。ぜひ実施していただきたいと考えますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

3の共同参画ですが、役場内人事においても福祉系は女性の比率が多く感じています。課長も福祉系です。無意識バイアスになっていないでしょうか。各課の各級別の女性の比率はどうなのでしょう。観光分野、まちづくり分野で女性職員が女性目線での政策を行うことにより、幅広い視野での行政転換がなされると思います。また、ここ3年の役場職員採用を見ますと、男性8名に対し、女性は1名です。やむを得ないこととは思いますが、この状態で将来管理職の数がほぼ同数となり得るのでしょうか。町長はどう感じているのかお聞きいたします。

また、審査会女性割合を50%の目標としてくれ、感謝しています。しかし、審議会は、まず委員の意見吸い上げが第一義です。女性を採用しても、意見の出ない審議会なら諮問する意味が感じられません。男女を問わず改善すべきと考えますが、どうでしょうか、お聞きします。

5の民間活力の活用ですが、むしろ観光行政など町が手を出し過ぎていないかと考えています。私が所属していた商業連盟も振興協会に移行するとき、役場の指導により、一生懸命協力してくれていた役員が外され、「若い人を」などと言われました。団体の内部人事のはずなのに、疑問を感じました。かつて各種団体の事務について、役場で行わないようにとの事務改善がなされました。体育協会もそう聞いていますが、文化協会なども各サークルの自立が求められ、協会がつくられ、現在に至っています。民と官の役割を精査し、民間が独自に活動できるよう育てることが役場の仕事だと思っています。どうお考えでしょうか、お聞きいたします。



コロナ禍の中での初年度ですので、大変なことと思うことがあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○阿左美健司副議長 質問1、第6次総合振興計画の実現についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 (1)について、私のほうからご答弁申し上げます。

空き家に関しては、建設課の空き家等に関する相談事業に向けた体制を基礎といたしまして、それを総合振興計画の6の柱である空き家活用事業、5の柱であるまちなか再生事業と協働させ、空き家をめぐる事業をより効果的、効率的に進めるため、建設課、まち経営課、振興課等課を超えた職員と、あと再任用職員等を含めた横断的な体制をつくりました。複数の課をまとめるために、私副町長がトップという位置づけのチームといたしまして、実務的なマネジャーの役割を前建設課長という形で組織をしております。

第6次総合振興計画を進めるに当たっては、町内の課を横断したメンバーによる体制が必要になることが予想されます。その一つである空き家対策では、形、すなわち組織をつくりに行くのではなく、既存の組織、メンバーが機動的に一つの目標に向かう実行部隊としたということであります。ほかにも例えばテレワークの推進、こういったことについても課ごとではなく、また総務課だけではなく、全庁的な取組が必要と判断しております。各職員の現在の仕事量を見ながら、現在は副町長、私が実務兼マネジャーとなり、総務課、まち経営課のスタッフと一緒に職員の意見を吸い上げながら進めているところでございます。今後、各課のIT推進員を通じて全庁的な取組に広げていきたいというふうに考えております。

この計画自体は、各課からの積み上げでできておりますので、まずは各課の工夫と努力が必要となってまいります。ただ、一方で今後もこのような課をまたぐ課題というのは出てまいりますので、それについては機動的にチームを集めて組織をして動かしていく方法、これを取り入れていきたいなというふうに考えております。

(1)につきましましては以上でございます。

○阿左美健司副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 続いて、要旨明細(2)の前段、非認知能力の向上に向けた方策について答弁させていただきます。

初めに、非認知能力についてですけれども、横瀬町総合振興計画、7つの柱の1つ目、人づくりでは、学校教育においての中で、「生きる力を着実に育むとともに」に続き、「非認知能力を高める」としてまいります。この言葉については欄外に説明してはいますが、意欲、協調性、粘り強さなどテストでは測定できない個人の特性による能力のこと。いわゆる数値化できる学力を認知能力とすると、それに対照する意味で非認知能力というふうにしてはいます。

こうした能力を育てる施策として、横瀬町教育振興基本計画第4章の中に、重点項目の4番、自立する力の育成の中で具体的施策(2)、幼児教育の推進の中に幼児教育研修会、「3つのめばえ」の活用を位置づけています。幼児期から小学校にかけて特に育成したい力、能力の一つに非認知能力があるということ

を共有すること、県教育委員会が作成している資料、子育ての目安「3つのめばえ」を幼稚園、保育園と確認し合うこと、入学する児童の説明会で用いながら、家庭でもそうした力の育成に取り組んでいただきたい内容としてお話しする計画であります。ただ、本年度についてはこうしたコロナ禍の中で、例年実施している6月、そして夏季休業中に行っていた幼少の研修会が実施できずに、今のところ共有ができない状況であります。

また、8の家庭、地域の教育力の向上の(3)に、幼児期に合わせた読書活動の推進を掲げまして、ブックスタート事業、おはなし会を位置づけ、読書の楽しさを感じてもらう中で意欲を高めること、あるいは13の生涯にわたる学習機会の支援、その(2)の中で、町民会館、公民館活動の推進にも非認知能力の育成に係る取組を入れております。

また、学校で行っている様々な教育活動の中にも非認知能力の育成を狙っている活動は多数にあります。目当てを立てること、その目当てに向かって工夫して頑張ること、頑張ることができるようになったことを自覚して、自らの自信としていくこと。例えば具体的な取組としては、よく小学校では全学年が冬になると縄跳びをやります。この縄跳びは、回数や種目など目標が持たせやすいこと、どうしたらできるようになるか自分で工夫したりすることができること、友達から学びやすいこと、自分の成長を実感することができること、それが次の意欲につながって、さらに頑張ろうとする粘り強さにつながることなど、体力の育成はもとよりですけれども、非認知能力の育成に格好な取組として、これまでも、そしてこれからも取り組んでいく大切な教育活動であります。

教育委員会ではこうした取組を、あるいは学校で今お話ししたような取組、これは実はこれまでやってこなかったというふうな取組ではありません。これまでもやってまいりました。ただ、それを非認知能力を高めるために行うという視点から捉え直していくことが大切であるというふうに考えております。そうした視点から取り組んでもらうように、校長を通して学校への指導、周知を図っていきたいというふうに考えております。非認知能力の育成が土台となり、学校教育で育成すべき3つの資質、能力が一層に育まれていくものと考え、その育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、要旨明細2の幼児期での教育の環境づくりについて答弁させていただきます。

幼児期の生活のほとんどが遊びであり、その遊びを通して心身ともに発達をしていきます。また、自然や動植物との関わりも、多くのことを気づく貴重な体験となります。

総合振興計画に関連する主な個別計画に、子ども・子育て支援事業計画があります。その子ども・子育て支援事業計画の基本目標4、健やかな成長を支える教育環境の整備では、特色ある幼児教育の推進として、遊びや体験を中心に伸び伸びした幼児教育・保育を進めるとしてしております。また、基本目標1、すべての子ども・子育て家庭の支援では、ニーズに対応した居場所の検討として、既存の広場等を含め、親子で気軽に出かけられる場所として、安全安心な子供の居場所について検討するとなっております。今後も子供が楽しめる、体験できる場所等の環境の整備について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 要旨明細（3）について答弁させていただきます。

ウオーキングの中でユニバーサルデザインを考えたとき、まず道が安全であるか、休憩ポイントがあるか、トイレがあるか、案内表示が分かりやすいものか、年齢に関わらず若い方も高齢の方も一緒に楽しめるかどうかということが考えられます。

現在健康づくり課では、健康増進と生活習慣病の予防、改善のため、よこぜ歩楽～里ウオーキングコースとして、7つのコースを設定しています。そのコースを使ったウオーキング教室も年間通して実施しており、毎回多くの方に参加していただいております。この教室は、少し早めのペースで歩くしっかりコースと、自分のペースでゆっくり歩くゆったりコースの2コースに分けて実施しているため、自分の体力やその日の体調に合わせてコースを選べるようになっています。若い方も高齢の方も体力の差に関わらず一緒に参加できるので、80歳以上の方も楽しみに参加していただいております。各コースにはそれぞれ札所等が含まれていて、ベンチやトイレなどの休憩ポイントを設定しておりますが、再度高齢者や障がいのある方の目線に立ち、休憩ポイントが足りているのか、コースが安全なのかなど検証していきたいと思っております。

また、ユニバーサルデザインを取り入れた事業として、今年度よこらぼの提案で、ユニバーサル野球を実施する予定となっております。この事業は、ゲームの野球盤を大きくしたもので、5メートル掛ける5メートルの大きな野球盤を町民ボランティアの皆さんと一緒に作成し、大会を実施するものとなっております。重い障がいがあって野球ができない子供たちの希望をかなえ、ハンデのある人もない人も、大人から子供まで一緒に楽しめる事業にしたいと思っております。

今後、日本一歩きたくなる町を目指し、高齢者や障がい者、子供から大人まで誰でも一緒に楽しめるユニバーサルデザインに配慮したウオーキングコースを役場関係課とも連携し、検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは要旨明細（4）について答弁をさせていただきます。

まず、横瀬町におけるごみの排出量の現状でございますが、平成27年度が約2,350トンであったのに対し、5年後、令和元年度は約2,150トンとなっており、5年間の推移では減少傾向となっております。

次に、ごみの減量化に係る各種計画への位置づけでございますが、従前の町の総合振興計画におきましても位置づけておりましたが、今年度、令和2年度からスタートいたしました第6次横瀬町総合振興計画におきましても6の柱、景観環境づくりの中に、ごみの排出量の削減が位置づけられておりますし、SDGsのゴールも設定されております。また、平成22年度に横瀬町環境基本条例を制定し、この時期に秩父地域1市4町が同様な条例が制定できたことから、ちちぶ定住自立圏事業として、ちちぶ環境基本計画の策定作業をスタートし、平成24年12月に策定をしております。この計画におきましても、広域的な取組と

して、ごみの減量化が位置づけられております。このように町、そして広域的な取組が計画的に進められてきたことによりまして、ごみの排出量が減少傾向となっているということは、一定の成果が得られたのではないかなというふうに考えております。

今後は、着実に成果が出ている、これまでの町及び広域的な取組を継続していくとともに、大野議員のお話のように、新型コロナウイルス感染症の影響やプラスチック製買物袋有料化など、社会情勢を見据えながら柔軟に対応していくことが求められていることから、秩父地域1市4町、そして秩父広域市町村圏組合と連携をしつつ、ごみの減量化に資する新たな施策、事業を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 要旨明細（5）について答弁をさせていただきます。

新規条例を立案する場合、条例の構成及び形式は基本的には法律、政令と同様で、題名、目次、本則、附則、別表、様式で構成されています。議員お尋ねの箇所は、本則の部分に当たると思います。条例の内容により本則の規定も異なりますが、基本的には4つの規定から成り、1つ目として、全体的に通じる原則的、基本的な事項に関する総則的規定、2つ目として、その条例の中心的な内容を規定する実体的規定、3つ目として、実体的規定に付随する事項等に関する雑則、補足的な規定、4つ目として、禁止や制限等に違反した者に対する罰則規定で構成をされています。

各担当者は、これらの原則に沿い条例を立案することとなります。併せて法律等との整合性、国及び県から示される参考条例、他市町村の条例等を参考に立案をいたします。その後、法制執務担当課である総務課で審査を行う流れとなっています。法律等との関係性、条例によって書き方、内容が異なるなど統一的な様式を示すことはなかなか難しい状況です。一方、横瀬町としてのルール等は今まで培ってきたものがございしますので、議員ご指摘については、今後の条例立案時や条例改正時などにできる限り統一性を持たせるよう職員を指導してまいりたいと考えております。

続きまして、要旨明細（7）です。職員採用試験直近3年間の受験者数及び女性職員採用者数についてですが、平成29年度は受験者数18名中、男性が15名、女性は3名で、女性の採用はありません。平成30年度は、一般事務受験者数21名中、男性は18名、女性は3名で、女性合格者は1名でしたが、辞退され、採用はありません。一般事務学芸員受験者数7名中、男性は4名、女性は3名で、女性の採用はありませんでした。令和元年度は追加試験もありましたので、一般事務総受験者数65名中、男性は50名、女性は15名で、女性合格者は2名でしたが、1名が辞退され、女性採用者数は1名です。次に、一般事務学芸員受験者数6名中、男性は3名、女性も3名で、女性の採用はありませんでした。

議員ご指摘のように、直近の3年間での女性職員の採用は1名であります。地方公務員法第15条において、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」、また第20条において、「採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする」こととなっております。当町においても、一次試験で教養試験と職場適応性検査を実施し、第二次試験で作文試験と面接試験を実施し、総合的に合格

者を決定します。

また、今年度はコロナウイルス感染症対策により開催されませんでした。例年は彩の国さいたまづくり広域連合主催による市町村職員採用合同説明会に参加をしております。説明会には、入庁後間もない女性職員を説明員として派遣し、ブースを訪れやすい雰囲気づくりや、より身近な選択筋と感じてもらうための取組を行っております。引き続きこのような取組を行うとともに、女性職員の意見も取り入れながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 要旨明細の6、8、9について、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、6でございますけれども、各課の職員の女性比率については、全職員ベースで見ますと32%程度でございます。これに対し、健康づくり課と子育て支援課が総体的に高いと、50%から70%程度となっております。全体の役職別で見ますと、主査の女性比率がやや高く、ほかは大体同程度かなという形でございます。無意識のバイアスというご指摘でございますけれども、それはございません。人事では無意識で何かが決まることがないように、逆に意識をしておるつもりでございます。その仕事の適材適所を考え、職員ごとに適性、経験、キャリア形成、最終的に各課のバランスを見る必要があるというふうにご考えてございます。

続きまして、(8)の審議会の件でございます。各審議会、その他の会議では、常に活発な意見を出していただきたいというふうにご考えてございます。男性、女性に限らず、意見の出にくい会議というものもあるかとは思いますが。他方で、意見を多く出している会議もございます。個人で会議をリードするという委員の方もいらっしゃるかと思いますし、必要な場合には会議の進行者がご指名をするということでご発言をいただくこともございます。一概には言えないところはございますけれども、現状で極端に意見が出ていないという認識は、私どもといたしましてはございません。一般的には会のための準備の仕方、その場の議論の促し方が重要でないかなというふうに思います。これからも多くの会議がございますので、気づいたところから小さくとも改善を加えていくと、これの積み重ねでやっていきたいというふうにご考えております。

最後に、(9)でございます。民間が独自に活動できるように育てることが役場の仕事とのご指摘、そのとおりだと思います。民間のやりたいこと、やろうとしていることを応援し、また提案し、お手伝いできるように役場は取り組むべきというふうにご考えております。現在、町での事業については、その姿勢で進めているつもりでございますけれども、もしお気づきの点があるようであれば、ご教授いただきながら、こちらについても小さいながらも改善を積み重ねていくという方向でいきたいというふうにご考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。いろいろやっていただいている、本当に感謝しております。

す。

その中で、1番なのですけれども、私今回やっと初めて気がついたのです。役場の仕事は、地方公務員の仕事というのは町をよくするためにはどうすればいいのかということを考えるのが一番で、そのために日常業務を改革して、その日常の業務をなるべく少ない時間にして、その残りの時間で町をどういうふうにすればよくするのかというのを考えるのが本来の町の仕事なのかなと思って、今までは余分な仕事を押しつけたら大変なのではないかなというふうな気持ちでいたのですけれども、でも実際はその2つがあって初めて役場の仕事なのだなということをお聞きしたので、こういう質問をさせていただきました。

課をまたぐ課題というのは、これからもどんどん出てくると思います。組織をつくって、設置要綱とかもつくっていないというお話でしたけれども、もしそういうふうな空き家問題の解決、課題とか、そのほかテレワークとかというのがあるとなれば、それは組織図としてプロジェクトチームみたいな形に見える化をしておいていただければ、職員としてもその課題に対して取り組む姿勢というのですか、ちょっと力強くなるのかなと思うので、その課をまたぐ課題に対しましてもちゃんとした組織図をつくって見える化しておいたらどうでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、2のほうもいろいろとやっていただけてもらって、本当にありがたく感じています。新しい方法はないということでしたので、これはこれに置いておきまして、3のウォーキングも本当にいろいろとやっていただけて、参加者も多くて本当に感動しています。感謝しております。

私は、ちょっと町長と考え方が違ったのは、歩きたくなる町という捉え方が違うのかなと思って、私は観光としてウォーキングコースを歩きたいという気持ちはなくて、歩きたくなる町というのは景観が美しく、緑陰のある静かな落ち着いた町というのが私が歩きたい町と捉えているので、そここのところがちょっと違ったのかなと思ったのですけれども、その前提で話するとですけれども、横瀬中学校前のお地藏様というちっちゃなお地藏様があるのですけれども、そこにベンチを置いたのです、区の役員さんが。そうしたら、お年寄りがいつもそこで休んでいくのです、コミュニティーも発達して。それで、横瀬中学校の生徒もそこに座っておしゃべりとかしていくわけです。本当にコミュニティーもできるし、そこに1つ椅子があると本当にみんなの憩いの場になるのだなということを実感しましたので、大きなすばらしいコースとかではなくて、そういうちっちゃな、本当にちっちゃなホットステーションみたいな、本当にちっちゃなスペースでも多くつくっていただければいいなと感じているので、そこら辺の意識のところを1点町長にお聞きしたいと思います。

それで、(4)番のSDGsのまちづくりなのですけれども、今新たな施策を検討していきたいというふうにお答えいただきましたけれども、これは本当に実現していただきたいのです。それを小さな町だからこそ環境保全に積極的に取り組んでいる町もあるので、これは本当に言うはやすし行うは難しいと思うのですけれども、ぜひ検討するだけでなく、前に一歩進められるものがあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、(7)番なのですけれども、試験なのではないということなのですけれども、不正なことをしろとは言わないのですけれども、受験者が少ないからとか試験点数だからといったらやっぱり変革はできないので、横瀬町役場というのが働く場所としてすごく魅力的なのだよということをお聞きしてほしいし、男女関わらず、これだけ終身雇用制が壊れた今、採用年数ももうちょっと上げてもらって、

氷河期の人たちもまた受験できるような形でやっていただいたらどうかなと思っています。

先ほど浅見議員も質問ありましたが、前歴の換算については検討していくというふうなこともありましたが、これは私、数年前の役場の年齢構成、役場で年齢構成の偏りをなくす試みがされて採用された前職がある職員を見て、その前職が本当に糧となっている職員で、実力のある職員だなということを実感したわけです。ですから、同じように共同参画の面でも偏りがないようにしていただきたいので、質問としては採用年数とか等をちょっと上げてみたらどうですかということをお聞きしたいと思います。

それから（８）番なのですけれども、私も審議員とかやっていますけれども、２期で４年でもう交代になります、必ず。ですから、そこら辺は町はどうなのかをお聞きします。お願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

では、副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 （１）についてお答えを申し上げます。

いろいろなやり方をしながら、今後進めていくということになるかと思っています。できるだけ私も、今チームとしてやっている、横断したチームとしてやっている人たちとはできるだけ情報を共有して、同じものを見ながら、同じように語るというのを目指しているのですが、ご指摘のように、まだ全庁的にみんながどこどこで誰々がこんなことをやっているのだなというのが見える形にまではできていないかなと思います。ご指摘のような形で皆さんに見える形でやっていくというのは、私としてもいいかなと思っていますので、何か工夫をして、みんなが何かしら関わっていけるような見える化というのは、こういうチームをつくる時の見える化というのは進めていきたいなというふうに思います。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから残り、補足も含めてお話をさせていただきたいと思います。

振興計画の実現についてという大きくくりでご質問をいただいております。そもそも振興計画はいろんな課題があって、課題に対応するための枠組みにもなっています。やっぱりこれ町の状況が、今の状況を考えるとこのままではいけない町だと思っていますので、当然課題がたくさんある。課題に当たっていくということが非常にウエートが高いかなと自分では意識をしまして、日常業務を淡々とこなすだけでは、議員おっしゃるとおりで足りません。だから、それ以外に将来を見据えてとか、あるいは戦略的に考えてとかという部分は必ず必要になりますので、そこはおっしゃるとおりだろうというふうに思います。

そのために、各課のまず枠組みがあるのですけれども、それとは別にプロジェクトチームを必要に応じてつくっているというのが今の体制です。古くは笑顔になれるおもてなし委員会というのをつくって、役場の窓口改革をやりました。窓口を明るくするとか、あるいは子供さんが遊べるスペースをつくるとかとやって、あれはプロジェクトチームの成果だったというふうに思います。今回の空き家チームもそういう動き方。

ただ、気をつけないといけないのは、基本組織がある中でのプロジェクトチームなので、プロジェクトチームが乱立してしまうと、これはよくないわけです。指示系統が複雑になっていくので、やっぱり大事なところに絞ってプロジェクトチームを置いていく、あるいは必然的に課が横断的にやらないといけない

ことにプロジェクトチームを置いていくというふうを考えてやっています。今回の7つの大きな柱がありますので、少なくともこの7つの大きな柱に関しては、これ意図的に各課横断的になっていますので、プロジェクトチームみたいな形で連携していくというケースは増えるだろうというふうに思っています。

その中で、各論の中で、まずウオーキングに関してなのですが、歩きたくなる町は、私は議員とはあまり変わっていないと思っています。これは観光客だけではなくて、住んでいる皆さん、それもいろいろな方、お年寄りの方から、小さい方から、障がいがある方から、健常者の方から歩きたくなるというのを横瀬町は目指したいというふうに思っています。

それと、中学校の前のベンチのお話は大変いい話です。これは参考にさせていただいて、そういったことができるところがありやしやというのは積極的に検討してまいりたいというふうに思います。

それと、SDGsのところは、環境保全に関しましてはこれからしっかり取り組みたいと思っています。これは、町単独でやれることをやるということと、1市4町で連携していくということです。幸いにも秩父市が環境立市というのを掲げています。私が見ても秩父市は、その意識は相応に高いですし、その意識が共有できているという1市4町の状況だと思いますので、この地域を持続可能な地域にしていくという観点において非常に重要なポイントだと思いますので、そこはしっかり力を入れてやっていきたいというふうに思います。

それと7番、採用のところなのですが、職員採用に関しては、ここのところで採用上限年数を少し上げました。これはいろんな意図があって、人材の多様化、それから優秀な前歴のある人を持ってきたいという部分があったり、あと役場がいびつだった年次のならしをしたいというところがあります。今も年齢のところの凸凹を見ながら採用年齢の枠をつくっているわけなのですが、年齢の枠を考えているわけですが、今それ自体を上げるというのは今のところはちょっとないかなというふうに、近々ではないかなというふうに思っています。

一方で、世の中の働き方が多様化しています。なので、会計年度任用職員という形であったり、あるいは全く別の形ですが、地域おこし協力隊もそうですし、いろんな形で多様な人が、年齢とか性別の制限がなるべくない形で町に関わっていただけるような形は、私はつくっていききたいなというふうに思っています。

あと審議会のところは、意識としてはやっぱり関わっていただく人の分母を増やしたいなというふうにいつも思っています。なので、横瀬みたいな規模の町ですと、よく受けていただける方に複数の役割を担っていただくケースが多いのですが、その分母を広げていくというのは、そこはちょっと意を砕いてやっていききたいなというふうに考えています。

私からは以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

再質問ということではなくて、これで質問を終わりにしますけれども、先ほどの(7)番ですけれども、多様な人たちが入っていただいているのは分かるのですが、管理職にはなれないのです、そういう方たちは。なので、そこら辺のところはひとつお願いいたします。



それで、全く本当にコロナの大変ないろんな仕事がいっぱいある中で、また言うはやすし行うは難しみたいなこういう質問をして本当に申し訳ないと思うのですが、いろいろ考えていただいて、成果を出していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○阿左美健司副議長 答弁よろしいですか。

○8番 大野伸恵議員 はい。

○阿左美健司副議長 それでは、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 では、次に1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で1つです。

それでは、質問に移らせていただきます。今回の質問は、コロナ禍における町の考え方及び対応についてでございます。現在蔓延中の新型コロナウイルス（COVID-19）ですが、9月9日時点での世界の累計感染者数は2,748万6,960名、うち死者が89万4,983名、そして国内での累計感染者数が7万3,331名、死者数が1,411名と甚大な被害をもたらしております。亡くなられました皆様に対しましてご冥福をお祈り申し上げますとともに、現在療養中の皆様の日でも早い治癒を願っております。

さて、この新型コロナウイルスの怖いところ、恐ろしいところは、病気そのものはもちろんのこと、その不安やおそれ、そしてそこから生まれてしまう嫌悪、偏見、差別といった人権的な問題の発生や、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまうことであります。人間対ウイルスが、いつの間にか人間対人間になってしまっているのです。病気そのものへの対応は、手洗い、消毒、マスクの着用、3密を避ける等かなり浸透しており、あとはワクチンができてくれればというところではあります。人権的な問題や人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されていくことへの対策は、日本赤十字社等早い段階で啓発をしておりました団体もあります。また、お盆前の防災無線、また安心メール、8月24日付の横瀬小学校だよりでも取り扱っていただきましたし、「広報よこぜ」9月号の「町長のちょこっとひとこと」でも取り上げられていただいておりますが、全体としてはまだまだ不十分であると考えます。

ここで、要旨明細（1）ですが、人権的配慮に関する町の取組についてお聞かせください。なお、この質問に関しましては浅見議員が質問をされておまして、それに対して副町長、子育て支援課が答弁をさせております。基本的に質問内容がかぶっておりますので、恐らく答弁のほうもかぶるかと思っておりますので、こちらは省いていただいて結構でございます。その上で再質問をさせていただければと思います。

続きまして、要旨明細（2）ですが、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊さないための対策的な観点から、町主催会議及びイベント等の開催におけるガイドライン及び考え方についてお聞かせください。

さらに続きまして、要旨明細（3）ですが、これまで対面交流の重要性を申し上げてきましたが、対面

交流が失われることへの危機感についてお聞かせください。

また、学校教育の現場において、当初からのG I G Aスクール構想に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、急速にオンライン化が進みました。しかし、このオンライン化に関しましては、コロナ禍での休校時の活用等、当初想定していた以上のメリットが感じられる一方、環境が整ったことによる対面型コミュニケーション機会の減少が懸念されると私は考えます。もともとこのG I G Aスクール構想は、主体的、対話的で深い学びを目指してI C T環境を整えるもので、I C T、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、つまり情報通信技術をどう使いこなすか、それを使ってどう人とつながるかを学ぶことが重要であります。G I G Aスクール構想が目指すところに至るためには、対面型コミュニケーションも大変重要なことと考えます。

次に、要旨明細（４）といたしまして、学校教育におけるオンライン化の促進とメリット及びデメリットについてお聞かせをください。

壇上からの質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○阿左美健司副議長 質問１、コロナ禍における町の考え方及び対応についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 要旨明細の（２）と（３）について、私のほうから答弁を申し上げます。

（２）でございますけれども、８月11日の町長メッセージにもありますように、横瀬町は助け合い、支え合いを大切にしてきた町ですので、人のつながりが大切だというふうに考えております。町の方針といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、拡大防止のための最大限の注意を払いながら、できるだけ社会経済活動を再開する、あるいはしていただきたいというふうに考えております。そのためにも、先ほどの人権的配慮に関する町の取組は大切なのだなというふうに認識しております。町といたしましての会議やイベント等の開催に関するガイドラインというのは、３月25日に出しました新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた本町のイベント等開催に関する基本的な考え方（第２弾）というものが出ておりますが、このとおりでございます。

会議については、書面での可能性を検討し、その他特に緊急事態宣言下では実施しない方向で判断をしてまいりましたけれども、緊急事態宣言の解除後は３密を避けること、それから重症化しやすい方たちに配慮することを基本としまして、オンラインを活用したり、対象団体を限定したり、人数や飲食を制限したりしつつ、段階的に活動を再開、拡大していただく方向で向けてきているということでございます。

なお、現時点では芦ヶ久保小学校の一般貸出しについては、引き続き慎重に限定的に考え、運用させていただいているということになります。

続きまして、（３）、対面交流が失われることについての危機感ということでございますが、コミュニケーションの対応というのは様々でございます。従来は対面型のコミュニケーションが主であり、ご指摘の意味で重要だと考えております。一方で、これまでになかったコミュニケーションの方法やメソッドが、特にテクノロジーの発展と活用に伴って見えてきたというふうに思っております。従来できなかった、あるいは諦めていたことができるようになったり、より広く、深く知り合えたり、学べたりすることも気づかされたということでございます。もちろんよくない面も見えてまいります。

ご質問に関しましては、対面交流が失われることについては危機感を持っております。今回のコロナ禍の中で、感染拡大防止のために対面交流が制限されることについては、まず感染症対策に優先順位を置いた行動であり、仕方がない部分があるかなというふうには考えております。その中で、今できるベストの手法として、オンライン等が出てきているというふうには考えております。ですから、新型コロナ対策は次のステージに入っていくという中では、対面交流の制限が緩和されるということになれば、徐々にその機会は回復し、復活するべきだというふうには考えております。

一方で、今回発掘されたといいますか、発見されましたオンライン等のよいところは今後も活用していくというのがよいかというふうには考えております。それぞれのよいところを使っていくという方向で考えていくべきであろうというふうには考えております。

(2)と(3)につきましては、私のほうからは以上でございます。

○阿左美健司副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私のほうからは、質問事項1の要旨明細(3)のうち学校教育に係る部分、さらに(4)について答弁させていただきます。

まず、(3)で学校教育に関わる部分ですけれども、議員おっしゃるとおり、GIGAスクール構想は1人1台の端末環境と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備するというので、学習活動の一層の充実、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を図っていくためのものがございます。構想の実現に向かって、段階的に学びを変容させていけるように、先生方の支援に立ってまいりたいというふうには考えております。

続いて、(4)についてですけれども、オンライン化の促進に当たりまして、横瀬町教育委員会として応急かつ緊急的な措置として、オンラインで児童生徒と教職員がつながる、また児童生徒と学習内容をつなげるツールというふうには考えております。

次に、メリット、デメリットでございますが、メリットについては、今回の新型コロナウイルス感染症はもとより、災害時も含めて緊急時に児童生徒等を学校に集めなくてもやはり学習が可能になる。朝の会などを行うということで、級友それから先生とつながることができる。オンデマンド型、いわゆる録画されたコンテンツであれば、自分の都合に合わせて、繰り返し見ることにもできる。登下校にかかる時間がかからない。夏の暑さ、それから大雪などでもつながれる可能性が高いというふうなことはあるかと思っております。

一方、デメリットとしては、まず学習者の視点からは、長時間画面を見ることになると疲れる。それから集中力が必要で、ストレスを感じる。議員おっしゃるように、対面で行っているこのものは、1こま小学校では45分、中学校では50分となっていますけれども、こうした1こまの授業はまず無理であるというふうなこと。相手の表情や動作、声の調子など、対面では感じられるもの、それからニュアンス、そういったものはつかみにくいという点があるかと思っております。また、実際私も教える側というか、やってみましのほうとして、まだまだ手探りということを含めてだと思っておりますけれども、どうしても説明型のものになってしまう。いわゆる考えさせるような、主体的、対話的に深いというふうな点からの授業というのはなかなか組みにくいという実感があります。それから、やはり先ほども申し上げましたけれども、教

える側としても子供たちの表情はつかみにくく、反応を適切に捉えられないといったことが挙げられるかというふうに思っております。

3か月にもわたる臨時休業を経まして、学びの灯をともし続けるため、学校教育におけるオンライン化は今後の現場に必要な不可欠になるということは間違いないと思います。しかしながら、学校教育が全てオンライン化することではなく、従来の学校教育とのバランスを取りながら、対面、オンラインのよい点を適切に用いながら推進していくことが重要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

再質問させていただきたいのですが、まず（1）に関してなのですが、かなり各所での呼びかけ等を行っていただいているという現状は今日の議会の中でも、またそれ以前のいろいろ調べた中でもございました。学校においても何度も呼びかけていただいている。ただ、これに関しましては、なかなか呼びかけても難しいところがあるというのは、やはり受け身で呼びかけるというのは、それを受けた人がそのまま自分に入れてくれればいいのですけれども、そうだよねというところで止まってしまうことが多いのだと思うのです。やはり主体的に自分がそれを進めていく、そういう差別をしないようにしていこうとみんなに呼びかけるぐらいの気持ちに一人一人がなれば、全然状況が変わるのかなということにおいて、例えば一つの提案なのですが、啓発に関する貼り紙、看板に関して、ただそういうのはやめましょうではなく、心に訴えるような、震災後に流れていたCMのようなものを考える。また、それを子供たちに考えてもらって、例えばこれ授業の時間を今から取るというのは、いろいろかつかつの中で難しいと思うのですが、標語みたいなものを子供たちに作ってもらって、コロナに関しての、それを町のいろんな至るところに掲げるとか、やっぱりそういったことをもう一歩進んだ施策が必要かなと思います。その辺りいかがでしょうかというのが、まず1つ目です。

2つ目、（2）、（3）に関わるのですけれども、ガイドラインに関しまして早い段階で出ていたのかなと思います。これに関しましては状況が変わってきておりますので、状況によって、今後見直し、大幅な見直しも含めて取り組んでいただきたいのですが、その辺りどうでしょうかということ。

また、このガイドラインとともにの話なのですが、ぜひ先駆けてしっかり歩いてほしいのですが、今第2段階に来ていまして、ウィズコロナの時代で、コロナとどう付き合っていくか、コロナを受け入れてどう歩いていくかということに来てると、先ほどの副町長のお話でもそのように私は捉えましたけれども、しっかりコロナの対策を取って歩いていくことが大切だと思います。それに関してどう思うかということとともに、先駆けて横瀬町はそういったことをしっかりと、この人権的配慮と同時に進んでほしいと。もしチャレンジして出てしまったときは、しっかり皆さんで守りましょうという体制をつくって歩いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、（4）のところなのですが、オンラインの件なのですが、もともとオンラインの整備は非対面の授業をするためではなかったわけですね。ちょうどコロナ禍でそれが有効だということで、やむを得ず使ったという部分があると思います。ただ、今後同じような何かの状況のときに、以前もあったと思いま

すが、ある程度自治体にその運営を委ねると、学校を再開するタイミング等を委ねるとなったときに、横瀬町はオンラインが整っているのだから、無理に集める必要はないのではないかという声は絶対あると思うのです。ただ、そこに対して、いや、でも集まることに意味があるのだと。しっかりとその思いを持って、例えば学校を再開するのも、しっかり対面で再開することとかというのも、そういった思いを持って今後考えていっていただけるかどうか。実際そういう判断を委ねられたときにはどのように考えるかどうかということ、このオンラインを踏まえての整備の状況を踏まえてどう考えるかを、4つ目の質問とお願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、1番と2番について答弁をさせていただきます。

まず、1番について主体的に町民への啓発について、何か主体的に動けるものについて検討したらどうか、標語等を募集したらどうかということについてです。確かに議員おっしゃるとおり、ただ啓発していても響かなければ、なかなか意味がないものになってしまうと思います。いろいろご提案いただいた内容等検討しながら、各課で情報共有しまして対策が取ればと考えております。

②番、ガイドラインの見直しについてです。ガイドラインにつきましては、その内容につきましては3つの条件がそろつかそろわないか、または開催に当たっての感染症予防対策例等を明記しております。これが感染防止するための最低限の守っていただきたい内容になっておりますので、これを大幅に改正するのではなく、これを基本として、また考えていければと考えております。また、課長会議ですとか情報共有を図りながら、感染状況等も確認しながら対応していけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから3番目の質問と、あと4番目の一部で回答させていただきます。

まず、先駆けてという部分、気持ちとしてはその気持ちはとても強く思っています。とりわけ横瀬町はチャレンジを貴ぶ町でありますので、先駆けてやっていただきたいという思いはあるのですが、コロナの問題で難しいのはコロナに関する、とりわけその感染症リスクに関する一次情報を自分で持っていないところなんです。なので、自分が大丈夫だと思っても、やっぱり住民の皆さんの心配の声だったり、納得感だったりというのも必要であります。なので、これに関しては、とりわけ感染症のリスク、それから経済的なリスク、それから議員がご指摘の社会的なリスク、それらのいろんなてんびんで物事を判断していかざるを得なくて、結果的にはかなり慎重な進め方にはならざるを得ないかなというふうには自分で考えています。これは、本当にひとえに自分で一次情報を持っていて、自分で一次情報を持っていればもっと早く思い切ってはできるのですが、この問題に関しては、なかなか思い切って一本切っていくというのが難しいかなと、そんな感触を持っています。しかしながら、おっしゃる意味は大変よく分かりますので、どれが住民の皆さんにとって一番いいかということを考えて、臨機応援には対応していきたいというふうには思っています。そういう中で、ガイドラインの見直し等は状況変化に応じて逐一見直しは必要であろう

と思いますし、それから一番最初のところ、伝えるための工夫もさらに必要かなというふうに思いますので、この辺も知恵を絞っていききたいというふうに思います。

あとオンラインに傾き過ぎるかというところの懸念は私もよく分かります。やはりみんなが集まることの価値とか、場所を共有するというのは、とりわけ子供たちの世界だととても大事なというふうに思いますので、そこは思いを持って、これは教育委員会の考え方ともすり合わせたりとか必要だと思いますが、町としてはやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 私からは、今町長にお答えいただきましたが、学校再開、休校の関係について答弁させていただきます。

町長おっしゃっているように、これは非常に緊急的な措置であるというふうに思っています。やむを得ない場合ということですので、オンラインがあるから学校はなしだとか、そういう考えはないというふうに思っています。ですので、とにかく学校に行けるということがまず第一で、その補完的な措置としてオンラインもあるということ考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

ないようですので、以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時48分

○阿左美健司副議長 それでは、再開いたします。

---

○阿左美健司副議長 ただいま町政に対する一般質問中でございます。

次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回私の質問は、1、地域おこし協力隊の活用について、2、役場職員の定員管理についてでございます。

横瀬町は、昨今新聞、テレビその他のメディアに頻繁に紹介され、いろいろなところで町が話題に上っておりますことと、町当局の頑張りに感謝と敬意を申し上げたいと思います。

さて、まず1、地域おこし協力隊の活用について質問いたします。地域おこし協力隊は、平成21年3月31日に制定され、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域の維持、強化を図るためには担い手となる人材の確保が特に重要となっており、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化にも資する取組であり、有効な方策と考えることとされております。制度概要として、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組とされております。

そこで、要旨明細（1）の横瀬町における地域おこし協力隊の現状と今後についてお答えください。

また、要旨明細（2）の地域おこし協力隊の採用基準についても併せてお伺いします。

参考までに長瀨町では、「長瀨町の魅力を外部に発信していただきます。手法やテーマについては指定ありませんので、まず長瀨町の魅力を発掘または開発していただいて、主に県外の方に対し、長瀨町への観光や移住につなげられるようなPR活動をしていただきます」と、役割を明確にして1名の募集が行われております。当町の場合はどうなのでしょう。

続いて、要旨明細（3）の地域おこし協力隊員の地域移住と起業について伺います。平成29年度地域おこし協力隊定住状況等に係る調査結果によりますと、任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住とあり、埼玉県にあっては4人中4人の100%が定住とあります。また、令和元年度の調査では、地域おこし協力隊の活躍先として、隊員数が全国で5,349名、1,071自治体、10道府県、1,061市町村で活躍をされております。埼玉県では35名、内訳として秩父市11名、小川町1名、ときがわ町2名、横瀬町7名、皆野町2名、長瀨町1名、小鹿野町7名、東秩父村が2名、神川町が2名となっております。地域おこし協力隊員の活動が地域力の維持、強化につながっていくよう、移住や起業の見通しや可能性についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、2、役場職員の定員管理についてでございます。本町では、平成16年に緊急行財政改革プランを策定、秩父市との合併をしないで、独自に横瀬町として自立していくこととなりました。その中で、役場職員の定数を平成16年の99人から平成26年度までに13名を削減して86人に縮小するとの計画がなされておりました。

そこで、要旨明細（1）の職員の定員管理の現状と今後についてお伺いします。

また、要旨明細（2）の職員の採用基準及び要旨明細（3）、職員の昇格基準についてもお伺いしたいと思います。

次に、要旨明細（4）、地域おこし協力隊との整合及び調整について伺います。人口の流出や人口減少により、産業や地域活動の担い手が不足した地域では、地元で伝わる伝統工芸や芸能、祭りといった文化活動の担い手や後継者不足も顕著になり、産業の衰退、雇用の減少などの問題が複合的に起きています。当町も例外ではありません。そこで、産業の立て直しによる雇用の創出や維持、人口流出の歯止め、回復、新規住民の呼び込み、地域文化の担い手の確保と継承など問題の解決を目的としたものが、いわゆる地域

おこしと認識しております。私たちの町にとっても地域おこしは必要不可欠なこととはいえ、早急な対応をしていかなければなりません。現在地方創生に関しては、政府の基本計画であるまち・ひと・しごとの総合戦略があり、それに基づいて全国の都道府県や市町村の下で具体的な政策の策定が進められており、この策定に自治体の多額の予算が投入されています。

以前から自治体の地域活性化分野の業務といえば、計画、施設開発、商品開発など、ほとんどが外注されてきました。したがって、どこの市へ行っても町へ行っても、成功した地域と類似した計画や商品がコンサルタントによって提案され、実行に移され、結果活性化には結びつかないといった状況が多く見受けられました。また、活性化の方策については、次のような指摘もあります。コンサルタントは、計画や業務遂行を担い、任された範囲で業務はやっても、その結果に責任を取れる立場にはありません。何か詳しい人に任せれば、分からない問題が一気に解決する、もしくは面倒なことが整理されて前に進むと勘違いしている人がいます。そのような他力本願の姿勢は、地域衰退の問題の一因とも言え、現状を見れば分かるように、そうした地域の将来をコンサルタントに任せるような方法では、地域はますます衰退してしまいます。地域を活性化させるのに必要なのは客観的な助言ではなく、主体的に問題解決のために知恵を出し実行することであると思います。地域に愛着と熱意を持った人たちが中心となって、地域の活性化を高めるためには真剣に考え、議論し、再生の方策を見つけ出していくことこそが重要です。また、地域としての危機意識の高まりが重要な要素であると思います。私も地域活性化の基本は、自分たちの頭で考え実行することであると思います。自分たちで考え、独自の方法でやっていこうと決めれば、少しでも前に進んでいける可能性があると思います。そこで、次の5点について質問をいたします。

1つ目は、町の地域おこしに対する基本姿勢は他力本願ではないか。主体性を持った町独自の取組を考えていかなければ、真の活性化につながらないのではないかとこの点。

2つ目は、町は活性化策のキーポイントであり、活性化の中心となるべき職員の持っている優れた能力を生かし切れていないのではないかと。また、職員が能力を発揮できる環境が整備されていないのではないかとこの点。

3つ目は、今活動されている地域おこし協力隊員が町民に認知されていないのではないかと。協力隊員が町民とともに成果を上げることでできるような、地域住民や町の職員とのつながりを考えていかなければならないのではないかとこの点。

4つ目は、多くの地域おこし協力隊員が活動しているが、任期が終わったときに何の成果も効果も残らないという残念な結果にならないように、役割や目指している方向をはっきりさせるべきではないかとこの点。

5つ目は、地域おこし協力隊員に係る経費は補助金でやるから、仮に成果が表れなくても責任はないとお考えではないかとこの点。

これらのことについて、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 質問1、地域おこし協力隊の活用についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕



○小泉照雄まち経営課長 若林議員の一般質問の質問事項1、要旨明細(1)から(3)について答弁させていただきます。

(1)の地域おこし協力隊の現状と今後についてですが、地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化が進む地方自治体が都市の住民を1年から3年の期間、生活の拠点を移してもらい、農業支援や健康づくりへの支援、町の情報発信などの地域活動を行ってもらいながら、地域への定住・定着を図るという取組です。横瀬町では、平成29年度より隊員の受入れを始めました。平成29年度に2名、平成30年度に3名、令和元年度に4名、令和2年度は4月1日の採用者を含め3名採用し、これまで12名の隊員を受け入れました。昨年度3名の隊員が退任し、現在9名の隊員が活動を行っております。

隊員の活動につきましては、本年度の議会発行の「よこぜ議会ナビ2020年夏号」でもご紹介いただきましたが、各隊員とも自分が提案した業務について、隊員のこれまでの知識や経験、技術を生かして、住民の方々の協力をいただきながら、町の活性化を図るための活動を行っております。全国の自治体の中から横瀬町の活動を希望して隊員となった方でありますので、隊員の活動が住民の協力と理解を得ながら、信頼関係を築き、引き続き町の活性化につながる活動ができるよう今後も支援していきたいと考えております。また、隊員の知識や技術などを生かした地域活動を行うことで、また町の新しい可能性や価値を生み出せるよう、お互いに協働しながら、町の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、(2)の地域おこし協力隊の採用基準ですが、横瀬町の地域おこし協力隊の業務として、原則2つの業務があります。1つは、隊員の活動拠点となるエリア898等の管理業務を交代で行うこと、2つ目は、隊員の自由な発想で町の活性化につながる業務を行うこととしております。この業務に従事することが可能な方を採用するための採用方法として、一次審査として書類審査、二次審査として面接による審査を行っております。選考に当たり、提案が応募者のこれまでの知識や経験、技術を生かしたものであり、実現性があるか、計画的なビジョンがあるか、町の活性化につながるかなどを観点に選考を行っております。熱意を持って、果敢にチャレンジする人材を採用しております。

次に、(3)の地域おこし協力隊員の地域移住と起業についてですが、地域おこし協力隊として横瀬町に生活の拠点を移してもらい、自分の提案した業務を実現するための活動を行いながら、町内で起業または地元で就職してもらい、定着を図ることが最終目標です。町では、隊員期間終了後も継続して町内で活動できるよう、起業等を行う場合には最大で100万円の補助金を支給するなどの支援体制を整えております。これまで3人の隊員が退任しましたが、1名は紅茶による農業活動に引き続き集落支援員として、町の農業支援の活動を行っております。2名の方につきましても、秩父郡市内の事業所に勤務しております。うち2名の隊員は、引き続き横瀬町に居住しております。また、来年4月に2名の隊員が期間満了となりますが、2名の隊員ともに現在の活動を継続し、町内で起業をし、引き続き居住する予定となっております。今後も隊員が住民の方の理解と協力の下、活動を実施し、生活の拠点として横瀬町に定住・定着してもらえよう、隊員の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 再質問というか、最後の役場職員の2の整合性のところでお聞きしたいと思う

のですが、では再質問は地域おこし協力隊の令和元年度行政報告書を見ますと、平成31年度の実績が2,681万1,000円の経費が出ておりまして、その平成30年度につきましては1,784万6,000円、毎年増えておるところでございます。そういうことで、この人たちを大いに活用して、地域づくりとまちづくりに励んでいただくようお願いしたいと思います。そういうことで、1については設置要綱は策定してあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、2番目はこの前も聞いたのですが、地域おこし協力隊の方がフリーミッションであると、横瀬町については、これについては、なかなか町民の方に理解が得られないのではないかとということで、先ほどの長瀬町の例を申しましたように、ちゃんと目的はこういうので、こういう人を採用していますと、募集しますと。そういうふうのほうが町民の方に分かりやすいし、また町民のニーズをその人から得るのでなくて、横瀬町は何が必要なのだというほうがいいのではないかなと思うところがございます。

そして、あとは起業、これについても移住や起業の見通しや可能性ということでありまして、石黒さんという方が一生懸命地域おこしの協力隊でやっていただきました。私も報告会には伺いまして、彼女の報告を聞いて、涙が出るような感動を受けました。

ということで、1については設置要綱ができていないか、2についてはフリーミッションでなくて、ちゃんとしたミッションが図れないかということと、3番目については移住や起業の見通しということをお伺いしたいと思います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 答弁させていただきます。

1つ目の設置要綱等があるかということですが、横瀬町地域おこし協力隊設置規則というものがございます。

それから、フリーミッションの関係ですけれども、現状横瀬町の隊員についてはフリーミッション方式で行っておるわけですが、活動の内容が横瀬町の活性化につながるかどうかということで、今現在フリーミッション方式で行っている現状でございます。

それから、起業についてですけれども、先ほど答弁させていただきましたが、100万円等の助成制度がありますので、そういったことをフルに活用していただいて、起業等を行っていくように支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

では、ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、役場職員の定員管理についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項2、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

平成16年度に緊急行財政改革決定事項、いわゆる行政財政改革プランを取りまとめた中で、職員定員適

正化計画の見直しが行われたことから、平成17年4月に、平成26年度までの10か年計画を策定いたしました。平成26年までの10年間で13名の職員を削減し、86名とする計画です。平成26年度末の職員数実数は87名で、ほぼ計画どおりとなっております。

次に、第5次横瀬町総合振興計画・後期基本計画期間に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5か年計画の定員管理適正化計画を作成をいたしました。地域主権改革による国、県からの権限移譲による事務量の増加、他団体への派遣、育児休業者等の観点から、前計画期間による定員減少とのバランスを見直し、効率的な行政体制を推進するため、定員管理総数の令和元年度目標値を87名としました。令和元年度の実績は84名で、計画を3名下回っております。

次に、今後についてでございますが、今年の2月に第6次横瀬町総合振興計画・前期基本計画期間に合わせ、令和2年度から令和5年度までの4か年計画を作成をいたしました。今回作成した計画でも、地方分権や権限移譲による事務量の増加、多様化する行政需要による新たな行政課題など、社会情勢、時代の激しい変化に弾力的かつ的確に対応するための計画となっております。令和5年度までの目標値は前計画と比較し、2名削減し職員数85名の目標値となっております。今後も定員管理適正化計画に基づき、適正な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

要旨明細（2）について答弁させていただきます。職員採用基準についてのお尋ねでございますが、職員の採用に当たりましては、地方公務員法第15条において、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」、また第20条において、「採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする」こととなっております。このことを踏まえ、一次試験で教養試験と職場適応性検査を実施し、二次試験で作文と面接試験を実施し、総合的に合格者を決定いたしております。

次に、直近3年間の町内在住における受験者数及び採用者についてでございますが、平成29年度は受験者数18名中、町内在住者5名、町内在住採用者は1名となっております。平成30年度は、受験者数21名中、町内在住者2名、町内在住採用者はありません。令和元年度は、受験者数65名中、町内在住者13名、町内在住採用者は2名となっております。

続きまして、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。職員の昇任基準についてのお尋ねでございますが、地方公務員法第15条には、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」と規定されております。この任用の一つに昇任が該当いたします。また、地方公務員法第13条には、「全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱わなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第16条第4号」、これは欠格条項に該当しますが、「に該当する場合を除くほか、政治的所属関係によって、差別されてはならない」と規定をされております。

これらの法律の条文は、能力主義の原則及び平等取扱いの原則を基礎としていることから、職員を新たな職に任用する場合には、級別資格基準表、在級年数、過去の昇任状況及び勤務成績等、職務遂行能力を客観的に判断した人事評価等を活用して総合的に判断をすることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 続きまして、要旨明細（４）の地域おこし協力隊との整合及び調整についての５つの質問にお答えいたします。

１つ目の地域おこしの基本姿勢についてですが、人口減少や高齢化が進行している横瀬町において、地域の活性化は非常に重要であると認識しております。地域活性化のためには、若林議員ご指摘のとおり、地域に愛着と熱意を持った人たちとともに知恵を出し合い、課題解決に向け方策を見つけ、実行していくことは重要であると考えます。一方、物による豊かさではなく、生活の質の豊かさを求め、地域社会へ貢献することを希望する都市圏の方々が存在しております。このような地域貢献を希望する人材を呼び寄せ、定住・定着に結びつけることは、都市住民のニーズに応えるとともに、地域活性化にもつなげる有効な方策と考えます。このことから、町、住民の方々、地域外の方々を融合させ、共に地域おこしを行っていくことも一つの方策であると考えます。

次に、２つ目の職員の能力が生かし切れていないのではないかのご質問ですが、地域活性化のためには、職員が住民目線で公務員のプロとしての自覚を持ち、課題解決のために業務に当たることが大切と考えます。このためには、個々の職員が自己研さんを積むとともに、職員間のコミュニケーションを高めることで議論が活発となり、職員個々の能力を高めることができると考えます。職員が意欲を持って業務に取り組めるよう、職場内のコミュニケーションの場の雰囲気づくりをこれまで以上に努めていきたいと思えます。

次に、３つ目の地域おこし協力隊員が町民に認知されていないのではないかのご質問ですが、地域に密着した活動を行うことが基本となる地域おこし協力隊が活動を行っていく上で、住民の方々や町職員との協働による活動は必要不可欠であります。現在各隊員の活動として、健康づくりを活動している隊員は健康づくり課、子育て支援課、官民連携の活動をしている隊員、またふるさと納税PR活動をしている隊員はまち経営課、空き家の活用を目指している隊員は建設課、まち経営課、振興課と連携して活動を行っております。他の隊員も、いずれかの課と関わりながら活動を行っております。また、隊員の活動は、住民の方の理解、協力がなければ、各隊員の活動は成り立ちません。隊員の活動が住民の方に認知していただけるよう、これまで以上に住民の中に溶け込み、地域に密着した活動ができるよう支援していきたいと思えます。

次に、４つ目の地域おこし協力隊の役割や目指している方向性をはっきりさせるべきではのご質問ですが、各隊員とも自分が提案した業務について目標をしっかりと持ち、隊員のこれまでの知識や技術を生かして、住民の方の協力をいただきながら、熱意を持って町の活性化を図るための活動を行っております。町としては、隊員の提案した業務が軌道に乗るよう、また町の新しい可能性、価値が見いだせる活動ができるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、５つ目の地域おこし協力隊の成果についてのご質問ですが、地域おこし協力隊の成果として、自分の提案した業務を実現するための地域活動を行いながら、継続して町内で起業または就職し、定着を図ることが成果かと考えます。これまで３人の隊員が退任しましたが、１名は集落支援員として、２名の方も秩父郡市内の事業所に勤務しております。うち、２名の隊員は町内に居住しております。今後も隊員が

生活の拠点として横瀬町に定住・定着できるよう、隊員の活動を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいままち経営課長さんから適切なご答弁をいただきました。私の懸案することについては、(4)の1、他力本願でなくて、自分で自らやってほしいというのが希望でございます。

そして、職員の能力を十分に活用していただいて、とにかく横瀬町の職員になった以上、この町のため、町民のために一生懸命頑張りたいというのが職員だと思います。

さっきの採用のほうにちょっと触れてもいいですか。

○阿左美健司副議長 はい。

○9番 若林想一郎議員 先ほど採用の中で、横瀬町の職員が令和2年度ですと、新採が6名いて横瀬町の出身が2人しかいない。そして、令和元年については2名とも横瀬町ではなくて、キャンセルをされたということで、今年採用された方も3か月で1人が退職してしまったという話も聞いております。この辺についての反省、あるいは町民とすれば横瀬町から採用してもらうのが普通ではないかという人が多いと思いますので、それらについて最後に町長にお聞きできればと思います。

それから、昇任についてでございますが、今回課長に昇格された方お二人、昭和42年生まれだと思います。この上に昭和37年生まれの方が3人いて、1人がまだ課長になっていない。あるいは昭和38年生まれの方が課長になっていない。そして昭和39年生まれの方が6名おるけれども、まだここからは課長が出ていない。そんなこともありますので、これから主事、主任、主査、副主幹、主幹、副課長、課長と昇任していくわけでございますが、何か透明性がここにあったらいいのではないかな。前に町長が、例えば建設課に建設課長と担当課長を置いた、そんなような事例もありましたし、あるいは教育委員会の次長がいて、教育課長でしたか、そういう制度もあったのを思い出しまして、この辺は工夫をして職員のモチベーションを上げていただければと思うところでございます。

最後に、地域おこし協力隊導入の効果というのがちょっと出ておりましたので、これを紹介して一つの参考にしてもらえればと思います。地域おこし協力隊導入の効果。地域おこし協力隊、地域、地方公共団体の三方よしの取組。地域おこし協力隊の人は、自身の才能、能力を生かした活動、理想とする暮らしや生きがいを発見していただくと。そして、地域にあっては、斬新な視点(よそ者、若者)が来ることによって地域が活性化するというところで、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるとあります。そして、地方公共団体にあっては、行政ではできなかったこと、柔軟な地域おこし策がもたらされるのではないかと。そして、住民が増えることによる地域の活性化が図られるのではないかとということでありまして、せっかく地域おこし協力隊の方が増えてきておるわけでございますので、どうか三方よしの取組等も大いに参考にしていただければと思います。

最後、町長にこちらについてお答えいただければと思います。

○阿左美健司副議長 それでは、ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから今の再質問に関しまして全般的にお答えをしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊のところ、今おっしゃっていただいた三方よし、そのとおりだろうというふうに思います。我々が目指すところもそこにあります。これに関しては、まず若林議員が冒頭おっしゃっていただいた地域おこし協力隊の定義、取組のところなのですが、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組なのです。だから、3年間という期間で地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るという取組であります。私は、この後段が非常に大事だというふうに思っています。地域おこし協力隊は、仕組みとして報酬は決して高くはないです。その報酬が決して高くはないところで3年間頑張ってもらうには、本人のいろんな思いだったり、勉強したいということだったり、労働の対価ということではなくて、いろんなものをひっくるめた3年間だと思うのです。だから、3年間で成果ありやなしやということよりも、その方が幸福感を持ってこの地に根づいていくというところを我が町は重視していきたいというふうに思っています。それが三方よしにつながっていくというふうに理解をしています。

フリーミッションのところでは申し上げると、これは今このスタイルでやって功を奏しているというふうに思っています。協力隊活動のボトルネックというか、ネックになるのは、やっぱり採用がなかなか難しいのです。これ全国一斉に募集をかけて、魅力を感じてもらって来てもらわないといけないという中で、横瀬町の今の「あなたのチャレンジを応援します」というスタイルは非常に独特で特徴が出ていて、したがって募集も相応にきている状況になっているということです。ちなみに、今年は2名から3名の採用を考えたわけですが、応募が16名ありました。これは非常に多いというふうに私は考えていて、当然町の課題、特定のものがあって、はまることであれば、最初に課題設定もありなのですけれども、主な路線はまずこれで、その人の特性に合わせて、その人のやりたいことを応援していくというスタイルはこの先も続けていきたいなというふうに思っています。

それと、採用に関して地元のところ、これはまず、難しいですね、公平性は大事です。だから、地元だからといって、それで採用ということではなくて、それも含めて最終的に人物評価になります。非常に分かりやすく言うと、どちらが横瀬町のためになってくれるかという、最後はその判断です。地元の方であれば地域活動にも入りやすいとか、あるいは土日の活動も、地域活動を含めてボランティア活動とかも入っていただけるということのプラスはもちろんあると思います。一方で、外の方が横瀬町に採用機会に入ってきて、新しいこの地域に根づく形というののもできるかもしれません。その辺はバランスを取りながらということであろうかなというふうに思っています。

それと、あと昇格等のところですが、これはまさに皆さん、議員おっしゃるとおりで透明性は非常に大事です。皆の納得感です。これはまた、年功とも違う話です。皆の納得感、そこを大事にしていきたいなと、それと透明性、公平性、大事にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 一番初めの定員管理の中で、現在の職員数というのを聞いていないと思うのですが、現在職員の数です、今の。

○阿左美健司副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、答弁をさせていただきます。

現在の職員数につきましては、特別職を除く数として92名ということでございます。

以上でございます。

〔「ちょっと答弁漏れがあった」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 そういふことで、現在の職員数というのが三役を入れなくて92人ということでございます。初めの計画のとおり86が6名ほど増えていると。これについて、私のほうは例えば老婆心ながら過去の例を申し上げたいと思います。私が昭和49年4月に、当時経済課という今の振興課に配属されました。あのときは4人しかいませんでした。今考えますと9人いて、観光案内所も何人かいらっしやると。いろいろな業務が増えてきているのは確かですが、この辺は人数的にいかがなものかな。あるいは昭和58年に税務課に行きました。このとき職員が5名でした。今の税務会計課10名おります。昭和60年のときに、固定資産の一筆一棟調査というのをやりました。あのとき1人増やしてもらって6人になったと。そんなような経験がありますので、どうか今の人数が果たしてこれが適正ということではなくて、考え方をひとつヒントにいただければと思うところでございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 答弁よろしい。

○9番 若林想一郎議員 答弁は町長に願えれば。そういう例もあったと。

○阿左美健司副議長 では、答弁をお願いします。

では、町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 情報ありがとうございます。

定員適正化計画というのがあって、それに応じて管理もしてきている。役場の仕事が広がっているということもあって、今の人員にはなっているのだというふうに理解をしているのですけれども、適正管理に心がけていきたいというふうに思います。適正な人員の管理をしていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 では、これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○阿左美健司副議長 では、次に日程第5、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、報告第3号、令和元年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率

及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○阿左美健司副議長 続きまして、担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを説明いたします。

この健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度監査委員の審査を受けた後、議会に報告をし、その後公表が義務づけられているものであります。

地方公共団体が地方公共団体の財政の健全化の法律に基づく統一な指標により、財政健全性等の状況を確認するものです。

まず、1の横瀬町の健全化判断比率ですが、4つの指標がございます。まず、実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。

また、連結実質赤字比率につきましては、一般会計と国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道、浄化槽設置管理事業の5つの特別会計を合わせた赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものであります。昨年度一般会計及び5つの特別会計ともに赤字額がないことから、数字の記載はございません。

次に、実質公債費比率ですが、一般会計の負担する地方債等の元利償還金が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。昨年度の実質公債費比率は、前年度と比べ0.3ポイント減の7.1%となり、元利償還金等の負担は低い状態を維持しております。

次に、将来負担比率ですが、一般会計の将来負担すべき地方債等の負債が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。昨年度の将来負担比率は、前年度に比べ1.7ポイント減の35.5%となり、若干改善しております。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率ですが、下水道事業及び浄化槽設置管理事業の資金不足が事業規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。昨年度下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計ともに資金不足ではないことから、数字の記載はございません。

なお、令和元年度の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきましては、監査委員から横瀬町の財政の健全性及び経営の健全性は保たれているとのご意見をいただいております。

以上で報告第3号の細部説明を終わります。

○阿左美健司副議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 質疑なしと認めます。



日程第5、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎延会の宣告

○阿左美健司副議長 ここでお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時35分

## 令和2年第4回横瀬町議会定例会 第2日

令和2年9月11日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第40号 横瀬町税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 令和元年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

### 1、散 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、議案第40号 横瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 おはようございます。

上程されました日程第1、議案第40号 横瀬町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第40号の横瀬町税条例の一部改正につきまして説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による納税者への影響を緩和するための特例措置を講ずることを目的とし、国が地方税法等の一部を改正する法律を令和2年4月30日に公布、同日から施行したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手元に、資料①としまして新旧対照表と、資料②としまして税条例改正の概要をお配りいたしました。資料②のほうを中心に説明させていただきます。まず、1の中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、これは改正条例の第1条中、附則第10条関係でございます。これは、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額につきまして、令和3年度課税の1年分に限ってでございますが、売上高の減少割合に応じて軽減するというものでございます。減少の対象期間ですが、令和2年2月から10月までの任意の3か月間で、売上高が前年の同期間と比べまして、30%以上減少していることが要件となります。

続きまして、2の生産性向上のために取得した償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充、これは改正条例の第1条中附則第10条の2でございますが、現在既に行っております固定資産税の課税標準額の特例の対象に、生産性向上特別措置法に規定する先端整備等に該当する事業用家屋及び構築物を新たに加えるものでございます。これは、中小企業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得しました事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税をゼロとするもので、現在ある特例措置の対象資産を拡充させるとともに、適用期限も2年延長するものでございます。

続きまして、3の軽自動車税環境性能割の特例措置の適用期間延長、これは改正条例の第1条中、附則第15条2関係でございますが、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を、さらに6か月延長しまして、令和3年3月31日までに取得しました軽自動車を対象とする改正でございます。

続きまして、4、徴収猶予制度の特例でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納税することが困難な方に対しまして、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収を猶予できる特例に関しての所要の改正を行うものでございます。これは、収入が前年同期と比べまして、おおむね20%以上減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予できるというもので、基本的に全ての町税が対象になります。

次の5、寄附金税額控除の特例、これは改正条例中、第2条中の附則第25条関係でございますが、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事のうち、中止等となった行事の主催者に対する入場料チケット等の払戻し請求権を放棄した所得割の納税義務者に対しまして、その払戻し請求権相当額を寄附金税額控除の対象とみなす特例を設けるというものでございます。なお、対象となる行事につきましては、町長が指定することとしておりますが、これにつきましては、別途告示行為による指定を予定しております。

続きまして、6、住宅借入金等特別税額控除の特例、これは改正条例の第2条中、附則第26条関係でございますが、先ほどの臨時特例に関する法律の適用を受けた所得税の納税義務者に対しまして、住宅借入金等特別税額控除の適用年度を、令和16年度まで1年間延長するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住宅工事が遅延したことなどにより、令和2年12月31日までに居住できなかった場合におきましても、条件を満たし、令和3年12月31日までに居住していれば、令和4年度から13年間、住宅借入金等特別税額控除が受けられるというものでございます。

最後に、施行期日でございますが、1から4までにつきましては、公布の日とし、5と6につきましては、令和3年1月1日となっております。

以上で税条例の一部改正に係る内容説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点ほど質問させていただきます。

1つ目でございますが、今の改正概要の説明のほうで、これを資料にして見てください。1番ですが、中小業者が所有する償却資産という形に対しての課税の軽減額ですが、今説明の中ではおおむね30%以上減少したのに対して、売上高の減少割合に応じて軽減するとあります。具体的にもうちょっと詳しい説明

をお願いします。30%あるいはこれはどれだけのなか、どういう負担割合減少を想定しているのかについてが1点であります。

2点目であります。生産性向上のために取得した償却資産とあります。総務省の地方税法の一部を改正する法律の概要には、生産性革命の実現に向けた固定資産税という、こういう書き方をしているのです。生産性革命と生産性向上という、この文章の違いについて解釈した内容が違うかどうかについて、一般的にはこっちの生産性向上なのだよという形なのかどうかについてが2点目であります。

3点目であります。今生産性向上と、それから軽自動車税の環境性能割の特例の減額した分に対して、この減収分について国はどのように考えているのかについて、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、4番目であります。先ほど説明がありました寄附金控除の関係で、この改正条例の中で町長が指定するものということで、別途告示するというふうにありました。どのようなものを想定しているのかということが1点。これは、別途告示するからいいよということであれば、特にこれからのことということであれば、その点。それから、上限額が決まっているかどうか、この点についてよろしくお問い合わせいたします。

以上、4点であります。よろしくお問い合わせいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、浅見議員の質問に答弁させていただきます。

まず、最初の中小事業者等が所有する償却資産、これの固定資産の軽減措置ということでございますが、先ほどの説明でも申し上げましたが、これにつきましては原則として業種の限定をしておらず、対象としております。また、令和2年、今年度の2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年度と同期間と比べて、先ほど30%以上と申し上げましたが、30%以上、かつ50%未満減少している方につきましては、2分の1、50%以上減少している方につきましては、全額ということになっております。これは、償却資産と事業用家屋を対象となります。また、これは来年の令和3年1月31日までに申告していただく形になりますが、その際には認定経営革新等支援機関等の認定を受けていただく。これは、なぜかといいますと、虚偽の記載を避けるための措置でございます。あと、先ほども説明申し上げましたが、これにつきましては、令和3年度の課税分に限定されております。

続きまして、浅見議員おっしゃった生産性向上のための総務省の固定資産税の特例措置の拡充ということでございますが、これはそのとおり、同じものであると認識しております。

それと、3つ目の減収の分の補填についてでございますが、これは全額国で補填することになっております。

それと、4番目のスポーツ、イベント等の寄附金控除の関係でございますが、対象とするものでございますが、現在もまだこのイベント等については、文化庁のほうで受付を行っております。ですので、これにつきましては、文部科学大臣が指定したものであるということで、全てを告示している団体が多く見られるということで、県からの情報も得ております。それと、上限額についてでございますが、上限額につきましては20万円でございます。さらに、これにつきましては、他の寄附金と合わせての適用上限額につきま

ては、総所得の30%となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、寄附金控除の関係で指定行事ということで、文科省のほうで指定するとありました。ここで言うと、特に政府の自粛要請を踏まえて、これは財務省の関係ですけれども、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止した主催者に対してとあります。横瀬町の条例では、指定行事の入場料金、参加料金、その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部ということに指定されてありますので、これはある程度のこんなものかというのは、これから文科省の告示によって出てくるのか、あるいは横瀬町としてこういうものかということで想定しているのがあるかについて、再度よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 再質問に答弁させていただきます。

スポーツ文化庁のホームページのほうに、8月28日現在でございますが、965公演ございます。これは、文部科学大臣が認定したものであるということで認められております。埼玉県も先だって条例改正を行いまして、文部科学大臣が指定したもの全てというふうな指定を行っております。そこを参考とさせていただきます。指定のほうを行いたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第40号 横瀬町税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第41号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第41号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例についてありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長の細部説明を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、議案第41号の細部説明をさせていただきます。

資料と新旧対照表を併せて御覧ください。改正の趣旨でございますが、1つ目が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、通知カードを紛失したこと等により再交付するときの手数料として、1枚につき500円としておりましたが、この規定を削除するものでございます。なお、通知カード廃止後は、個人番号通知書によって行われます。

次に、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票及び戸籍の付票の除票に関する規定が新たに設けられたことに伴い、当該規定に基づく写し等に係る交付について、追加記載するものでございます。従来、住民票の除票等につきましては、住民基本台帳法第12条の規定に基づき、住民票と一体的に取扱いをしておりましたが、住民基本台帳法の一部改正により、第15条の4が除票に関する規定として新設されました。

また、戸籍の付票の除票につきましても同様に、法第20条に基づき、現在の付票と除票とは一体的に取扱いしておりましたが、法第21条の3が除票に関する規定として新設されております。これにより、手数料条例、別表の事務の種類欄の見直しを行うものでございます。

改正の内容でございます。第3条第1項では、現金以外の徴収ができるよう見直すものでございます。

第5条第1項第5号では、ただし書き中の項ずれを整理するものでございます。

次に、現行の別表第34項の通知カードの再交付1枚につき500円を削除し、以下、項の繰上げを行い、別表第33項に除票の写しを、別表第36項に除票記載事項証明書を、別表第37項に戸籍の付票の除票の写しの字句を加えるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほど、よろしく願いいたします。

1つであります。除票という形で出てきました。従来からあるということなのですか、そもそも除票とはどういうものかについて、認識不足なので、その説明をしていただければというふうに思います。



それから、2番目であります、今回除票された住民票の写しの交付の関係であります。これは、請求できる人はどんな人かというのが、2番目であります。

それから、3番目であります、今回条例改正は個人番号カードであります。直接的に条例改正とは関係ないのですが、横瀬町の個人番号カードの普及率、どの程度に今現在なっているかについて教えていただければと思います。

3点になります。よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、除票でございますけれども、転出届や死亡届が提出されることによって、住民登録が抹消されます。その住民登録が除かれた住民票のことになります。

請求できる人でございますけれども、原則本人のみが請求できます。本人以外が請求する場合には、本人からの委任状が必要になります。また、亡くなられた方の住民票の除票につきましては、請求者自身が利害関係人でなければ、請求ができないとなっております。

続いて、マイナンバーカードの交付率でございますけれども、総務省が公表している最新の交付状況は、8月1日現在のものとなりますが、全国が18.2%、埼玉県が17.6%、横瀬町は18.0%となっております。ちなみに、秩父郡市の状況では、秩父市が11.8%、皆野町が12.5%、長瀬町10.8%、小鹿野町12.2%となっております。直近の横瀬町は、9月1日現在で19.2%となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第41号 横瀬町手数料条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

日程第3、認定第1号から日程第8、認定第6号までは、いずれも関連がございますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第8までは、これを一括上程いたします。

日程第3、認定第1号 令和元年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和元年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第3、認定第1号 令和元年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和元年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、決算審査意見書についてご説明申し上げます。

お手元に配付してございます令和元年度決算審査意見書の1ページを御覧いただきたいと存じます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和元年度横瀬町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況について、審査結果を取りまとめ、去る8月4日付で町長宛てに提出したものでございます。

2ページに参りまして、まず第1の審査の対象でございますが、ここに記載のとおり10件でございます。

次に、第2、審査の期日、審査の場所並びに次の第3、審査の方法及び準拠でございます。令和2年6

月30日、7月2日、3日の3日間にわたり、記載のとおりの手続により、かつ横瀬町監査基準に準拠し、審査を実施いたしました。関係職員の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、業務繁多の中ご対応いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

次に、第4、審査の結果でございますが、まず1の決算計数につきましては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、定額資金の基金運用状況についても、適正であると認められました。

続いて、3ページに参りまして、2、各課の主な事業についてでございます。令和元年度の一般会計において、各課で取り組んでこられた主な事業の一端を、ここにお示ししたものでございます。

次に、4ページに参りまして、第5、決算の概要でございます。4ページの上の表、1、一般会計及び特別会計として、各会計の決算額、すなわち歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額が示されておりまして、全会計とも全て黒字決算となっております。

以下、4ページの中ほどにございます第6、横瀬町一般会計歳入歳出決算から、ずっと後ろのほうになってまいります。25ページ、第13、定額資金の基金運用状況までにつきましては、今回審査いたしました令和元年度の各決算の内容について計数的に取りまとめ、若干の分析を加えたものを記載してございます。したがって、ここでは主な点について触れ、細かい説明は割愛させていただきたいと存じます。

それでは、5ページを御覧ください。2の決算収支の状況の表、収支決算の推移についてでございます。表頭、区分の欄を御覧いただくと、歳入(A)から歳出(B)を引いた単純な歳入歳出差引額が、形式収支(C)となっています。ここでは、横瀬町一般会計の平成28年度から令和元年度までの各年度の形式収支が示されています。そして、平成28年度と令和元年度の形式収支には、翌年度へ繰り越すべき財源(D)、つまり翌年度へ繰り越された事業の財源として充当される予定の財源が含まれておりましたので、それを除き、(E)の実質収支を出しています。直近4か年決算における実質収支は、いずれの年度も1億5,000万円から2億円弱程度の黒字で、安定的に推移しているのが分かります。

続いて、5ページの中ほど、3、予算の執行状況に参ります。まず、歳入についてでございますが、令和元年度の一般会計歳入決算額は37億2,998万3,088円で、前年度に比べ3億2,115万5,110円、率にして9.4%増加しています。

6ページに参りまして、大きな表、款別歳入の執行状況及びその下の歳入の財源別状況の表を併せて御覧ください。歳入は、自主財源と依存財源に分けることができ、町が自ら確保できる財源が自主財源、それ以外の財源は依存財源と言われています。6ページの大きな表で、自主財源は歳入科目名の番号、第1款町税なら1を丸で囲んであります。丸囲みがないものは、依存財源になります。令和元年度の自主財源の中では、第17款繰入金及び第16款寄附金が増加しています。また、歳入の財源別状況の表では、決算額から見た自主財源と依存財源の割合について、平成28年度から令和元年度までを比較しています。各年度とも自主財源が5割弱で、この割合はあまり大きく変動していません。

次に、7ページの第1款町税の税目別歳入状況の表を御覧いただきますと、令和元年度は町民税法人分、固定資産税及び軽自動車税が前年度に比べ伸びたことから、町税全体で588万円ほどの増額となりました。また、徴収率についても1.2ポイント上がり、94.9%となっています。

その他、歳入の主なものとしては、第9款地方交付税が前年度に比べ9,387万円、率にして9.6%伸びています。また、国・県支出金では、第13款国庫支出金が1,449万円、5.7%の増、第14款県支出金が6,920万7,000円、37.6%の大幅増、さらに第20款町債が6,988万5,000円、27.6%の増となっています。なお、各款ごとの内容は、7ページから9ページにかけて記載のとおりでございます。

次に、10ページからの歳出でございます。令和元年度の一般会計歳出決算額は35億504万9,526円で、前年度に比べ2億4,311万6,125円、率にして7.5%増加しています。これを款別に見ますと、第10款災害復旧費が皆増となったのをはじめ、第8款消防費が対前年度64.8%の増、第5款農林水産業費が10.1%の増などとなっています。なお、各款ごとの内容は、11ページから12ページにかけて記載のとおりでございます。

次に、13ページに参りまして、イの性質別歳出の状況でございますが、こちらの表、性質別歳出の状況を御覧ください。令和元年度の決算額を見ますと、平成30年度に比べ、義務的経費が全体で3,480万4,000円、2.5%の増加、そのうち扶助費が3,205万7,000円、7.2%の増となっています。また、投資的経費では1億5,195万7,000円、83%の大幅な伸びを示し、その他の経費では5,635万5,000円、3.3%の伸びとなっています。

次に、14ページのウ、財政構造の弾力性についてでございます。こちらの表、主要財務比率の年度別推移を御覧いただきたいと思っております。財政力指数をはじめ、主な財政指標が示されてございます。また、町から提出されております令和元年度行政報告書でも解説がなされておるので、併せて御覧いただければと思っております。

15ページ、16ページは、国民健康保険特別会計決算の概要、17、18ページは介護保険特別会計決算の概要、19、20ページは後期高齢者医療特別会計決算の概要、21ページは下水道特別会計決算の概要、22ページは浄化槽設置管理事業特別会計決算の概要でございます。

23ページ、24ページは、第12財産に関する事項でございます。1の公有財産のうち、出資による権利については、令和元年度中も秩父広域市町村圏組合水道事業に対する出資金が3,526万円増加し、残高が5億79万5,000円となっています。

また、24ページ、4の基金では、令和元年度、新たに森林環境整備基金が積み立てられました。

25ページは、定額資金の基金運用状況でございます。前年度同様ほとんど動きがなく、特筆することはありません。

さて、26ページに参りまして、第14の審査意見でございます。まず、1、総括の(1)、歳出決算規模の推移でございます。令和元年度の歳出決算規模は、平成30年度に比べ、一般会計で2億4,311万6,000円の増加、特別会計が2,867万4,000円の減少、全会計総合計では2億1,444万2,000円の増加となっています。一般会計の決算規模が伸びたのは、消防費、災害復旧費、総務費、民生費などの事業が増加したことによります。なお、人口1人当たりの歳出決算額は、66万1,000円となっています。

次に、(2)の滞納債権管理の実情についてでございます。前年度に引き続き、滞納債権管理の実情を調査し、令和2年3月末現在の滞納債権集計表を27ページに載せてございますので、ご参照いただければと存じます。令和2年3月末現在の滞納債権合計は、表の一番下の右端になりますが、1,411件、額にして1億63万6,000円となり、前年度に比べ374件、1,017万9,000円減少しました。これには、不納欠損処分

を行ったことによるもののほか、種々の徴収努力もあったと思われますので、引き続き債権管理マニュアルに沿った形で滞納債権の管理、徴収に努めていただきたいと思います。

続いて、28ページに参りまして、2、一般会計についての（1）、歳入決算から、1）、歳入に占める自主財源比率についてです。令和元年度の自主財源は16億701万9,000円で、前年度に比べ約7,000万円ほど増加したものの、比率としては43.1%と、2ポイント下がっています。これは、災害復旧などの事業増に伴い、歳入全体が伸びたことによるもので、自主財源の額自体や自主財源比率は、過去4年間を見る限り、安定的に推移していますので、今後は比率が大きく変動するようなことがあれば、要チェックとなります。

次に、2）の町税収入についてでございます。令和元年度では、町税全体の徴収率が前年度に比べ1.2ポイント上昇しています。これは、率直に評価したいと思いますし、今後とも適正な課税に努め、年度内納付を徹底していくようお願いしたいと思います。

次に、3）の収入未済額・不納欠損の状況についてです。令和元年度の収入未済額は1億1,688万8,000円で、このうち繰越明許費に伴うものを除くと、町税が5,852万1,000円で、前年度に比べ414万9,000円減少しています。また、不納欠損額は354万3,000円にとどまり、そのうち町税が341万8,000円となっています。町税をはじめ、町の財源の確保は、行財政運営にとって重要な課題でありますので、関係法令や債権管理マニュアルに沿って、適正に行っていただきたいと思います。

29ページに参りまして、（2）、歳出決算からの1）、不用額についてですが、令和元年度の不用額は1億6,478万2,000円で、前年度に比べ2,205万8,000円増加し、予算額に対する割合は4.3%でした。前回は申し上げましたように、予算を余らすことが、一概に悪いとは言えません。ただ、せっかくの予算が、もっと有効活用できたのという残念な結果も考えられますので、各部署においては、極力早めの予算執行を心がけるとともに、小まめに予算チェックをしておくのがよいと思います。

次に、3）の義務的経費についてです。必要欠くべからざる経費であるがゆえに、義務的経費の増嵩は財政硬直化に直結します。先ほどの13ページの表、性質別歳出の状況で見ると、令和元年度の義務的経費は、前年度決算に比べ投資的経費などが伸びたことから、構成比では1.9ポイント下がりました。ただし、金額の内訳は、扶助費が3,205万7,000円の増となっており、引き続き今後の動向に注意していく必要があると思います。

次に、4）歳出全般の見直しについてであります。これは、今回の決算についてのみならず、常日頃言われ続けているテーマでもあります。先行き不透明な状況下にある今日、このようなときにこそ、支出の一つ一つを見直し、考え直してみるのもよい機会かと思ひまして、一言加えさせていただいた次第でございます。

続いて、30ページ、（3）の財政指標についてですが、ここでは代表的な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、実質公債費比率の4つを取り上げています。財政力指数は財政基盤の強さを、経常収支比率は財政構造の弾力性、経常一般財源比率は歳入構造の弾力性をそれぞれ示し、実質公債費比率は財政健全化判断指標となっています。それぞれの数値は、今のところ、危険な兆候は示していないと思料します。このうち経常収支比率については、令和元年度で0.7ポイント下がって、88.2%まで改善されてきました。これには、常日頃の経常経費の抑制努力もさることながら、分母となる税収あるいは国からの地方交付税など、経常一般財源収入の推移によるところも大きいと思われます。

ちなみに、去る8月13日の読売新聞から、我が国の財政についての解説を紹介してみます。見出し、「財政収支悪化の一途」、日本の財政は、歳出が税収を上回る状況が続いている。バブル経済崩壊の影響で1990年代以降は税収が頭打ちとなる一方、社会保障費の増大などで歳出は年々膨らんでいる。2020年度第2次補正予算で、一般会計の歳出は160兆円を超えた。税収は63.5兆円にとどまり、歳出と税収のギャップは例年以上に広がっている。国と地方を合わせた長期債務残高は1,000兆円以上で、国内総生産（GDP）の約2倍に匹敵する。政府は、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を25年度に黒字化する目標を掲げている。政府は目標を直ちに直視する必要があるとは考えていないとの立場だが、達成は絶望視されているとのことであります。地方交付税や国庫支出金など、財源のかなりの部分を国に依存せざるを得ない地方自治体にとっては、今後の国の動向を注視し続けていく必要があると思います。

戻りまして、31ページから32ページには、各特別会計についてのコメントがございます。中でも、3の国民健康保険事業につきましては、保険税の徴収率アップに努めていただくとともに、引き続き適切な事務執行をお願いしたいと思います。

また、6の下水道会計では、引き続き接続率のアップに努めていただきますよう、よろしくお願い致します。

最後に、32ページ、8、財産に関する事項のうち、(3)、基金では、13の基金の合計年度末現金残高は約14億円、このうち財政調整基金が約10億円で、これは標準財政規模の約42%に相当します。これからの局面次第で、ますます財政調整基金等の役割が重要になっていくものと考えられますので、引き続き取扱いには十分留意していただきたいと思います。

9の基金運用状況については、特別問題ありませんでした。

以上が、私並びに若林監査委員両名によった決算審査意見書の概要説明でございます。ご清聴ありがとうございました。

○内藤純夫議長 監査委員の決算審査報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして休憩をして、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後、再開しまして質疑に移りたいと思いますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時08分

○内藤純夫議長 再開いたします。

ただいまの休憩中に関係書類等の確認をしていただきました。これより認定案件に係る質疑に入りたいと思います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑を行います。質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません。1点教えてください。

監査委員さんにおかれましては、今回初めて年間を通じて監査していただいた決算意見書だと思います。新たな視点からのご指摘があり、感謝しております。その中で、29ページの4なのですけれども、先ほど常のこととお言葉もありましたが、歳出全般の見直しを進める必要があると提言されております。私も同じように考えているのですけれども、削減は構成比が多い物件費とか補助費かなと感じているのですけれども、なかなか今までの予算に慣れている中で、ここを削減とか、また私は昭和45年に役場に入りましたけれども、そのときからある費用とかもあるなということを感じていますが、なかなかそれを言いつらいし、行にくい環境もあるのかなというふうに思うところがあるのですけれども、具体的に削減についての示唆がありましたら、お示しいただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

歳出全般の見直しを進める必要があるというふうに申し上げましたけれども、誤解がないようにまずお断りしておきますけれども、決算の歳出全体が不適切だというふうに指摘したわけではございません。申し上げましたように新型コロナウイルスの感染拡大、これをその後といいますか、対応について、これから財政需要が増えてくるようなことがあったとき、そのときのことを心配をしまして一言申し述べたわけでございます。例えば、削減に当たって、人件費、物件費、補助費等から行うのがどうかというようなことのお話でございますけれども、具体的に私のほうも何が多過ぎるとか、そういうことを指摘したわけではないものですから、全体的にコロナ後といいますか、結局国からお金が来てやれているうちはいいですけれども、それがなくなった後、もし町独自で、単独で実施をしていくような必要があったときには、財源的に困るようなことが考えられるということがありますので、今のうちに見直しができるものについては、進めていただくのがよろしいのではないかとこのように思った次第です。

この見直しというのは、当然ですけれども、減らすだけではなくて、私が思っているのは、新たな財政需要に今後応えていくために、財源を生み出す作業だというふうに捉えていただければいいかなというふうに思っています。そのための見直しの手法というのは、いろいろあるかと思えます。昔から言われているようなゼロベースで一回リセットして、全部なかったものとして、一つ一つまた考えていくとか、積み上げていくとか、そういうようなものもあるかとは思いますが、そういった極端なことでなくても、いろいろと関係の方々が話し合っていて、意見交換をして進めていただければいいなど。取り組んでいただければ、これは住民の一人としてもありがたいなというお話でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 大野さん、再質問どうぞ。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。

私も監査委員さんの読売新聞の話を聞きまして、各自治体は本当に一生懸命頑張っているのに、国のほうの財政マイナスはどうするのだろうかということは、本当に悩むところですが、それを私が悩んでもしよがないので、そこのところは考えないようにしているのですけれども、国のほうもこういうちっちゃな自治体がこんなに一生懸命頑張っているということを感じていただいて、財政再建には努めていただきたいと思うところでもあります。ですから、税収も今回上がったということですので、監査委員さんには、答弁いただきましてありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、大野さんがありましたが、3点の質問をよろしく願いいたします。

ページ数でいきますと、27ページの滞納債権集計表の一番下に、債権マニュアルに沿った滞納債権の管理、徴収に努められたいというところ。それから、28ページの一般会計について、町税収入について、これも町税収入については、債権管理マニュアルに沿った管理をお願いしたい。さらに、収入未済額、不納欠損の状況ということで、ここにおいても、債権管理マニュアルに沿って適当に行っていただきたいとあります。大変昨年、すばらしい管理マニュアルが策定されていますと評価されていました。今年の意見書では、3か所にわたって、債権管理マニュアルに沿ってとの記述があります。今年3月に一部改定され、4月から適用というふうになっているそうです。この債権管理マニュアル、完成品としての債権マニュアルと見るか、あるいは状況によって見直すべきか、債権マニュアルに対する見解を伺いたいと思います。これでほぼ絶対かなと。そんなことはない、もうちょっとこうだという点があるならば、その点について、よろしく願いいたします。

2点目であります。29ページの不用額についてであります。不用額の点については、今後とも財源の有効活用、行政運営の効率的な点から、事業の精査、予算見積り精度の向上、それに先ほど早めの予算執行というものをつけ加えられました。そして、事業化というのは、経済性の追求をさらに進められたいというふうにあります。事業計画の精査あるいは予算見積り精度の向上という点があるのですが、予算の経済性機能追求という点が、具体的にはどのようなものを想定しているかについて何うものであります。

3つ目であります。31ページの横瀬町健康保険特別会計のところ、健康づくり事業を通じた予防医療に努め、医療費の削減を図っていくなど、引き続き適切な事務執行を期していただきたいと記載されています。この健康づくりの具体的な事業、こんなことでやって、今もやっているところを引き続きということですが、取り入れる施策等があるならば、ご教示願えればと思いますので、3点についてであります。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の債権管理マニュアルが意見書の中で繰り返し出てくると。相当これは買っているのではないかというふうなお話だと思いますが、私も議員さんからそんなようなお話を聞いて、改めて読んでまいりました。やはり、これはよくできていると思います。ただ、よくできたマニュアルですが、このマニ



マニュアルが行って集金してきてくれるわけではなくて、あくまでも人が行ってお金をいただいてくるということでございますので、職員の皆さんが、これをいかに活用されるかという点にかかっていると思います。

私は、そもそもこのマニュアルを策定するに至った経過というのは、よくは存じ上げておりませんが、昨年いいマニュアルができていますねというふうにお話をしたその根拠は、2つ私は思うのですけれども、1つはいろんな債権があります。それから、複数の課にまたがったものがあります。それらを対象に、町として統一的な基準をつくったというところ。個々にばらばらに行くと、私も前職の関係でそういう経験があるのですけれども、何度も別々な、水道が来たり、税が来たりとか、いろいろそういうようなことも生じてしまいますので、住民の不信感を招くおそれがあります。そういった滞納者がどういう方であっても、同じように公平に対応していくという、そういう点で評価できる。それが1点です。

それから、もう一点は、こういうマニュアルがあると、職員の直接徴収業務に従事する方が、安心感を持って行けると。もっと言えば、精神的にサポートしてあげられるような、そういうものにもなるのではないかという気がします。滞納整理に行くと、本当に大変なのです。猛犬注意とか、危険とか、初めから敷地内に入れさせないみたいな、それは分かりませんが、そういうものがかかっていたりとか、結構大変です。ですので、そういう職員が、自分だけではないのだと。そういうマニュアルを見れば、ほかの課の、この課のこの人に聞けば、いろんな情報が聞けるとか、相談もできるとか、そういった意味で私は意義があるのではないかというふうに思います。だから、中身もそうですけれども、そういうマニュアルをみんなで作ったということが評価できるというふうに思っています。ですから、ぜひ活用していただきたいという意味も込めて、ちょっとオーバーだったかもしれませんが、クローズアップさせていただいているという部分でございます。

それから、2番目の不用額の関係なのですけれども、この文章でいくと、確かに事業執行の経済性というのは、置く位置がここでなくてもいいのかなというような感じもしなくもないのですけれども、経済性というふうに言っていますけれども、これは根拠がないわけではなくて、皆様のお手元に配付されているかどうか分かりませんが、本年の4月に監査のほうで定めさせていただいた監査基準というのがございます。これの監査基準の第1条に、この基準の目的というのが、法令に適合し、正確で経済的、効率的、かつ効果的な実施を確保し、云々というふうに第1条でうたわれていまして、これを受けて横瀬町監査基準実施要領の中に、一番初めに定義がされております。経済的というのは、より少ない費用で実施することであると。効率的とは、同じ費用で、より大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で、最大限の成果を得ること。効果的とは、所期の目的を達成していること、また効果を上げていることというふうに定義されておまして、これは公開されているのだと思いますので、唐突に出てきた言葉ではないということ、まず一つご理解をいただきたいと思います。

私は、経済性ということで一番感じるのは、やはり地方自治法第2条第14項、いわゆる最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということだと思います。ですので、具体的にというようなことでしたけれども、私なりにキーワードとしては、今申し上げました経済性、効率性、効果性、これをキーワードとして事業執行等々に取り組んでいただきたいということでございます。それが結果的に、予算の見積りの精度を上げることにつながり、不用額を抑えることにもなってくるのではないかという、そういうことでございます。

それから、3点目の国民健康保険の関係でございます。これは、取り入れるような何かがあればなのですけれども、既に私個人的な話としても、健康体操だとか、ウォーキングだとか、各種の検診だとか、補助を受けて人間ドックを受けたりとか、様々そういった事業に参加をさせていただいておるところでございます。たまたま今そういう情勢で、新型コロナウイルスの拡大の影響で外出自粛をしておりました。それが解除になりまして、今いろんな対策を講じながら、少しずつ元の生活に戻りつつありますけれども、普通に生活をしているということが本当にありがたいなという、そう感じている実感が、今はまだそのような気分ですので、大変申し訳ないのですけれども、こういう状況の中でということになると、そのことに対して、さらにコロナ対策をしていかななくてはならないということになるかと思っておりますので、機会があれば、ほとんどの方と意見交換ができればいいなというふうに思っているような状況でございます。

答えになっているかどうか分かりません。以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問をどうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

特に滞納債権に関わって債権管理マニュアルということで、先ほど代表監査委員から答弁いただきました2つの点、統一的な基準ということで、あるいは各課にまたがるもの、職員の安心感ということで言っていました。この滞納集計表を見たときに、最初、今年はすごい効果が上がったなと思ったのですが、昨年度、自助努力ということで356万7,000円という形だったと思います。今年、すごい、970何万円になったと思ったら、数え間違いがあってカウントが違って、固定資産税のところは90何件抜けてしまったということで、そうすると去年よりも、でも増えたと。多分404万1,000円という形が、自主努力の関係だと思うのです。そういうところで役に立っているのではないかなかなか関わらない人、滞納債権に関わる厳しさというのを見るならば、こういう統一的な基準で行っているということで自信持って、なかなか難しいところだと思いますが、徴収に努めていただければというふうに思います。

感想になってしまいますが、歳出全般ところで先ほどありました国民健康保険の関係です。健康であつてこそ、本当に適切な事業運営ができていくと。病気になってしまうと、すごいお金がかかってしまって大変だなというのが身にしみていきますので、本当に健康づくりを皆さんと共につくりながら医療費抑制というか、かかったときはしょうがない、お世話になりましょうという形で進められればというふうに思います。大変ありがとうございました。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑を行います。

最初に、一般会計の決算全般について質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、非常に項目多いので、申し訳ありません。行政報告書と、それから一般会計の歳出決算書、この2つを基に質問をいたします。

今年の行政報告書、昨年指摘がありました円グラフに対して、数字が見えなかったということが見やすくなって、言ったことが反映されてきているのだなというふうに感じて、大変見やすくなりました。それ

から、評価の方向であります。今回の報告書、去年と変わって指標があつて、評価があつて、総合評価、今後の方針というのが示されています。そういう点で分かりやすくなったのではないかというふうに思います。

行政評価の32ページを見てください。ここで行政評価推進事業ということで、まち経営課で町が実施する事務事業を、横瀬町行政評価マニュアルに基づいて、客観的な指標等を用いて適切に評価する評価方法を実施するというので、今年度実施しましたというふうに出ています。対象としましては、103事業を評価対象としたということでもあります。数字的な点で、私のほうも98まで拾ったのですが、ここに書かれている3項目がちょっと分かりませんでしたので、そこら辺が抜けているところでもあります。今回、この評価について、昨年9月議会でも監査委員のほうからも、重点、新、継続とかつて書いてある。この辺がどういうふうに考えれば、観点を取り入れていただきたいでよいのではないかと。町長のほうからも評価に関しては、この中でしっかり示せるようにやっていきたいという答えをいただいて、今年度変わった中身が、この評価の方式だというふうに見えます。なかなか見やすさという点と、どうなのかという点でいくと、指標は合っている、合っていないというのものではないかと。この進めている事業なのに、指標はこうなのと、差があるように見えますので、そこの見直しが必要なのではないかと思います。これは既に決めてきて、今度第6次で新たに入れていくということなので、より実態に合った指標を入れていただければと思います。

それから、評価についてであります。評価については、満点18点で、一番悪いのが11点だったと思います。ここにいろいろ記されている。それをどう評価するか。総合評価でいったときには、教育委員会の事務事業の評価にA、B、C、D、Eというような評価がありますが、ここでは総合評価が載ってなくて、コメントになっているのです。ぜひ評価をこういうふうの評価して、次に進めていくような点ができればというふうに思います。現状維持という形なので、これは継続という前の言葉のほうが分かりやすかったなという感じはしますが、そこら辺についての見解を伺います。

それでは、全体的な総合評価の関係で、今言われた32ページに掲げているのは、4事業について行政評価を実施したと。最終評価、一部改善で、4事業を定めたとあるので、これが何かについてを示していただくのが1であります。

次に、今回の評価の中で、縮小、廃止、拡大、一部改善というのがあります。これら14項目にわたっていますので、これについての説明という形でやっていただければと思います。最初に、廃止の項目であります。廃止は、これの38ページ、通勤助成費の事業であります。決算書で言うと、67ページになると思いますが、13万円の支出。これは、期間限定ということでやってきてどうだったか。点数がこれが11点、一番少ない点数になっていると思います。これに対する評価と、途中で私は西武線だけではなくて、秩父線も加えたらどうか、こういう検討もというのを提起したことがあります。これで今年度でおしまいにするという方向が出されたみたいですね。これに対する評価をよろしく願いいたします。

次に、縮小であります。これが120ページになります。120ページの教育委員会の横瀬町多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業とあります。点数は18点という形ですが、縮小ということで評価していますので、方針を出されているので、このことについてどうかということの体制の説明を求めるものであります。

次に、拡大の5であります。まず、ページ若い数からいくと、35ページです。35ページのスマイルよこぜということで、推進事業、リーフレット等、これの中身で、これは拡大していきましようということであります。予算では、予算書の67ページに載ってまして、7万8,000円で、今後これは拡大していきますということなので、これの細部説明をよろしくお願ひいたします。

同じく、今度は37ページになりますが、ふるさと納税事業であります。これは、決算書の65ページに入りまして、非常に今年の収入が多くなってきたと。寄附金が多く増えてきたとのことであります。この納税者の目標、このつくった当時は200人、前年度1,032人ということで、516%、すごい上がってきていると思います。これを今後どのように具体的に進めていくかについての点を、よろしくお願ひいたします。

次に、45ページになります。収税事業についてであります。これが決算書だというと、71、73ページになる。見たときに、先ほどの監査委員からもありましたが、収納率の向上で1.2%アップしましたとあります。これについて分かりにくいのは、システム利用料と、それからどれを足していくと、この276万円がというのが、ちょっと私計算できなかったもので、ここのところの中身を教えてくださいたい。

それから、この中で差押さえ等一連の処理を適正に実施したというふうにあります。横瀬町で具体的に差押さえの処理、何件でどうだったかということがあれば、個人情報がありますので、オープンにできることについての報告をよろしくお願ひいたします。

次に、97ページであります。97ページの消防団員の活動事業、これは決算書は143ページになります。具体的にこれをどのように拡大していくかについて、報告書のほうでありましたので、この件をよろしくお願ひいたします。

次に、拡大の関係で、横小と横中のICTであります。123ページと125ページに記載されています。123ページ、横小ICT整備運営事業、これは補助金等を含めながらのさらなる拡大が記していますが、これをさらにどのように進めていくのか。現状でもこれはいっていますということであれば、それはそれで結構だと思います。

それから、同じく124ページの横中ICT整備事業、決算書の155ページになるとと思いますが、横中のこのやつも拡大ということで、ここのところをよろしくお願ひします。以上が拡大の点での6事業。

今度は、一部改善が入ります。60ページになります。学校夏季休業中における児童館の開館事業であります。

決算書の105ページになるのですか。これが一部改善ということで、この記載されている中身、目標等で、児童館の年間利用者数が指標になっています。何人受け入れたからどうだというふうなのが分かりやすいと思いますが、こういうふうに記載されています。この評価はどうかということで、ここにも令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、今年度中止した。でも、ここは令和元年度の報告書なので、こうだと記載するところではないかというふうに思います。そこのところの説明も含めて、よろしくお願ひいたします。

次に、ページ78です。78ページの地域振興拠点施設管理事業ということで、これが決算書127ページになります。地域振興拠点の一層の整備充実を図るため、道の駅あしがくぼということで、これは13点という形で、経済性、おおむね適切、おおむね適切、おおむね適切、それから計画との整合性、住民ニーズというところが、適切ではなくて、おおむね適切ということで点が低いので、これも下から2番目ぐらいの

点だと思えます。一部改善ということで、何をどのように進めていこうかとしているのかについてであります。

次に、82ページです。町内事業者支援事業ということで、これは決算書131ページになると思えます。これで一部改善の中で、地域経済の安定を図るため、新規創業や円滑な事業継承、強みを生かした計画経営を推進し、地元中小企業経営の健全な発展に寄与するということで、こういうふうやってきて76万6,000円を執行してきたことではありますが、これは一部改善。どのような点をどういうふうにしていこうとしているのかについてであります。

次に、85ページになります。観光施設等維持管理事業であります。決算書133ページになります。ここで、これも一部改善で、横瀬の歩きたくなる歩道拠点整備とかということで入れてあります。これの一部改善ということで、指標のほうも、他自治体、大学との交流という形で出てきています。10に対して9、90%であります。点数は非常に高い点数がついていますが、一部改善ということで、どのような点かということでもあります。

次に、87ページです。横瀬町観光振興協会の運営補助事業についてであります。これが133ページになります。補助事業に対して、今850万円の補助をしています。これも一部観光協会が社団法人になったことに対して、今後どういうふうになっていくかの点で、一部改善でありますので、この点についてよろしくお願ひいたします。

1個戻ってしまいます。81ページのこれは地域活性化対策事業という形で入れてあります。元気を当てようキャンペーンに対して補助金で、これは決算書131ページにあります。これについてであります。事業のマンネリ化も否めないということで、今後引き続きだけれども、一部改善でどのように進めていくのかについてであります。

それから、その他で2点ほどよろしくお願ひいたします。74ページです。決算書、ページ119になっています。住宅環境改善促進事業ということで、ここでは地球温暖化対策の推進で、中心は住宅リフォーム工事等に補助金を交付し、居住環境の向上及びエネルギーの普及促進を図るということで、増加する空き家の有効活用するためということでもあります。これの中で、制度を見直し、一定程度の成果が出た。そもそも住宅リフォームは、経済性の掘り起こしだろうということで、今回リフォーム工事で219万7,000円の補助金を出しました。そうすると、隠れているのは、これの10倍の事業が実施されたということにはね返るために、この住宅リフォームが入ってきたという今までの経過があります。建設課から振興課に替わったときに、今回の地球環境の関係なんか、これは地域経済かということがありますので、ここのところの説明をよろしくお願ひしたい。

それから、83ページであります。観光PR事業であります。これは、決算書133ページに上がっていた中身で、横瀬町の特産物開発等事業費補助金30万円が上がっています。以前もこの横瀬町開発のは、どんなところに使ってきたのかということがあります。今年度どういうことに使われて、今後どういうふうに進めていくのかについてであります。

非常に多岐にわたって申し訳ありませんが、以上です。よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、まち経営課に関連する質問に対してお答えさせていただきます。

まず、32ページの行政評価推進事業の関係でございますけれども、これは昨年の議会におきまして、各事業の評価も示すべきというご指摘があつて、このような形で改善したところがございますけれども、議員ご指摘のように指標、それから評価、この事業と合っていない部分があるのではないかとということがございます。指標の数値におきましては、第5次の総合振興計画の目標数値、あるいは地方総合戦略の目標数値を使用しております。また、評価項目につきましても、全事業を対象にしておるわけですが、項目が事業に合わない事業等々もあるかと思ひます。この辺の指標と評価の相関関係についても見直しをしたいと思ひますので、第6次の評価の際に、点数の評価、またご指摘のようにA、B、Cのランクづけになるか、この辺を検討して改善していきたいと思ひます。

中ほどの4事業につきましての評価を実施したということなのですが、1つ目が通勤助成事業の評価を実施しました。それから、2つ目として同窓会の応援事業、それから3つ目が、この行政評価の事業です。4つ目が児童福祉、一般事務事業の評価を、昨年度行政評価委員会で評価したところがございます。

続きまして、38ページの通勤助成事業の関係でございますけれども、廃止という今後の方針になっております。この事業自体は、平成28年度から始まった4年間の限定の事業でございます。当時、西武線の買収、サーベラスの問題があつた関係もあつたかと思ひますが、西武線を限定して通勤している人の助成をするという形を取っております。年々実績値が減つておる状況で、一定程度役目を果たしたのではないかとということで、今回廃止となつたところがございます。

続いて、35ページのスマイルよこぜ事業でございます。こちらは、経費的にはリーフレットを固定資産税の納税通知に同封している事業でございますが、拡大となっておりますが、今後も空き家バンク制度のPR活動、それから空き家の有効活用、そういったことで拡大ということとなっております。

それから、37ページのふるさと納税事業ですが、これも拡大となっておりますが、貴重な財源のふるさと納税事業でございます。昨年度の寄附金が2,957万3,500円ということになっておりますので、これも特産品等を今後拡大して、いろんな返礼品をメニューをそろえて拡大したいということで、このような拡大となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうからは、97ページ、消防団員活動事業の拡大ということについての、どのように拡大するかという質問について答弁をさせていただきます。

ここ数年の取組の実施状況といたしましては、横瀬町ホームページにおける横瀬町消防団のホームページの増設、それから消防団員PRイベントに参加をするということで、秩父はんじょう博にて、特別ブースにて啓発活動を行った。それから、団員募集チラシの配布ということで、成人式、それから25歳成人式等で若者向けに団員募集チラシを配布をしております。それから、消防団員の装備品の充実を図っていること、それから各分団における団員の募集活動などを行っております。定員が144名に対しまして、令和元年度では120名ということで、今現在で123名でございますけれども、このような状況でございます。

今後の取組といたしましては、先ほど申し上げましたように、これまでの対応を引き続き行っていくことや、団員の処遇改善や機能別消防団員の新設検討について検討するということも含めて、拡充というよ

うな形にさせていただきました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、私のほうから、行政報告書の45ページの拡大の関係でございます。

収税事業の拡大の件でございますが、そのうちの中段、事業実績のところのシステム利用料についてでございます。これにつきましては、決算書の73ページを御覧いただければと思います。中ほどの収税事業のうちの中ほど、電算処理委託料がございますが、その下のシステムソフト使用料82万8,540円、その下、収税システム基本サービス利用料4万5,780円、その下、収納代行システム基本料2万6,160円、その下、地方税共通納税システムサービス利用料22万4,400円、その下、税務システムソフトリース料163万5,000円の合計額でございます。

続きまして、令和元年度の差押さえの件数でございますが、1年間で20件でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 私のほうからは、縮小ということで、120ページ、多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業でございます。

こちらは、多くの幼稚園が認定こども園に移行したということで、実績のほうは今年度ございません。しかしながら、幼稚園が全くなかったというわけではございませんので、制度のほうは残しておく必要があるかなというふうに考えております。しかしながら、対象幼稚園が減少しているということで、縮小とさせていただきますいております。

続いて、拡大ということで、123ページ、124ページでございます横小、横中のICT整備運営事業でございます。今回のコロナウイルス対応にもありましたように、今後も学校におけるICT化整備というものは、急速に進んでいくものと予想をされておりますので、拡大ということにさせていただきます。どのように対応するかということでございますが、実際、これが今後もどのような整備が求められていくのかというところが、今時点でもはっきりしないところもあるかと思っておりますので、そういった求められるものに、迅速、適切に対応していくということで進めさせていただきますと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 60ページ、学校夏休み休業中における児童館開館事業、こちらにつきましては一部改善と評価をいたしました。

この事業につきまして、夏休み中の子供の安全な居場所として、非常にニーズの高い事業となっております。毎年100名くらいの子供さんに利用登録していただきまして、夏休みの前半では、60名、70名くらいのお子さんが毎日児童館を利用いたします。指導員を1人増員して、事故、けががないように安全に注意しながら事業実施しているわけですけれども、学童保育室のお子さん50名もプラスになって、どうしても多くの児童の利用がありまして、今で言う3密は避けられない状況となっております。そういったことで、そういった部分を改善できればということで、一部改善ということで評価をさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 　ただいま浅見裕彦議員の質疑に対する答弁中でございますが、ここで休憩いたします。

休憩　午前 11時53分

再開　午後 1時00分

○内藤純夫議長　再開いたします。

5番、浅見裕彦議員の質疑に対する答弁を引き続き求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長　それでは、行政報告書の78ページですけれども、地域振興拠点施設管理事業から答弁をさせていただきたいと思います。

道の駅でございますけれども、道の駅は皆さんご存じのとおり、平成16年にオープンをいたしました。15年以上が経過をしております、施設設備、備品等が非常に老朽化してきているといった状態の中で、現在も修繕計画等をつくって対応しているところがございますけれども、もう一度修繕計画等を見直させていただいて、優先順位等をつけながら今後進めていきたいということで、一部改善とさせていただいているところでございます。

続いて、82ページ、町内利用者支援事業でございます。各種補助金がメインでございますけれども、こういった今のコロナの影響等がございまして、今後も社会経済情勢というのは変化していくのではないかとということで、まずは今予定されている既存の補助制度の中で、社会経済情勢が充実したほうがよいのではないかとということがあるかどうかという視点で、補助制度を見直していきたいということで、一部改善とさせていただいております。

85ページ、観光施設等の維持管理事業でございます。この主に花咲山公園の関係のことでございます。花咲山公園、平成28年に実施設計を行いまして、平成29年から実質的に植栽等の公園整備をスタートしているといった中で、現在ほぼ実施設計に基づいて整備をしているところが、ある程度整ってきたといった今時期でございますので、この時期に、今後町民の皆様の公園としてとか、あるいは観光施設としてとかといった視点で、そういった視点で見ても整備できるある程度計画を、中長期的な視点で見直しが必要かどうかということを一回点検をしたいということで、一部改善とさせていただいております。

続いて、87ページです。横瀬町観光産業振興協会運営費補助事業ということであります。現在は横瀬町観光協会となっておりますけれども、一般社団法人ということで10月からなりました。一般社団法人となりまして間もないということもありますし、今の事業内容というのが委託事業が多いということもありますので、今後一般社団法人として自主的な運営を目指すということからすると、収益事業の取組が必要なのではないかとということで、そういった支援をしていくために一部改善とさせていただいております。

それから、81ページ、地域活性化対策事業でございます。この中でマンネリ化というような話もありましたけれども、ここで言っている事業というのは、元気を当てようキャンペーンのことでございまして、毎年楽しみにしている町民の方も多い事業なのですけれども、過去5年間のデータを見てみますと、引換



券の回収率等が緩やかではあるのですが、下降傾向になっていたために、この表現を用いたわけなのですが、ご存じのように実施主体は町の観光協会の商業部会でございますので、この評価をさせていただいたわけですが、既に自主的に見直し作業というのを、商業部会のほうでもやっていただいているというような情報も今入っているところでございますので、そういった意味で事業を見直していただければいいなというふうな思いで、一部改善とさせていただいております。

続いて、74ページ、住宅環境改善促進補助事業でございます。地域経済との関係というようなことでご質問いただいております。確かにリフォーム補助金が23件で、219万7,000円ということになっておりますけれども、その中で町内の地域経済といったときに考えると、町内事業者が8件ということになっておりますので、横瀬町内に限って言うと、8件、10万円、10倍です。大体800万円ぐらいの経済効果になっているのかなということでありまして、本来この事業の位置づけというのは、環境改善ということでございますけれども、今後地域経済という観点でいきますと、町内事業者の利用を、なお一層利用促進していくことが必要なのかなというふうに思いますので、事業の周知等を積極的に進めていって、町内事業者が利用していただける努めてまいりたいというふうに思っております。

続いて、83ページ、観光PRキャンペーン等事業でございます。特産品開発の補助金の件でございます。去年、令和元年度の実績につきましては、どぶろく花咲山、どぶろくのお酒です。パッケージ等も含めた開発ということで、これを採択をさせていただいております。今後、町の特産品の開発は重要なことだと思っておりますので、この補助金を活用していただいて、町の特産品になるようなものが一番望ましいのかなというふうに思っておりますので、今の企業支援の関係でいろいろ補助金等もありまして、通知を出すような関係もございます。そういった200社以上の企業の方々にも通知を出しますので、その際にもパンフレット等を入れて周知を図っていきたくと思っております。積極的に周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 それでは、5番、浅見裕彦議員、再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 大変多岐にわたりまして、ありがとうございました。

まず、1番ですけれども、行政評価推進ということで、これは町長に伺いたいところです。今年度は昨年から変わってこうなりましたというふうに見やすくなった点と、それから課題もあるかと思っております。トータルとしての町長の考え方というか、行政評価の関係を示していただければと思っておりますが、それが1点であります。

2番目でございますが、これは税務会計課のほうでありました差押さえの処理の関係で、横瀬町は20件あるというふうに説明がありました。20件の内訳というか、どの税金に対してどうかというので、どの程度の差押さえになるのかということで、つかんでいる範囲で結構です。こういうもので、これをこういうふうにしつめたという件がありましたら、その点よろしく願いいたします。

それから、消防施設の関係であります。課長の説明で、団員の処遇改善等というような言葉も出てきました。処遇改善というのは、具体的に消防団員のどんな点をどうしていこうかというのが、説明していただければと思っております。

それから、スマイルよこぜの関係です。これが空き家バンクとの関係で、まち経営の事業になっているところであります。これは、私以前、税務会計課のほうで固定資産を出してしまして、その情報というのはどこでつかめるかと。まち経営は分かるかどうかという点で、まち経営の事業という形で進んでいるというので、税務会計課との連携との関係です。税金を実際に払っているか、誰が持ち主か分からないというのが、なかなか個人情報関係でつかめないところがありますので、そこがどうなっているかの点であります。

それから、あと一つ、横瀬町の振興課長から説明あった住宅リフォームの関係であります。環境整備ということもありまして、いろんな点での補助が増えてきたのだけれども、ボイラーの関係が非常に使っていて、これは補助にならないというのがあるそうなのです。範囲拡大ができないかということの検討の中で、この点での回答をよろしく願いいたします。

5点ですか、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから1つ目の質問、行政評価の考え方についてであります。

昨年、議員の皆さんからいろいろご指摘をいただいて、中でもみまして改善を図りました。趣旨としては、分かりやすくすること、できるだけ開示をするということを考えて改善をしてきました。

一方、これは第5次振興計画の文脈の中でやっていますので、今回は大きなフレームはいじっていませんで、マイナーチェンジで改善できるところを改善したというのが今年であります。評価にかける時間自体も、今年は従前よりも取ったと思います。なのですが、やはりでき上がったものを改めて眺めてみて、これでベストになっているかという、決してそんなことはないというふうにも感じています。これは、次、第6次という中に移って行って、その中で行政評価をするということなので、今度はフレーム自体も変えるのかなということは今考えています。

具体的に言いますと、議員からもご指摘があったように、指標が全部これでいいかどうかという部分は、もう一度見なければいけないと思いますし、それから評価、とりわけ今回の2点、1点、0点というスケール評価を個別にして、それを積み上げて最終評価にしているという部分と、コメントの整合性ですとか、これがしっくりくる分野とこない分野があると思いますのと、あとはこの2点スケールが、実はやや合成するというのが難しいところでして、例えば1.5点は2点になるわけです。0.5点は1点。一方で、0.4点は0点なわけです。100点スケールにすると分かりやすく、75点から100点が満点になってしまつて、25点から74点が1点と表現される。それを合計していった数値で評価ができていているという部分が、しっくりくるところもあるのかもしれませんが、こないところも正直あるかなというふうに思います。

この必要性、妥当性、経済性という3つの積み上げでやるということも、例えば必ず必要な事業、例えば消防だったり、これは必ず町として必然的に必要な事業と、それから将来を踏まえて前向きにやる事業でも当然違って来るのだらうと思いますし、その辺、評価の対象をどうするか、それから指標、それから評価のスケールのつくり方、評価の点数づけですか。なので、さっき課長がA、B、Cというのを検討と言ったのですけれども、のほうがりっくりくるのか、その辺は今年しかりもみ込んで、来年度改善していきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから、処遇改善の関係について答弁させていただきます。

処遇改善につきましては、年報酬の増額見直しについて検討したいというふうを考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 差押さえの実施状況のご質問でございます。

差押さえにつきましては、不動産、債権、自動車、動産、その他等がございますけれども、横瀬町の場合は、債権につきまして20件の差押さえを行っております。この20件のうちの内訳につきましては、預貯金が16件、所得税還付金が4件でございます。金額にしまして総額で550万5,000円となります。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは住宅改善の補助金の件でボイラー、具体的に言っていたわけでございますけれども、まずそういった対象となるかどうかということについては、定義が当然補助交付要綱の中にありまして、環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るための工事であるといったところがあると思いますので、まずはまだスタートして間もないわけでございますので、ここに合致するかどうかというところで、そのボイラー等が対象になるかどうかということ判断をしていきたいというふうに思っております。何かの、こういう形で取り組んでいていろんな声も聞こえてくると思いますので、またその段階で必要であれば、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 スマイルよこぜ事業のリーフレットの同封の関係ですけれども、毎年5月上旬に納税通知書を発送するわけですが、その中にリーフレットを同封させていただいております。税務情報でありますので、そういった個人情報については、まち経営課のほうでは把握してございません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。約10点ほどございますので、よろしくお願いいたします。

まず、ページ数なのですが、51ページになります。こちらの決算書のほうの51ページになります。子ども懇談会報償品ということで、こちらはすばらしい事業をずっと続けていただいております。過去には結構ここから実現したのもあったかと思えます。今回も実現したものが、もしここからのものであれば、それを教えていただきたいというのが1点目。

2点目が、町長への意見等というのが、ファクス等、またメール等で届いていると思いますが、その中からまた同じくそれを基に実現につながったもの等あれば、お願いをいたします。全て私は決算書のほう

のページ数で見ますので、お願いします。ちなみに、今のところは、報告書で言うと30ページになります。

それから、次は決算書61ページ、関係人口創出事業の特設ホームページ制作委託料に関する詳細を教えてくださいたいと思います。どのようなもので、どこの業者に発注したかということ、ここで共有できる範囲でお願いをいたします。

次に、決算書の63ページになります。成果報告書で言うと25ページになるかと思われませんが、一番下のほうの安全安心まちづくり事業、成果報告書のほうに防犯カメラの件が載っておりました。恐らくこの防犯カメラは、役場についている防犯カメラかと思われかもしれませんが、こちらに関して、この防犯カメラによって抑止力という部分の一つあるのかもしれませんが、大体国道を通過しているので、この秩父から外へ、または外から中へと、事件を起こした例えば犯人とかが行き来するのを捉えたりする役割があるかと思いますが、こちらに関しての警察等への提供件数、できれば秩父警察署、それからそれ以外という形でもし提供件数が分かれば、お願いをいたします。

続きまして、65ページとなります。こちらに関してうららかよこぜ推進事業ですが、かなりすばらしい結果が出ておまして、ふるさと納税がすごく上がっている状況にあります。返礼品の横瀬町の魅力発信というものも、そこにつながっていると。それが一番主なのでしょうけれども、返礼品の工夫も、かなりそれにつながっているのではないかと考えております。この返礼品について、何かお声等、評価等、もし一般の方、または納税者の方から評価等があったら、私はすばらしい内容のものだと思っているのですが、またはそれに対する要望等もあれば、教えてください。

続きまして、67ページになります。ここは3つあるのですが、まず毎回のようにお聞きしているのが、地域パワーアップ助成金、成果報告書34ページ、かなり実績が上がっておりまして、今までに比べると、結構だんだんいい状況なのかなというか、ここのところいい状況なのかなと思うのですが、この具体的な内容を、どこにどんな事業をしたので、どういうふうに支援したかというのが、どこの団体がどんな事業をしたのかということをお聞きできればと思います。

そのちょっと下にコミュニティ広場維持管理事業とあります。このコミュニティ広場というのは、すごく大切な役割がありまして、各地区にある程度点在しております。それで、すごくすばらしい役割を担っていて、使われている、使われていないに限らず、これはずっとこのままあるべきものではあるのですが、ただこれは各地区ごとで、その運用というのをしっかりと考えてしていかなければいけないのですが、現状、かなり草ぼうぼうのところなんかが増えてきてしましまして、やっぱりコロナ禍というものもあるのですが、これに関してはコロナ禍前の部分がかなり入っている決算ですので、何かここに対する利用促進なんかの取組が行われたのかどうか。また、今後これに関してあまり利用されていないから、ちょっとこれは考えようかとなってしまいうのか。それとも、これはやはり機能として使われる、使われない関係なくあるべきもの、避難場所としても必要なものだから、これはずっと置いておくという考えなのかというところをお聞きいたします。

そして、またその下のほうにある移住・定住促進事業、移住就業等支援金なのですが、移住就業等支援金は東京圏からの移住定住を目指したもので、その上で通勤される方が対象ということで、最大1人100万円ということだったかと思います。町の負担割合は4分の1ということであったと思うのですが、回答いただいているのですが、こちらは成果報告書で44ページになります。その成果報告書のほ

うの中で、下のほうに総合評価として、よこらぼで採択された事業者に対し町内に移住し起業を支援するためとあるのですが、結果としてそういうことになったのかもしれないのですけれども、私が確認したところでは、よこらぼという限定はされていなかったと思うのですが、ここは結果としてそういうことだったのかということと、あと内容の詳細、お一人、1件、60万円ということなので、お願いをいたします。

続きまして、決算書のページのほうが145ページ、防災体制整備事業、成果報告で言うと99ページになりますが、コロナのときも早急にご対応いただきました。ここは99で、万一に備えてということいろいろと備えをして、備蓄品でありますけれども、この辺りは実際3月までの話ですので、その辺の出費に関しては、全てがこの間に行われているものではないのかと思いますが、3月時点においては、コロナがかなり蔓延し始めておりまして、3月末で締めるので、ちょうどかぶるところではあるのですが、3月いっぱいには蔓延が始まってかなり動いていたときだと思いますが、避難に関して、避難所へ行くことが確実に適切な行為とは限らない。命を守る最善の行動という中に、避難所に行くことばかりが全てではないと。親戚の家に行くことだったり、自分ちの2階に行くことだったりということの啓発、これはこの間の広報でもしていただいておりますけれども、この啓発、かなり初めの段階ではしているところが少なかったのかなと思いますが、横瀬町においては、3月段階、この決算に該当する3月までの期の中で、そういった啓発等をしていただこうかということをお願いいたします。

次に、最後になります。167ページ、成果報告書で言うと116ページになるかと思われませんが、音楽によるまちづくり事業というのがございまして、町民会館の向かいにうららかミュージックガーデン、ステージがございまして、すばらしいステージを造っていただきまして、本当にいい場所だなと、すばらしい場所だなと思っておりますが、ただ残念ながら余り使われておりません。これに関する利用促進等の策というのはやったのかどうか。また、使われた部分、ゼロではなかったと思いますが、何回ぐらい使われて、どんなことに使われたのか、分かればお願いいたします。

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 では、答弁させていただきます。

まず初めに、51ページの子ども懇談会の関係でございますけれども、子供たちからの意見を反映されているかということでございますが、なかなかそういった意見が即座に対応できるものではございませんので、各事業につきましては、生かせるかどうか検討しながら事務を進めているところでございます。

それから、町長へのメール等のことでございますけれども、内容的には道路の修繕ですとか、草刈りですとか、あと子育てに関するもの等々ありますけれども、即時対応できるものについては、速やかに対応しております。提言的なものにつきましては、子ども懇談会と同じですけれども、各課で事業を生かせるかどうか検討しながら事務を進めているところでございます。

それから、61ページの特設ホームページの関係でございますけれども、これは関係人口創出事業の補助金で作成しました。エリア898の事業拡大というか、関係人口を増やすためのということでホームページを作成したところでございます。株式会社コアに委託しまして、ホームページを作成いたしました。

それから、65ページのうららかよこぜ推進事業の返礼品の関係、昨年度につきましては、メリノンの羊

毛の製品が大変好評でございました。今後もそういった町の特産品等を見つけ出しまして、返礼品等で活用していきたいと考えております。

それから、67ページのパワーアップ助成金です。昨年度は3件の応募がありました。川西コミュニティクラブ、それからんにくの会、宇根若というところに、パワーアップ助成金を支給しているところでございます。

それから、67ページのコミュニティ広場の関係でございますけれども、今現在7つのコミュニティ広場がございます。これは、コミュニティーという名前のとおり、各住民の方のコミュニティーの場でありますので、こういった広場は今後も継続して施設管理、遊具等もありますので、その辺の管理をしながら有効活用というか、住民の方に使えるような広場にしていきたいと考えております。

それから、移住定住の関係、よこらぼとの関係があるか。結果として、こういった補助金の支給、支援することとなりました。内容的にジビエ料理ですか、狩猟体験ツアーみたいな感じで提案してあった方が、町で起業することになりましたので、支援金を支給した形となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから安全安心事業の関係の防犯カメラの関係でございますが、提供件数については、秩父警察はゼロ件だったと思います。秩父警察以外で1件あったのを記憶しております。

それから、コロナの関係で、避難所以外での避難の周知の関係でございますが、緊急事態宣言、1都6県が出たのが4月6日だったと記憶しておりますので、3月のタイミングでは、まだそこまでの周知啓発のほうには至っておりません。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 私のほうからは、音楽によるまちづくり事業に関連して、ミュージックガーデンのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この旧役場庁舎跡地は、町民会館の駐車場として利用しているため、町民会館で管理をしているところでございます。音楽によるまちづくり事業の中で、このミュージックガーデンに関する部分としての経費等、歳出をしているものはございません。

何に利用されているかという点ですけれども、町民会館の貸出し事業としまして、健康組合のイベントに年1回程度貸出しがされているということがございます。利用はその程度で、ミュージックガーデンの音楽に係る事業、イベントというのは、ここ何年かないというふうに思っております。

今後の利用等につきましては、また関係課所と相談をしながら、今後の取扱いについて検討していきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

再質問のほうを3点ほどなのですが、1点目が安全安心の防犯カメラの件、こちらに関しまして1件というのは、恐らく入間のほうの、あまり名前を出してはいけないかもしれないのですが、のほうだと思います。秩父警察署に関しましては、実は秩父警察署の方に聞いたときに、横瀬のところにも、横瀬の国道を通ってくる時に県道のカメラが坂氷にあって、その先というと、あるのですが、ちょっと名前を申し上げづらいところもあるのですが、そんなに数がないのです。その中で、ここは結構重要かなと思うのですが、その当時、役場のところにもカメラついていますよねと言ったら、知らなかったのです。結構ついてたってからのだったので、その後恐らく秩父警察署のほうにも、その情報もお伝えしましたし、課のほうでもその情報を伝えていただいて、多分連携体制は取れていると思うのですが、しっかりと、せっかくついているので、生かしていただいて、防犯に努めていただければなということに思いますが、その辺いかがでしょうかということ。

それと、防災体制事業に関しましては、確かに緊急事態宣言前は今と感覚違いました、そこまで想定しなかったというのが現実だと思いますので、そう考えますと、その流れかなと思いますが、これからはちよつと災害が多い時期でございます。先日も広報で出していただいていたのですが、各所でぜひそれを伝えていただいて、できればその上で、本来は判断をするのはその方だったり、家族と話し合ったり、近所と話し合ったりなのですが、今はなかなか近所と話し合うこともできないような状況にもありますので、何を判断基準にしているか。あまり明確に示してしまうと、結果それで被害がより大きくなってしまったときの責任問題等もありますけれども、ただどういうことを基準にどう考えたらいいか、ある程度の指針は出ていますけれども、この横瀬町特有のものというの、地形とか、そういったものもあると思いますので、その辺も含めしっかりと啓発をしていっていただきたいと思います。その辺お願いいたします。

あと、ミュージックガーデンの件なのですが、あそこで音楽イベントがなかなか行われていない現状にあって、過去だと、よこぜまつりのときとヨコゼ音楽祭のときとかにやっていた記憶はあるのですが、ぜひ音楽関係を企画してやっていっていただきたいですし、貸出し、借りるほうも借りやすい、今現に町民会館のほうで借りられますので、広報等も含めやっていただきたいというのがあるのですが、そこに関してはいかがでしょうかなのですが、過去にそこでやった音楽イベントで、騒音の苦情があったかどうかをお願いいたします。

以上でございます。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に対する答弁をさせていただきます。

防犯カメラの関係でございますけれども、抑止効果等いろんな部分で必要なことは承知しておりますので、その辺は情報共有を図って、防犯に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、防災のほうの関係でございますけれども、議員おっしゃるとおりだと思いますので、伝える努力というのは引き続きしてまいりたいと。それから、町が今どのような対応しているのだということも、伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 ミュージックガーデンに関してですけれども、ご利用いただけるのであれば、お話をいただいて、こちらにも積極的な活用に支援をしていきたいというふうを考えます。現状、あまり今のところ、使いたいという要望は少ないようでございます。

また、騒音の苦情ということですが、私の知っている範囲では、そのような苦情があったとは聞いておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 2点ほどお伺いいたします。

決算書のページ数、147ページのコミュニティスクール推進体制構築事業に関してですけれども、前年度に配置され、委員さんも決まりましたが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

それと、行政報告書の中の86ページ、登山・ハイキング道維持管理事業の中で修繕費とありますが、日本一歩きたくなる町を掲げている町で、風の道、根古屋城址、ひゃくいちたんぼ、兵の沢の修繕内容を教えていただければと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 コミュニティスクール推進体制構築事業についてお答えさせていただきます。

令和元年度におきまして、このコミュニティスクール推進協議会をつくるということで進めてまいりました。会議や、それから研修会等を実施し、また啓発だよりとしまして、コミュニティスクールだよりを月1回回覧をさせていただき、啓蒙したところでございます。運営協議会のほうは、令和元年に委員さんを決めまして、任命書の交付をしたところでございます。実際、3月でこの協議会を決めまして、任命書の交付をしたいところではあったのですが、コロナウイルスの関係がありまして、6月に任命書のほうを交付をさせていただきました。令和2年度になりまして、この運営方針を承認していただく会議を、それぞれ小中学校、7月に第1回の会議を開催しております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 登山・ハイキングコースの修繕ということでございます。

主にこの予算の中では、草刈りがメインだったわけですが、コースの補修を1か所、風の道コース、芦ヶ久保のコースだと思っておりますけれども、に荒れているところがありましたので、そこを修繕させていただいたというところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 コミュニティスクールの件ですが、今後どのような方針で、どのように告知していくのか、お願いします。



それと、今回草刈り等とおっしゃいましたけれども、このひゃくいちたんぼ、宇根の奥になるのですけれども、あそこはほぼ何もしていないような状態なのですが、これを観光地化するのにはどのように考えているのかお聞きします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 では、私から、ひゃくいちたんぼの活用ということでよろしいでしょうか。

確かにそのとおりでございまして、あそこを農地としてとか、ましてや田んぼとしてというのは、なかなか今の状態では難しいかなというふうに思っております。当然地権者もいらっしゃると思いますので、その辺は今後またタイミングを捉えて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 コミュニティスクールに関してですが、新たな権能としまして、ただ聞いておくだけではなくて、一部承認をしたりとかするような権限が加えられましたので、その部分については、適宜そういう事項について、お諮りをしていくということになろうかと思えます。計画としては、予定では年度内で2回ぐらいの会議を予定しており、熟議を通して地域と共にある学校づくりを目指していきたいというところでございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

そうしますと、まず決算書にはないのですけれども、予算書にあった町政モニターのところなのです。町政モニターというのが予算書にあったのですけれども、決算書に出てきていませんので、平成31年度の予算審議のときの答弁で、制度としては機能していると答弁があったのですけれども、今回なぜ決算書にないのか、その辺の説明をお願いします。

それと、決算書55ページと、報告書の31ページ芦小施設管理です。報告書の評価の項目のところの必要性のところ、住民ニーズというところがあるのですけれども、今現在の芦小管理に対して住民のニーズというのはどういうことがあるのか、教えてください。

それと、報告書の33ページの鉄道事業者への要望活動、これは件数がかなり多く出ているのですけれども、鉄道事業者に対する要望で、あまり多過ぎると嫌がられるかなとも思うのですけれども、その辺の考えを教えてください。

それと、決算書の59ページの行革推進事務改善提案、これは今回2,000円なのですけれども、何件で2,000だったのか。改善提案がこれでは数が少ないと思うので、もうちょっと本気でやってもらったほうがいいのではないかと思うので、その辺の考えを教えてください。

それと、決算書65ページと報告書37ページのふるさと納税です。先ほども質問ありましたけれども、トータルでかかった経費が幾らで、出ていってしまった税金が幾らで、補填された交付金が幾らで、ふるさと納税寄附してもらったのが幾らでということをお教えしてもらって、実際の収支、プラス・マイナスを教え

てください。それで、ふるさと納税をすることによる横瀬町のメリット・デメリットがあれば、教えてください。

それと、決算書67ページと、報告書が39ページ、同窓会事業なのですけれども、今まで答弁でふるさと納税につながったデータはないという答弁を私もいただいているのですけれども、そうすると同窓会事業の報告書のところへ出ている指標の使い方が違うのではないかと思うのですけれども、その辺の理由を教えてください。

それと、報告書の43ページ、SNSのところですが、SNSの発信件数、発信と新聞掲載の相関関係は私に分らなかったの、教えてもらいたいということと、指標のところの子育て支援PR件数、その辺の関係も分かれば教えてください。

それと、決算書127ページ、報告書78ページ、地域振興拠点施設管理なのですが、評価のところでも妥当性のコメントで、備品購入は計画どおりに対応できない場合もあるということがコメントとしてあるのですが、これに対して具体的にどういうことをしようとするのか、考えを教えてください。

それと、決算書131ページ、報告書82ページ、町内事業者支援ということがありますが、報告書の総合評価のところにも制度の見直しというふうに出ておりますので、今後どういう見直しを考えているのか教えてください。

それと、決算書141ページ、報告書94ページ、ブロック塀の除去、執行率が約50%ぐらいで18点とあるので、ちょっと点数がよ過ぎるので、その辺の理由を教えてください。

それと、報告書95ページの空き家除去、実績1件で、これも18点分の17点ということで点数がちょっといいので、そういった評価の根拠を教えてください。

それと、決算書141ページ、報告書102ページ、学校教育指導員、学力調査の結果があまり高くないのに、満点の18点がついておりますので、その考えの根拠を教えてください。それと、実際先生方、こういった方々が活動しているのかを教えてください。

それと、決算書の147ページ、スクールサポートスタッフ、予算審議のときに先生の負担軽減を図ることがあったのですが、実際どの程度の先生方の負担軽減があったかを教えてください。

それと、決算書171ページ、報告書112ページの町民体育祭、参加人数が報告書に2,500人とありますが、これは延人数だと思うのですけれども、実人数を把握していれば教えてください。

それと、評価項目の必要性のところの住民ニーズというところが、1点になっているのですけれども、1点と評価したわけを分かれば教えてください。

以上、13点ですが、これは再質問はいたしません。答弁内容によっては、再質問が必要なものが4つあります。まず、決算書の59ページ、報告書の41ページ、地域おこし協力隊です。地域おこし協力隊の報告書の41ページに、総合評価に、一番下のほう、町内での起業を見据えて活動を行っている隊員もおりというふうにあります。隊員もいるということは、全員ではないということだと思うのですけれども、本来全員であるべきだと思うのですが、こういう表現をした根拠を教えてください。

それと、地域おこし協力隊のこの辺りの消耗品の138万円、主な大きいところを教えてください。

それと、決算書に出ているのですが、施設設備修繕の8万1,000円、どこの何を直したのか教えてください。

それと、募集委託料、予算額150万が99万3,000円の決算額になっております。私、実は毎年随意契約の一覧表を情報公開請求でもらっているのですけれども、そこの突き合わせをした中で、この募集委託のところがブランジスタという会社で、これは3月の予算時の答弁にもあったのですが、電子書籍タイプということで回答いただいたり、随意契約の一覧表に出ていました。そう思って見てみますと、リニューアルする前の横瀬のホームページに、画面の右側に出ていたマドリームと言われるようなところに当てはまるのではないかと思うのですけれども、そのままブランジスタのマドリームというもののなかどうかということをお教えください。

それと、あと電子書籍というならば、電子書籍を扱っている出版社なりそういったところは、上場会社から非上場会社までかなりありますので、候補がこのほかにあったのかどうか。ブランジスタという会社のほかにあったかどうかをお教えください。

それと、加工業務委託17万5,000円、これはどんなことを加工業務を委託したのか、その中身を教えてください。

それと、紅茶のパッケージデザイン9万7,000円、どのような形になったのか教えてください。とりあえず、地域おこし協力隊はそこです。

それと、決算書の61ページ、関係人口創出です。6月の補正で追加された事業なのですけれども、322万5,000円、これは898のソフト面の整備というか、そんな感じで答弁はいただいていたと思うのですけれども、ここで消耗品費として29万3,000円が出ております。これをもう一度説明してください。

それと、印刷製本費が46万円、これは何を作ったのか教えてください。

それと、先ほども質問に出ました特設ホームページ、予算額が194万4,000円が、決算額159万7,000円。長瀬のコアさんに発注したということですが、1者だけの随意契約だったのかどうか、ほかに候補がなかったのかどうか教えてください。

それと、複合機リースの79万4,000円、これはどんなものをリースしたのか。補正予算時は、3Dプリンター云々という話がありましたので、その詳細をお教えください。

これが関係創出で、あと決算書137ページ、報告書91ページ、社会資本整備のところ。今年度予算額が9,055万、それに対して決算額が2,993万、これで18点という点数が報告書についているのですけれども、報告書に計画的に道路改築工事が執行されたとあるのですけれども、3分の1の執行で本当に計画的に執行されたかどうかということをお考えなのか教えてください。

それと、決算書の157ページ、161ページの小中学生に対する扶助のところ。平成29年から令和元年まで、平成29年が小中合計で、決算額ベースで590万円、平成30年が512万円、令和元年度が492万円ということで、扶助額自体は、横瀬町はありがたいことに子供たちの扶助は減っておりますが、この平成29年とか、その前の子たちが、今は高校生になっているかと思っておりますので、単純にそういった年齢が上に上がってしまって、横瀬には関係なくなったということだと思っておりますけれども、その辺の考えを町としてどう考えるのかお教えください。

以上、すみません。細かいところがありますが、よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時04分

○内藤純夫議長 再開いたします。

3番、阿左美健司議員の質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、数が多いですけれども、まち経営課のほうの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、町政モニターの件でございますけれども、町政モニター1名いたわけなのですが、退任をしまして、その後募集をしましたが、応募者がいない状況で現在に至っている状況です。昨年度につきましては、モニターゼロという状況ですので、支出がないという形となりました。町民からの意見につきましては、個別の方法もありますので、こういったモニター制度を継続するかどうか、検討していきたいと考えております。

それから、芦小の施設管理のニーズの関係でございますけれども、今現在主に芦ヶ久保の住民の方への貸出しをしているところでございます。獅子舞の練習ですとか、町民体育祭の練習などの貸出しをして、住民の方の要望に合わせて貸出しを行っている状況でございます。

それから、鉄道事業者の要望の件でございますけれども、この要望につきましては、埼玉県が各市町村の要望を取りまとめて、各鉄道事業者に要望しているものでございます。この行政評価にある要望の件数ですけれども、平成27年度以降の累計の件数でございます。106件となっておりますが、昨年度は9件の要望をしております。継続の要望が4件、新規の要望が1件ということで、この要望は継続して要望することは、意義あるものではないかと考えております。

それから、行革の事務提案、昨年度は2件でございます。議員おっしゃるとおり、提案件数は少ないです。ただ、それぞれの課におきまして、小さな事務改善は随時行っているかと思っております。しかしながら、件数が少ないので、何らかの改善は必要かと考えております。

それから、ふるさと納税の件ですけれども、納税額につきましては2,957万3,500円、かかった経費につきましては1,131万9,997円。一方、出ていった税金、町民の方が他の市町村に寄附した金額ですけれども、965万6,086円。これは全て税金で出ていくわけではなくて、町民税の税額控除が438万8,951円です。そのうち75%は交付税措置されます。その金額が329万1,713円、差引き税の減収分は109万7,238円となります。実質収支、寄附金2,957万3,500円から経費の1,131万9,997円、さらに税の減収分109万7,238円を引きますと、1,715万6,265円が実収支となるかと思っております。

それから、メリットでございます。これは、町の貴重な財源となっているかと思っております。それから、返礼品が地場産品でありますので、地元業者の販路拡大とか、その辺につながっているのではないかと考えております。デメリットでございますけれども、特にないわけですが、ただ専任の職員がいませんので、兼務で業務を行っております。寄附金が増えれば、その返礼品の手配など、そういった事務量が増えているのではないかと考えております。

それから、同窓会の事業の関係です。今までふるさと納税に同窓会がつながっていないではないかということですが、名簿等をいただいているわけではないので、確認できない状態で、もしかしたらふるさと納税している方もいらっしゃるかもしれません。ただ、いずれにしても、この指標については検討していきたいと考えております。

それから、SNSの関係です。新聞掲載の関係ですが、新聞記者の方がフェイスブックを見て何らかの興味を持って、取材をして掲載する場合もあるかと思っておりますが、そういったつながった件数の相関関係については確認できておりません。相関関係があるような記載となっておりますが、表現が適切でなかったかと思っております。

それから、子育て支援のPR件数ですが、子育てを情報発信するためのフェイスブック、SNSを立ち上げております。その閲覧件数、発信件数を、子育て支援のPR件数としてカウントしているところでございます。

続いて、地域おこし協力隊の関係の質問ですが、総合評価のところで、町内の起業を見据えてという表現になっておりますが、これは昨年の段階でこういった起業を起こしている方が2名いましたので、こういった表現になっておりますが、隊員全員起業を見据えて事業活動を行っておりますので、ちょっと表現が適切でなかったかと思われまます。

それから、消耗品の関係で大きなところというところですが、これは様々な隊員が活動を行っておりますので、大きなところというのはないのですが、それぞれの隊員の消耗品、彫金ですとか、そういった材料代ですとか、農業支援を行っている方は、その辺の農業の消耗品等を購入しているのです、こういった数字となっておりますのでございます。

それから、施設の修繕料ですが、これはエリア898の手洗いの洗面器を修繕した修繕料でございます。

それから、募集委託料の関係ですが、議員おっしゃるとおり、これはブランジスタというところに委託をしまして、電子雑誌に掲載したものでございます。マドリームという電子雑誌で、4ページ、4月10日から9月10日までの6か月間の契約で、無料で読めるような電子雑誌に掲載したというところでございます。

それから、加工の紅茶パッケージ、どんなデザインかということですが、こういったパッケージのデザインになっておりますので、よろしく申し上げます。

それから、関係人口の関係の消耗品ですが、関係人口はエリア898のライトの購入費、それから事務用品の購入費、もろもろの費用でございます。

それから、印刷製本費の件でございますが、よこらぼのチラシを作りました。全部でこういったチラシ、よこらぼのはがきのチラシですとか、あとは3Dプリンターを使ってチラシを作った費用でございます。

それから、特設ホームページの関係ですが、1者の株式会社コアに委託をして行いました。これは、町のホームページのリニューアルに合わせて、コアさんをお願いしたような形となっております。理由といたしまして、打合せ等も軽減されまして、デザインシステム等も統一しやすいということで、1者随契という形で委託をしたところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 すみません。今ので2点、私のほうから補足をしたいと思います。

1つは、3つ目の鉄道事業への要望なのですが、これは主に西武鉄道さんになるわけなのですが、我々、西武さんとは多面的な関係がありまして、いろんな形で要望したりお願いしたりしています。これは、埼玉県が取りまとめでずっとやっているという部分でございまして、これにおける要望としてこれがあるというふうに理解をしてください。

それと、地域おこし協力隊の41の町内で起業を見据えて活動を行っている隊員もあるというのは、出口を町内での起業としていますので、例えば町に住んで秩父市で働くとか、秩父市で起業するとか、町外で起業することもあるので、町内で起業したという限定になっているので、こういう記載になっているというふうに理解をしていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは地域振興拠点施設管理事業についてでございますが、評価欄の妥当性のコメントでということ質問いただきました。

具体的な例でございますが、当然ですけれども、道の駅と相談をしながら備品や設備等の購入や、買換えなどの計画を立てております。場合によって、買換えができずに、修繕等の対応をお願いするというような場面もあるということでもありますので、道の駅の考える計画どおりには対応できないという意味でございます。いずれにいたしましても、道の駅としっかり連携していかなければいけませんので、7月から支配人も代わられたということで、間もないということですし、その支配人が小売業に非常に精通されている方だということもありますので、備品の購入や施設設備の修繕などにつきましては、よく相談をして、計画を立てていきたいというふうに考えております。

続いて、町内事業者支援事業でございますが、制度の見直しはということでの質問でございます。先ほども申し上げましたけれども、今既存の補助制度がございますので、こういったコロナの状況等も踏まえまして、充実したほうがよいものがあるかという視点で、見直していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁、まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 61ページの関係人口のところの複合機、機器リース料の内訳を申し上げてありませんで、すみませんでした。

これは、カラーコピーのリース料、それからパソコン3台の使用料、それからパソコンソフトの使用料、それから3Dプリンターの使用料ということで、この金額となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 私のほうから、決算書141ページ、ブロック塀撤去補助事業及び空き家除去補助事業について答弁させていただきます。

この2つの事業は、ご指摘のとおり、単年度の執行率で見ますと、予定どおり執行できませんでした。ただ、昨年度から始まった新たな事業ですので、1か年度ではなかなか適切な評価はできないと思ひまして、事業全体として今後の必要性を基に、このような評価をさせていただきました。今後、さらに引き続き事業周知の仕方も工夫し、執行率を高めていきたいと思ひます。

続きまして、社会資本町道整備交付金事業について答弁させていただきます。議員さんのおっしゃるとおり、執行率等これも低いのですが、過去の答弁でも出ていますように、交付金の要望額に対して内示率がかなり悪いということもありまして、事業費等の差が出ております。ただ、その中で事業課としては、4月、内示交付決定額が出た後に設計等を見直し、計画等もまた見直して事業を進めております。今回、3175号線が今年度に入ってしまったけれども、8月31日に一部供用開始できました。それも少ない補助金の中で、どうか工夫してやった結果だと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 私のほうからは、行政報告書102ページ、学校教育指導員配置事業についてですけれども、こちらの学力調査の結果が低いのに18点とはという関係なのですが、これにおきまして指標として使いましたものが、学力調査の結果ということです。この評価基準、指標が適切かどうかということはあるかと思ひます。指導員の活動がすぐ学力の数値に当てはまっていくのか、今後検討させていただきたい部分でございます。ほかのあと2点ほど、この指標にありまして、そこでは規律ある態度とか、また体力、総合評価の基準もでございます。そちらでは100を超えているというふうなことで、3つの評価基準を合わせますと、ある程度と効果はあるのではないかとこのように考えているところでございます。

実際にやっていた業務でございますが、適応指導教室の対応、それから教員に対する授業の指導です。それから、放課後子ども教室、学校運営協議会、それから人事、学事についての業務を行っていただいているところでございます。

それから、決算書147ページのスクールサポートスタッフについてです。先生方の負担軽減はどの程度あったかということですが、なかなかこれは数値化をすることは難しいかなというふうに思っているところでございますけれども、実際の業務といたしましては、掲示物の作成ですとか、スポーツテストの補助、また印刷物、配布物の仕分け、また印刷室等の片づけ、清掃などを行っております。実際に、やはりこれは十分先生方の負担軽減にはなっているのではないかと。雑用的な部分がありますので、その部分について、効果があるものというふうに考えているところでございます。

それから、171ページ、町民体育祭事業でございます。参加者数2,500人ということなのですが、もちろんこれは全員をカウントすることは、実数としてのカウントというのは難しいので、おおむねこのぐらいというふうに考えているところでございますが、根拠としましては、各種目別の選手、参加人員を全部足し上げますと、2,160人ぐらいになります。それと、役員を260名ぐらい、合わせて2,400ぐらいになるかと思うのですけれども、その他応援等で若干の増減を加味して、2,500ぐらいと考えさせていただいております。

ニーズが1点だが、なぜだということなのですが、やはり少子高齢化や社会環境の変化等がありまして、その部分での課題というのはあるかと思ひます。新たなニーズがそこには隠されていたり、また

新たに求められるもの等もあるかと思しますので、そういった点を課題として、今後も検討していく必要があるということで、この点については1点というふうにさせていただきました。

それから、続けて157ページ、小学校、それと中学校のほうの関係もあります。いわゆる児童生徒の援助、扶助の費用の関係でございます。こちらにつきましては、毎年度対象者に扶助しているということで、対象に応じて増減があるかというふうに思います。今年度につきましては、中学生の部分が、前年に比べて大きく経費的には下がっているというところであります。ただ、全体としましては、やはり対象者の減少傾向があるかなというふうには感じているところでございます。議員ご指摘のとおり、ここを通過しても、なおその方々が、そういった対象になるような方々がいらっしゃるということで、その部分については、目を通して見ていかなければいけないのだろうなというふうには感じております。

今年度の事業ということなのですが、今まで児童生徒、小中の部分に子育て的にも目が向けられていたわけですけれども、今年度交付金を活用して、高校生を対象とした事業等も、子育て支援課のほうで検討もされているようですので、そういうところも連携を取りながら考えていきたいと思っております。

○内藤純夫議長 質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

3番、阿左美健司議員、再質問どうぞ。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

それでは、簡潔に次に行かせてもらいたいと思っております。そうしますと、再質問なのですが、まず地域おこし協力隊のところですが、すみません。ちょっと細かいというか、あれですけれども、予算のときに協力隊起業支援補助金というのがありました。今回、決算でなかった理由を教えてください。

それと、先ほどのマドリームの募集委託料ですが、私、これを見ました。ブランジスタのホームページも見て、過去のバックナンバーも見ました。そうしたところ、その内容は、今回予算科目として地域おこし協力隊の募集のところに出てきているので、その頭で私は見たのですけれども、移住定住を横瀬に来てくださいというPRの内容は分かるのですけれども、地域おこし協力隊の募集という観点から見ると、そこに当てはまらないような気がしますので、そこをどういうふうな判断で、地域おこし協力隊の募集委託料として計上したのか教えてください。

それと、随意契約の一覧表にもあるのですけれども、随意契約の一覧表に1者見積りで契約したとあります。横瀬町契約規則38条、39条に抵触していないか心配なのですが、その辺の考えを教えてください。

3月議会の説明のときには、3月10日前後、次ぐらいですか、のときは、委託先はまだ決まっていないという答弁があったのですけれども、随意契約の一覧表を見ますと、契約日が4月10日になっております。約一月あるか、一月しかないということなのですが、その答弁のときに、電子書籍タイプという答弁をもらっていますから、頭の中でそういう業者の候補が挙がっていたのではないかと思うのですけれども、そういう答弁があったので、ちょっと不信感があるのと。そこに最低一月あれば、先ほど私、そういった電子書籍の出版関係するところはかなり数がありますので、一月あれば複数の見積りを取って、随意契約にいったと思うのですけれども、そこを今回のブランジスタというところとの契約が、なぜ1者でやったのか。委託ということであれば、今回のこのブランジスタとの契約名が、あれを見ますと、横瀬町地域おこし協力隊募集情報掲載業務委託という委託契約だからということで、横瀬町契約規則には触れていないという判断かもしれませんが、結果的にそうであったにしても、時間的にそういうふうには何者か取る時間が



あったのであれば、そういった見積りを複数者取るべきだったというふうに私は考えるのですが、その辺の考えを教えてください。

それと、報告書の中に事業費が地域おこし協力隊、一般財源として報告書に出ております。当然、交付税措置されているのかと思うのですが、ざっくり言えば、国から幾らもらって、町から幾ら出ているのかというのを分かれば教えてください。

それと、同じく報告書のほうに、経済性の評価のところでは費用対効果が高い事業とあります。また、平成31年3月の答弁でも、隊員の給与水準は決して高くない。それなりのFRINGEは必要、費用対効果ではまっているという答弁をいただいております。ここで費用対効果という表現が出てきておりますので、とするとちょっと意地悪な見方をすると、本人のためというよりも、町の経済性優先という意図がちらほらするような感じがしてどうかと思いますので、今回、今再質問で申し上げました起業支援補助金ですけれども、それもないということは、期間が終わって、変な話が金の切れ目が縁の切れ目みたいになってしまっておそれもありますので、こういった人が活動することに対して費用対効果という表現をするのは、無責任なような気がしますので、その辺の考えを教えてください。

それと、関係人口のほうですが、去年の6月補正で入ったやつですけれども、これは総務省に採択された事業ということで、そのときの事業の採択の目的の中が、目的というか事業内容が、ちょっと申し上げますが、官民連携プラットフォームよこらぼのPR、横瀬町内外の人々が交流するコミュニティスペースの設置、ライティング、イラスト作成等のスキル教育プログラムの実施に取り組む、町や若手住民団体が中間支援機能を担い、よこらぼにより関係を構築してきた人々が、町に貢献したいと思っていることを生かし、関係人口の力を地域に還流し、町の活性化を図るという事業に応募して、横瀬町が選ばれたということではありますが、コミュニティスペースの設置ということであれば、エリア898はその前の3月議会で条例も設置して、その時点で設置されているわけですから、今回それで設置したわけではないと思いますので、事業のあれが違うと思います。

それと、ライティングとかイラストということがありますが、今課長の答弁の中でも、イラストとかライティング関係という答弁がありませんでしたので、その辺はどこに行ってしまったのかということをお聞きします。

それと、中間支援機能という言葉がここにもあるのですが、これは総務省のホームページにも中間支援機能という言葉が何回か出てくるのであれなのですが、これは具体的に中間支援機能というのは、この場合どういうことを意味するのか教えてください。なので、今回322万5,000円支出されていますが、実際の支出に当たって、ちゃんと合致していないというふうに私は考えるのですが、その辺を教えてください。関係人口は、そこで取りあえずお願いします。

それで、社会資本整備に関してです。今の答弁でも、以前の答弁でも、満額認めてくれない傾向があると。それと、小学校があるから、道路関係は絞り込むという答弁もありました。そういう前提もあるのですが、平成26年から追っていきますと、平成26年の決算額は、社会資本整備は1億9,506万円が決算額です。平成27年が予算額が4億3,820万円、決算額が1億6,200万円、平成28年が予算が5億9,000万円、決算が2億6,798万円、平成29年が2億2,784万円、決算額が1億286万円、平成30年が1億907万円、決算が7,050万円、平成31年、今回が9,055万円に対して2,993万円ということで、表にするというと、予算の要

求額、決算額等、平成29年頃からはっきり悪くなっているのですけれども、こういったことによる町のその当時の変化点というのは、どのようなことが考えられるか教えてください。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

昨年度協力隊の支援金の支出がないということなのですけれども、昨年3名の方が退任したのですが、この支援金を使わなかったということでゼロということなのですけれども、1名の方は引き続きというか、農業集落支援ということになりましたので、協力隊支援金を使っておりません。

それから、マドリームの関係で、地域おこし協力隊の内容と違うのではないかとということでございますけれども、一応地域おこし協力隊の動機づけをするために、町の紹介をしたということで、このような内容の電子書籍という形になったところでございます。

それから、1者見積りの関係でございますけれども、4月10日付で契約をしました。今回の電子書籍につきましては、特殊な委託ということで、1者指名にした形となっております。

それから、財源の関係でございますけれども、今手元に資料がございませんが、国から地域おこし協力隊の経費は、特別交付税措置ということで全額交付されているところでございます。

関係人口の関係でございますけれども、これは総務省の関係のモデル事業で採択された事業でございます。地域と関わる関係人口を増やして活性化させるという、その場づくりを国が支援するというものでございますけれども、そういった形で事業を進めたという形でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 再質問について答弁いたします。

社会資本総合整備交付金の事業の執行の変化点ということは、特にはないのですが、ここ数年見ても、やはり要望に対して内示率が平成30年度に限りましては、社会資本整備総合交付金事業でやる補助金に対しては38%の内示率でございました。平成30年は調べていないので、分からないのですけれども、年々減っていったのは事実でありまして、それに調整して事業費イコール補助率では、なかなか事業は途中で切るわけにいきませんのでできませんけれども、極力財源を、一般財源に迷惑をかけないような執行の仕方を今までしてまいりました。

今後は、今年はまだ既に要望を出したときには、かなり前広で要望をさせていただいていますけれども、また今年の内示率についても、かなり悪い状況であります。いずれにしろ、道路事業も計画的に当然進めなくてはいけないと思っていますので、いろいろ工夫しながら、どういう形のメニューに補助事業があるのかというのもまた調べながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 答弁漏れがございました。

ライティングとか、中間支援機能の部分についての答弁が漏れてしまいましたけれども、これは調べてまた報告させていただきます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 何点か補足します。

まず、地域おこし協力隊の採用に関してなのですが、これは毎年なかなか時間がタイトです。人を募集するという性質上、4月のスタートダッシュが非常に重要でして、できるだけ早く準備をしたい。しかし、予算的には3月の決算まで決まらないということなので、担当のほうでは少し前倒しで下準備をしていて、予算ができたところでゴーという形にしています。なので、見た目以上にこれは時間がない中でやっておりますというのが一つと。

それと、関係人口のところは、これは補助金をもらうというところがありまして、当然我々はやる予定のことを補助金を申請するために書いていくわけですが、着地がそっくりそのままになるかというところ、そうでもなくてというところはあろうかというふうに思います。なので、補助金を取るために求められる言葉遣いだったり、あるいはその内訳の説明だったりというものがありますので、そこを意識しながら組み立てたのかなというふうに思っています。

それと、費用対効果の表現に関しては、私は逆でして、こういう人に関わるところだからこそ、費用対効果は、これは逆にあっていいかなというふうに思います。一方、それだけではないです。当然それだけではなくて、地域おこし協力隊のところでも申し上げましたが、一番大切なのは、その人が幸福感を持ってここに根づくことなのです。しかし、町の中でこうした紙に客観的に評価していくということになると、どうしても住民の皆さんへの説明しやすいところが入りますので、こういう表現は入らざるを得ないかなというふうに逆に思います。

それと、社会資本整備に関しては、一つは社会資本整備は10分の10ではなくて、必ず町の持ち出しが必要になります。という状況があって、小学校の建設が見えたところでは、これは当然絞らざるを得ないというのはあります。なので、要求額が下がってきたのは、その事情はかなり大きい、これが一つ。

それと、これはうちが特殊なわけではなくて、全国的に社会資本整備の交付率は下がっているというか、項目によってなのです。近年は傾向としては災害復旧に係るところ、本当に基礎的な安全確保というところが結構重たくなっているのだらうなというふうに想像します。とりわけ、去年で言うと台風第19号があったわけだけでも、その前の年も全国的に大きな災害が広域であるとする、そこに予算的には優先されるという事情はあります。その影響はあろうかなというふうに思っています。なので、これも難しいのですけれども、縮んでいく町であるので、当然インフラ整備は大事なのですけれども、トータルの予算的な管理とかいうのは、しっかり考えていかないといけないです。当然、横瀬町はそれほど余裕があるわけではないので、取捨選択する中で、まずは小学校があるので、そこはしばらくは抑制運用には私はならざるを得ないというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 いろいろ答弁ありがとうございます。

そうしますと、ではまた地域おこし協力隊ですが、昨日若林想一郎議員の一般質問の答弁でもありましたが、改めてお聞きしますが、次の地域おこし協力隊の卒業する人というか、任期が終わる人の起業の見

込みといたしますか、その辺は役場はどういうふうに考えているのでしょうか。

また、今年度というか、終わった方が、今回集落支援員ということになりましたけれども、もし起業できなければ、そういった集落支援員みたいな形で役場というか、また役をあてがうのかどうか。その辺、どういう考えなのか教えてください。なぜかといいますと、総務省のホームページを見ますと、地域おこし協力隊の下の欄が集落支援員が出ているのです。だとすると、安易にそこに行ったのかなという気もしてしまいますので、その辺の考えを教えてください。

それと、総務省の地域おこし協力隊の推進要綱というのがありまして、その第4のところ、(2)ということで、地方自治体は、地域おこし協力隊が地域協力活動を終了した後も定住、定着できるように、地域おこし協力隊員に対する生活支援、就職支援等を同時に進めることが望ましい。(3)、地方自治体は、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って地域おこし協力隊を受け入れること。(5)、住民との信頼関係を築きつつ地域協力活動に従事し、地域への定住、定着を図る取組であることを鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図る必要があるというふうに書いてあります。

そうしますと、なかなか起業ができないという現状を考えますと、町が本気で、今私が申し上げましたこの要綱をきちっと守っているというか、100%は無理にしても、その辺を考えて地域おこし協力隊の活動を支援しているとは思えません。ここにも年間プログラムを作成しということがありますので、今横瀬町の募集はフリーミッションといういい横文字がありますけれども、総務省がそういう年間プログラムを作成しというふうにうたっているのですから、そのことにもう既に町は間違っただけ募集をしているのではないかというふうに考えるのですけれども、その辺の考えを教えてください。

それと、また募集の委託ですが、また悪い見方をしてしまって申し訳ありません。うがった見方をしてしまって、ごめんなさい。申し訳ありませんが、ブランジスタというところのホームページなんかを見ますと、ある出版社の名前がちらほら出てきます。その出版社というのは、去年だかおとし、町長と町民会館でその方がアルコールを飲みながら講演をした方の会社です。そのブランジスタという会社とそういう出版社が、そういう感じでつながっているということが、ホームページにも出ておりますので、その辺マドリームという形を通して、町がそこをお願いするという話ができているのではないかと。要するに、以前のホームページには、マドリームに掲載されましたという文言があったのですけれども、実際はそうではなくて、お金を払って載っけてもらったということが事実だと思いますので、その辺も含めると、今回委託ということで業務委託していますが、横瀬町契約規則を骨抜きにするつもりなのかどうか教えてください。

次、関係人口です。3Dプリンターなのですが、今はありませんというか、予算補正でやったときにもないわけなのですが、去年の12月の答弁でも、まちづくりに効果があると判断できれば、予算化を検討するという答弁があったのですが、今ないということは、3Dプリンターがまちづくりに効果がないと判断したからなのか。単純に関係人口の補助金というか、交付金が単年度の事業だから、試しに入れてみたけれども、次はないという判断したのか教えてください。

それと、あといろいろ出ているのですが、横瀬でもっと何かしたいというニーズがある人がいる。よこらば関係のことですね。というふうなことがあるのですけれども、実際その人たちはどんなニーズを持つ

ているのか把握しているのか、町のほうで。具体的に何をしたいのかどうか。まさか横瀬川でサウナするために、ニーズを持って来ているとは思いませんが、その辺を教えてください。

それで、今回関係人口のこれをやりましたが、関係人口といいますか、の人たちがどれくらい増えたのかです。それと、町長も住民福祉に結びつくのが大事でということをおっしゃっておりますが、その辺のことをいつどのように判断するのか教えてください。

それと、ここの部分では最後に、先ほど関係帳票類を見た中で、898のところの契約書で固定資産税が全額免除というふうになっていたのですけれども、全額免除でしたっけ。平米換算とか、その辺、すみません。今まで過去にどんな説明があったかは忘れてしまったのですけれども、全額免除と出ているのですけれども、面積案分にするとかしないとおかしいのではないかと思うのですが、その辺を教えてください。

それと、社会資本整備のところですが、認められないという説明は分かります。私もほかの市町村に聞いても、全額は認められないけれどもということは聞きました。ただ、ここの3割とかという話は聞いてません。と思いますと、今も小学校のことがあるという答弁がありましたが、トップの考えが現場に下りてくるわけですが、トップがそういう判断をするということをしてしまうと、現場のほうでも、何となく頑張っ取りにいこうという熱意とか、そういうやる気をそいでしまっているような、そういうマイナスの効果にしている感じがするのですけれども、その辺の考えを教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

地域おこし協力隊の来年の退任者のご質問の関係で、来年4月に2名の隊員が退任する予定でございます。1人は金工、彫金、鍛金のことを行って地域おこしをしたいということの隊員なのですけれども、今現在宇根地区に工房を構えるということで、起業というのですか、工房を構える形で進めております。もう1名の方は理学療法士で、この方もこういった資格を生かして町内で、川西の地区内ですけれども、起業するという形で進めておるところでございます。

それから、隊員の目標というのですか、毎年4月に今年のどんな活動をして、どんな目標でいくかということをお面談で行っております。毎月そういった業務の進行状況は、町のほうに報告をいただきまして、把握しているところでございます。

それから、3Dプリンターの関係でございますけれども、これは昨年度で使用料が切れておりましたけれども、借りていた業者のご厚意によって、今無償で置いてあります。なので、使う形の体制はできているところでございます。

それから、あと898の固定資産税の関係でございますけれども、使用契約書の中に第3条で契約物件に対する固定資産税を免除するという規定がございますので、その面積案分での固定資産税ですから、借りている部分のみの免除という形になっているかと思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 今後の要望のときも、小学校が減になっているという話もあるのですけれども、事業

課としましては、引き続きどうにか適正な特定財源がないか等々を県と調整しまして、検討していきたいと思っています。その辺の要望を引き続き。また、社会資本に対しては、実は今県から通知が来ていて、過不足調査が今現在あります。その辺の状況を、県と今電話等のやりとりで調整しているところであります。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 では、一般的に私のほうから補足をします。

まず、地域おこし協力隊が起業するかどうかというのは、これは起業する人としらない人がいます。先ほど申し上げたのですけれども、地域に根差すという根差し方は、必ずしも起業ではなくてもいいわけです。これは、ここの地場で働くのもいいですし、あるいはご結婚されてということでもいいです。そこはもう少し幅広く構えています。そういう中で起業する方がいると。今の次の卒業生の2人は、起業を準備していると、そんな状況であります。

それと、集落支援員のところは、これは明確に今集落支援員になられた方が、横瀬のいろいろな農家さんと既につながりがあって、実績もあって、必要性があるから集落支援員をお願いしました。なので、これは安易にそういうふうになれるということではありません。これは明確に否定をしたいというふうに思います。

それと、総務省のガイドラインに沿った運営を我々はしています。これは、どこに出しても恥ずかしくない運営をしていて、総務省のガイドラインに外れているということはありません。

それと、マドリームのはつは、出版社のところは関係ないと思います。これは、担当者が探してやりました。そのバックにあるものと、例えば私とかが結びついているということはありません。なので、縁故性で選んだという可能性は、明確に否定したいと思います。ゼロです。

それと、やる気をそいでるかどうかは、これは私では分かりませんので、職員に確認をしていきたいと思いますが、私は一体感を持って、みんなやる気を持ってやってくれているというふうに信じています。

以上です。

○内藤純夫議長 では、3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、すみません。件数が多くて申し訳ありません。

そうしますと、地域おこし協力隊とかのほうで契約関係のことで、契約規則に私は違反していると思うのですが、その辺の考えを教えてください。

そういったことで横瀬でもっと何かしたいニーズがあるというのは、その何かというのは何なのか。関係人口を増やすということでしたので、関係人口がどれだけ増えたのか。住民福祉に結びつくということで、いつどのように判断するのか教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 そのところをもう一度教えてほしい。

○内藤純夫議長 では、3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 要するに、複数契約、複数見積りが取れる状態だと私なんかは考えるのですけれ

ども、それを1者見積りで随意契約をしてしまったという。なぜ複数見積りを取らないで、1者見積りで随意契約をしてしまったか。特殊性という話をしましたが、何が特殊なのか。そういったやる会社はいっぱいありますので。

○内藤純夫議長　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　2時54分

再開　午後　3時08分

○内藤純夫議長　再開いたします。

3番、阿左美健司議員の再々質問に対しての答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長　それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊の電子雑誌への掲載の件でございますけれども、今回の募集、電子雑誌の仕様といたしまして、都市部の20歳から30歳代を中心とした読者層が5万人を超える電子雑誌へのということを想定いたしまして、その観点からこの1者随契という形で契約したところでございます。

それから、答弁漏れがございました中間支援機能の部分でございますけれども、国の申請の時点では、エリア898で活動で活動している人たち、メンバーについては中間支援機能として位置づけをしてという形で、国のほうに補助金の申請をしたというところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長　町長。

○富田能成町長　それでは、関係人口のところは、人数をいろんな分野で集めて集計しているという作業を行ったことはないです。しかしながら、増えているという実感は持っていて、例えばふるさと納税が増えているというのは、これはそういう影響だろう。それから、地域おこし協力隊の採用の母集団がちゃんと確保できてきているというのは、その影響だろうとか、あるいはイベントをしたときに来てくれる人の数、ボランティア参加なんかもそうです。外から来てくれる人が増えてきているという印象は持っています。これをどういうふうに測っていくかというのは、ラップは取っていく必要はあると思います。これは、当然ベースは毎年が1つあって、もう一つは今長期計画走っていますので、この4年ごとというのを、一つの節目で大きな評価をしていく必要があろうかなというふうに思います。

あと、したいことというのは、例えば横瀬で起業したいとか、あるいはボランティアをしたいとか、横瀬のイベントに参加したいとか、そういうニーズを持った人は出てきているというのが、今の状況かなというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長　他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番　新井鼓次郎議員　2点ほどお願いします。

報告書の60ページ、学校夏季休業中における児童館開館事業、これは大変ありがたい事業で、必要なことだと私は認識しております。その中で、制約等いろいろある中で大変頑張っていたいただいたようですので、まずもって感謝いたします。その中で、評価で安全面を考慮すると、やや不安があるとか、安全面を考えると、検討が必要とかいうような評価をしていらっしゃると思います。続けていただく、よい環境にしていてもらいたいという願いを込めまして、これらを挙げた理由。施設が小さいとか、敷地が狭いとかあるかもしれませんが、どんな理由でこういう評価になったのかを、まずお教えいただきたいと思います。

それから、評価書の109ページ、横中教育環境整備事業、それからちょっと前に、104ページのところに横小教育環境整備事業、この中で留守番電話設置工事というのが書いてあるのですが、横小のほうで12万9,600円、横中のほうで4万9,680円、金額的に同じような内容で違ってくるのですが、これはどんなことやったのかを教えてくださいたいのですが、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 では、答弁させていただきます。

この学校夏季休業中における児童館開館事業については、本当にニーズの高い事業となっております。議員のほうにもご評価いただいて、ありがとうございます。この評価についてなのですが、今まで100人ぐらいの登録があって、夏休み7月下旬から8月上旬にかけては、学童の子供たちと合わせて百二、三十人ぐらいの子供さんたちが児童館で過ごされるということです。コロナ禍でなければ、児童館全館、または熱中症が心配されないときは外を利用して、何とか子供たちも遊んだり勉強したりしている状況であります。やはり一番の問題は、スペースの問題となっております。指導員の先生方につきましても、夏休み1人増員をさせていただいて対応して、ほかのいつも従事していただいている先生方と一緒に、へとへとになりながら気配りしながら、目配りしながら、安全性、安全な事業運営に心がけておりました。今後も事業実施は続けていきたいと考えております。

考えられるのは、コロナ感染症がどの程度、どういうふうになっていくか分からない部分があるのですが、例えばホールの活用ですとか、その辺を考慮しながら、一人でも多くの子供さんを受け入れられるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 私のほうからは、小中学校で実施しました留守番電話の設置工事費の関係でございます。

それぞれ留守番電話機能のついた電話機を設置するというところでございますが、小学校におきましては、電話機に付随する関連機器と結びつけるというふうなことで、金額が高くなっているようでございます。中学校については、そういった関連機器との接続がないということで、単独の留守番電話機を設置するというので、安く済んでいるというところでございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。



まず、P60のほうの児童館の開館事業、こちらのほうでホール等の活用等を検討していただけるという、要は継続して頑張っていただけるということで、大変ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思うのですが、単純に考えて土地の問題とか、建物の面積の問題とかいうのは分かるのですが、どうしようもないものもあります。それ以外に設備とか環境とか、ぜひ変えたいと。変えていけば、もっと快適にできるというような具体的なものがもしあるようだったら、教えていただければ、実現に向けて一歩進むのではないかと思いますので、教えていただければありがたいと思います。

それから、すみません。留守番電話の付加機能というのがよく分からないのですが、それだけ費用がかかってしまったということですが、そこまで必要だったのかということと、これを入れる前、現在におけるまでどういうふうにしていたのか、分かったら教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 児童館開館事業の関係ですけれども、まだ具体的にどういったものというものはないのですけれども、例えばホールを活用するに当たっての何か消耗品のもの、例えばソーシャルディスタンスを保つのに、何かこういったアクリル版だとかそういうのが必要であるかどうか、よく検討させていただいて、また何かありましたら要望させていただければと思います。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 機材については、今どういうふうな機材でということが分かりませんので、また確認をさせていただいてお答えさせていただきたいかと思ひます。

入れる前ですが、留守番電話がなかったということで、留守番電話を入れることによって、保護者との連絡や、また職員、教職員等の事務の負担軽減が図れるのではないかというふうに考えて導入をしたところでございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 3点ほど、一番簡単なのから、指標のウォーターパーク・シラヤマの実績というのがありますよね。その人数はどういうふう把握しているのかということが一つ。これが一番簡単な質問です。

2番目が、交付税が10億円以上来ていると。これはいいことだと思ひますけれども、平成16年時、合併をするかしないかというときに5億円だったのです。それで、財政難だといって、地方財政がすごく逼迫していますと。それで、なおかつ交付税を減らすと言われて、減っても1億円かそこらで、4億円ぐらいにしかないから、そんなに影響、1億円でも影響はあるけれども、何とかやっていけるのではないかと。減らないでしょうと。横瀬を減らしても、地方財政に影響はないですよというふうな、その当時観点がありました。それからかなりたつて、17年ぐらいたっているわけですけれども、11億円近くになっています。こういう景気対策だとか、いろんな面で交付税を増やしてきたのはあるのですけれども、交付税の在り方というのを調べますと、94%が普通交付税ということ。残りの6%が特別交付税ということですが、普通交付税と特別交付税の割合を見ていると、特別交付税が6%の倍以上来ているわけ

です。これに対する要因はどういうことなのかということ、担当あるいは町長にお伺いしたい。今後どういふふうに移すのだろうかということも、予測を聞きたいです。

それから、先ほどから社会資本整備総合交付金について阿左美議員が伺っております。私は、一般論としてこの社会資本整備交付金というのが、今度の決算でいくと4,000万円台が、減額補正2,500万円して1,600万円になったと。そして、最後に調整で収入額が800万円台だったということで、結果的には800万円しか来ないということです。2割ですよ。この事業は3,000万円程度やっていますけれども、2割ということです。この成果を報告書を見ると、3部門に、防災安全対策と道路新設と、この社会整備云々という3つの成果報告書が出ています。この交付金の申請をどのように順序立ててやっているのかを聞きたいのです、実は。勉強不足で、私も実務をやったことないので分からないので、どのような方法でやっているのかということです。まず、それを聞きたいのです。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 ただいまの質問に対して答弁いたします。

まず、ウォーターパークの関係ですけれども、ウォーターパークは通常の維持管理の業務として、シルバー人材センターの方に2時間から3時間かけてトイレ掃除、またごみ清掃等をやっています。その間に来た利用されている人数から、アバウトなものですけれども、日数を計算して出しております。だから、実数とはちょっと離れているかもしれませんが、そういった形で人数計算はしております。

社会資本総合整備交付金に関してなのですけれども、1点、8,692万円と、あと繰り越してまして、704万8,000円繰り越しています。その関係で若干ちょっと増えるのかなとは思いますが、事務の手続といえますか、交付申請の事務の手続ですけれども、前年度において本要望というのがあります。本要望に手を挙げて、それを町の予算の歳出としても、歳入としても計上しております。その後、ヒアリング日程が決まりまして、埼玉県に4月から5月、6月をめどに交付申請を行います。交付申請の審査に基づいて、OKでしたら交付決定が出ますが、その間に4月1日、大体1日付なものですけれども、内示額が提示されます。その額に応じた交付申請をしますので、どうしてもそこで内示額で額が決まってしまうのは事実なのですけれども、そういった手続で行っております。

今後、先ほどもちらっと言いましたけれども、10月、11月に各市町村で過不足調査という調査が、補助金要らないよとか、もっと欲しいという調査がございます。そこで、また手を挙げて、県のほうで配分ができれば、また増額で補助金が来るケースがございます。今、そこを計算して県と調整して、不足の市町村がないかを確認しているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 特別交付税の関係でございますけれども、これらは特別の財政需要に対して交付されるものでございます。主立ったものでございますけれども、公共交通、コミュニティバスですとか、過疎バス対策の経費、それから地域おこし協力隊の経費、それから定住の自立圏構想の包括支援分とか、そういったものについても特別交付税の措置をされております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 まず、シラヤマパークのことは、同じ条件で毎回見ている、それを積み上げているということですね。おおよその指標をつくったということで理解したのでよろしいですね。それは、それで結構です。

社会資本整備総合資金の立てつけがどういうふうに理解しているかというのは、非常に大事だと僕は考えます。ですから、単年度で申請をするわけですがけれども、その基になるマスタープランがどの年度でつくられて、どういう大枠でやっているかというのが、僕が調べた資料では、それが大事なのではないかなと思っています。ちなみに、これは調べれば出てくることですがけれども、社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金に原則一括して、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されたと書いてあります。そうすると、この自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金ということですから、その基の、しかも次に書いてあるのですけれども、これが昔は道路、河川、砂防、海岸とか、下水、住宅というのを個別に補助金を出していたのを、社会資本整備ということで包括して出すようになったということなのです。

しかも、町長も言ったように、近年はどうなのかということ、防災のほうにお金が行っていますと。ここに例が出ているのですけれども、本来の社会資本整備総合資金というのは、大体9,000億円になっています。実は、防災安全交付金というふうに、大体1兆3,000億円から1兆円程度の幅がありますけれども、出ているのです。ですから、とみに最近この揺れがあるのかと思いますけれども、でもその比率は平成28年から令和2年まで、さほど変わっていません。変わっていないのです。

両交付金の概要ということで、地域が抱える課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定し、おおむね3年から5年の社会総合整備計画を作成しと書いてあります。これを作成したものの根拠が、実は平成29年ぐらまではかなり、1億円程度出ているのです。1億円というか、事業規模に対して。それ以降、かなり減額されているということは、その整備計画の内容がどこのものを根拠にやっているのか。3年から5年ですから、富田町長になってからもう5年、6年目ですよ。ですから、受け継いだときは何だったのか。それから、再度申請するときはどうだったのか。当然政権が変わりますから、振興計画とか、第6次ですか、変わってきますから、そういうものを反映しているかどうかということが、僕は問題なのではないかと思います。ですから、単年度で急激に増やしても、その整合性がなければ、当然見る側は見ていますよね、継続的に。

こういう社会資本総合整備交付金チェックシートというのがあるのです、事前審査のための。その項目を見ると、都市再生基本方針との適合性なんていうのがまずあります。まちづくりの目的が、都市再生基本方針と適合しているかどうか。上位計画等と整合性を確保されているか。今言ったことは、上位の計画と整合性が保たれているか。地域の課題の対応というのが、②にある。目標の妥当性というところに、地域の課題を踏まえ、まちづくりの目的が設定されている。まちづくりの必要性という観点から、地区の位置づけが高い、こういう項目があります。

大項目の2として、計画の効果、効率性というのが書いてあります。目標と事業内容の整合性等と、目標と指標、数値目標の整合性が確保されているか。これはネットを調べれば出てきますので、地域との整

合性が確保されているかと、結構项目的にかなりチェックしなくてはいけないことが出ています。事業の効果は、十分な効果が確認されているかとか、事業連携による相乗効果、波及効果が得られるものになっているか。最後に、計画の実現可能性ということで、地元の熱意というのがあるのです。まちづくりに向けた機運がある。住民、民間事業者と協力して計画を策定している。継続的なまちづくりの展開が見込まれる。⑥として、円滑な事業執行の環境、計画の具体性など、事業の熱度が高い。交付期間中の計画管理、モニタリングを実施する予定であるとか、計画について住民との間で合意形成ができているとか、かなりこういう住民との関わり、コミュニケーションが必要だということが書いてあるのです。

僕も単なる道路の補修だとか、拡張だとかと思っていたのだけれども、やはり例えば駅の南側の道路をやるについても、それに付随して、ただの通路だったら狭くされます。実は、前町長のとき、向こうに鉄道公園をつくろうかとか、向こう側を宅地化して新しい町並みをつくろうかとか、そういう模索をしていました。あるいは県の施設を呼んできてどうだろうか。駅の南側の開発を、難しいけれども、手がけたらどうだというのが根底にあって、道路を広げよう。そういう前提条件がないと、実は見る側に対してのアピールも薄いのだと僕は考えます。

ですから、これは私の意見ですけれども、そういうものを富田町長の下にもう一度再構築して、新たにそういう可能性を探りながら、どういうものでもいいと思うのです。この自由度とか、創意工夫をするというところがみそだと思うのです。そうすると、配分の問題で他者との競合になりますから、ちょっとお役人の方に聞いたら、2割しか来ていないのですよと、ここ2年間。それはどういうことなのかと。そういう経験者ですよ、県土整備とか、そういうところの経験者に聞くと、2割というのは重点にされていないということなのです。一応制度であれしているから、2割ぐらい出しておこうと。普通なら5割が来るよと。7割ぐらいは来るのではないのということなのです。そういうことで、当然こういうことは、釈迦に説法みたいなことをやっていると思うのですけれども、やっぱり見えてこないです。議員をしても、議員に感じられないのです。そのまま踏襲してきているだけという感じがしますので、その辺を再度考えてもらえないかなと思います。努力しているのは分かるけれども、このままいくと、また同じようなついで、2割か3割とか、そういう結果になると思いますので、再度考えていただきたいと思います。

それと、何となく自分の経験でいくと、特別交付税はどうなのですか。ちょっと聞きたいのですけれども、査定はどこがしますか、これだけ1つ、まち経営の課長、どこが窓口ですか。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 県です。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 この整備交付金も県なのです。それで、両方とも国税の投入なのです。僕も何で6%で、7,000万円ぐらい多いのです。差し引きすると同じですよ。本来、ハードなインフラに来るお金が、そっちに回っているのかなというような感もあるのです、実は。どうも僕の経験上、地方交付税と、総務省と財務省の次官同士の講演を聞いたことあるけれども、片方を減らすと片方を増やすのです。こっちを増やすと、こっちを減らすのです。どうもそれで次官同士が、その期間中うまくやるのです。こっちで負けたけれども、痛み分けをしているのです。そういう財政上のことというのは多々あるよ、そういう

講演を聞いたことがあるのです、議長会の会で。えーと思ったけれども、それはやむを得ないのだろうなということできくと、同じ財源の中でどういうふうに配分するかというのが、ここに出ているのかなという。これは確かではないけれども、感覚としてどうも差額が似ている、プラスの分とマイナス分が。だから、どっちかというところハードな部分が削られて、ソフトな部分を横瀬町は一生懸命やっているから、そっちに転嫁する。今の特徴がそういう傾向にあるのは、それはそれでいいかもしれないけれども、その辺のバランスの問題が、これから問われてくるのかなと。

それで、もう一つは小学校にかかるから、こっちは減らします。まだあまりやれないと、町長もおっしゃったけれども、それは理屈は分かりますけれども、やっぱりバランスだと思います。だから、無理に小学校のほう大きく膨らませる必要もないし、かといって縮小する必要もない。適正なものを造って、なるべく削減というか、みんなに説明がつくような額でやる。そして、こっちはこっちで道路インフラだとか、そういうインフラについても、計画的にできる範囲の財源を確保する。それが健全な財政の在り方だと私は考えます。ぜひ、その辺を幹部と町長と副町長とかで考えて、もう一度その仕組み自体を精査して、どうしたら満額もらえるような案が出せるのかということを考えていただけたらと思います。これは要望です。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 2点教えてください。

まず、行政報告書なのですけれども、本当に提案していたことを考えていただき、感謝しています。事務が本当に大変だったと思いますけれども、ありがとうございます。私が思ったのは、主要な施策なので、もっと絞ったものでもいいのかなと感じたし、事業があるものに対しては事業の収益を出していただければ、費用対効果とかよく分かりますので、そういうことを思ったのですが、検討していただけたということなので、それはよろしく願いいたします。

質問につきまして、行政報告書の28ページなのですけれども、今回ホームページをまた作成させていただきました。今度、ページ数がついていて、私は大変いいなと思ったのです。それで、何ページあるのか、1,000ページ以上あるみたいなのなのですけれども、全てのページを一度見える化と私はよく言いますが、見えるようにしておいていただければ、どういう分野に進めば、どういうものがあるのかというものがはっきりしますので、それぞれは1回ぐらいはつくったときには、全ページを印刷して明らかにしておく。そして、特に注意していただきたいのは、更新の日時のあるものについては、古いものがあると、見た方、閲覧した方に不信感を抱かれますので、同じ変わらないものだとしても、更新日時は変えたほうがいいと思いますので、そこのところを1点どう思いますかということをお聞きしたいと思います。

それから、全体の関係なのですけれども、不用額について平成30年度決算でも指摘したのですけれども、今年度も執行率が前年に比べ低くなっているような状態です。決算書を見ますと、町の予算規則にも、やむを得ない場合とある予備費からの充用もありました。駄目というわけではないのですが、私が公務員的时候には、本当に予備費からの充用なんていうのは、職員としてびくびくものだったので、そ

ういうものがされています。ですから、支出負担行為だとか、予算残額について、常にチェックするということが必要だと思いますので、そのことと。

また、土地開発基金が8,400万円、ずっと同じで経緯しています。ほかの地域で、例えば飯能なんかも、土地開発公社を解散するのだという話をこの間聞きました。土地開発公社の解散も各地で行われているようなので、いつまでこの8,400万円を塩漬けで置いているのかという。それらを不用額や借地料等の課題チームをつくって、ぜひ町長には解決していただくよう進んでいただきたいのですが、どうでしょうか。

その2点お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

ホームページの関係でございますけれども、全ページの表示の関係ですが、ホームページリニューアルをいたしまして、そのときには、全てのページについては確認してございます。

更新日時の関係ですけれども、この辺は随時チェックしながら、更新が古いものについては、その辺は更新等をしていきたいと考えております。

それから、予備費の関係でございますけれども、予備費につきましては緊急を要するなど、当初予算で予想しなかった場合に対応するための経費でございます。今回、ふるさと納税等の返礼品がということで、予備費から充用したところでございますけれども、これは予想以上のふるさと納税の寄附が集まりましたので、補正を待たずに予備費から充用した経緯もございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから2つ目の質問にお答えします。

まず、不用額の問題。不用額は、今年度は少し特殊事情があって、1つは台風19号の対応関連が1つと、先ほど来お話いただいている社会資本整備のところが高い。社会資本の整備とか率で言われると、なかなかしんどいところがあって、どのくらい前広に取りにいつているかということもありますので、そういう事情もご勘案いただきたいというふうにも思います。その中で不用額で難しいのは、入りのところを想定するのがなかなか難しく、特に交付税がどのくらい来るかということと、少し堅めに見る。結果、割ともらえて上積みがあったということが、結構多いかなというふうに思います。今の水準が決して不適正な水準とは思っていませんで、予算規模からすると、こんなものなのだろうとも思いますが、できるだけもう1歩、2歩踏み込んでいきたいという思いは持っていますというのが1つと。

そういう中で、土地開発基金の8,400万円はおっしゃるとおりでして、今この用途でこの先使われるということは、恐らくないだろうというふうに思いますので、どこかでこれを有効に使うということは考えていきたいというふうに思います。ということで、年々その状況が変わるということではあるのですけれども、できるだけ効率的な予算執行に努めてまいりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 1点なのですが、保険の医療費ですか、医療分の区分で所得割、資産割、均等割、平等割、ごめんなさい。所得割がありますよね。報告書です。資産割、均等割、平等割というのがあります。それで、ちょっと調べていただいたところ、平成28年まで40%、平成30年から、この書いてあるとおりの35%ということなのです。決算書の固定資産税について、滞納部分というのがかなり一番多いですよ。固定資産で資産割というと、そういうものが加味されてくるわけですから、これは県南のほうだと、所得割と均等割だけで、資産割とか平等割というはなくなっているところが多い。埼玉県が1つの保険団体になったわけですから、将来的にはここを軽減していくとか、なくすとか、そういう方向にならないものかなと思います。

というのは、資産といっても、年寄りが多くて、土地を持っていても実際の所得にはつながらないことが多いのです。ただ、畑なんか、土地なんか持っていってこれという状況に、跡取りがいなければなくなっていく。そういう高齢化した地域において、これが今資産を生まない資産を持っていて、資産割に加算されるというのはいかなものかと。当然、資産があって、それが所得に反映すれば、所得割に反映するわけですから。固定資産だったり資産割でこういう、今まではこれができなかったから、地域としてこういう国保の加入者が全部なわけではないですから、できなかったからということですが、マスになって全部でやっているわけですから、県南と同じような方向で統一できないかどうかということを知りたいと思いました。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、ただいまの関根議員のご質問に答弁させていただきます。

横瀬町は、ご質問のとおり4方式ということですが、それで、実際埼玉県内におきましては、議員おっしゃった2方式を使っているところが41で、4方式が22。これは、今年の4月1日現在で、ほぼ倍の2方式を使っているところが多いです。実際、これは情報で町のほうに来ているものなのですが、今後4方式の市町村におきましても、2方式に段階的に統一の方向に向かっていくという情報は来ております。よろしいでしょうか。すみません。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 そういう方向性でやるということなので、なるべく早く、そうなら、改正していただきたいと思います。

それと、もう一つ漏れてしまったのですが、国保の収納率、79.何%と書いてありましたね。80%いってなかったと思うのです。決算、79.7と書いてあるのですが、例年80%を超えているような気がするのですが、実はこれは特に健康保険で滞納債権のところであるのですが、1か月延滞になると7%になるのかな。それで、その後14%延滞料を取ることなのですが、今日びこれだけ金だけ金利が低くて、ペナルティーとはいえ、払えない状況の人がいて払えない場合があるわけで

す。そういう人に対してどういう対処しているかということと。

これは、他の議員と、議員仲間というか、別の町村の議員の人と話したのだけれども、14%というのは、高いよねと。こういうことを言う議員が、もうちょっと落とすような議員はいないのかなんて言われたこともあるので、それは制度上そうなっているのかもしれないですけども、どういうふうな対処の仕方をしているのか、一度聞いてみたいと思いましたので、ぜひお願いします。

○内藤純夫議長 質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、答弁させていただきます。

関野議員のご質問にありました国保税の徴収率の関係でございます。これにつきましては、これも県から情報が来ておりまして、暫定ということでございますが、横瀬町の県内全市町村の順位は、全体ですと41位なのですけれども、これはあくまで暫定なのですが、現年に限って言いますと6位と。それで、滞納繰越し分も含めると、62位ということになっております。こういった状況を、税務会計課としましても鑑みまして、どうしても徴収できない方、そういった方には債権管理マニュアルによりまして、執行停止あるいは不納欠損という形になっていくかと思っております。またさらに、逆に国保税を払えるのに払わない、そういった方については、今後も徴収に力を入れていくような形で臨んでいければと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 会計管理者の中にありましたけれども、払えるのに払えないというのが一番まずいと思うのです。払いたいけれども、払えない、あるいはないから払えないという方については、やっぱり配慮しなくてはいけない。だから、その見分けもすごく大変だと思っておりますけれども、それは人と対面して話したり、そういうことでクリアできると思っておりますので、ぜひ猶予したり、そういうことを踏まえながらやっていただけたらと思っておりますが、やっているのでしょうか。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。

1点だけなのですが、毎回のようにお聞きしている件なのですが、高齢者サロン、ページ数で35ページになります。決算書の35ページ、高齢者サロンの設置等補助金、予算が193万3,000円。ちなみに、本年度の予算は、まだこれから決算、今年はいろいろありますのであれですけども、192万1,000円取っていただいて、かなりいい形で進んでいるのではないかと私は思うのですが、ここの詳細と検証を教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。



○平沼朋子健康づくり課長 先ほどの高齢者サロンについてお答えいたします。

高齢者サロンは、ただいま6地区で実施しております。芦ヶ久保地区のおたっしゃクラブで月に1回実施しております。平成31年度の補助額が50万円になっております。根古屋地区が、根古屋老人クラブが実施しております。武甲サロンを月1回実施しております。平成31年度の補助額が23万3,000円。中郷地区、中郷老人クラブが実施主体となっております中郷地区高齢者サロンでございます。補助額のほうは43万円となっております。川東地区、川東老人クラブが実施主体で、川東喜楽会が月1回開催しております。平成31年度の補助額が33万1,000円となっております。川西地区の15区が主体で実施しておりますいちごクラブ、月に1回実施しております。平成31年度の補助額が5万1,000円となっております。昨年度、苅米地区が新しく実施しております。かるいきクラブ運営委員会メンバーが実施主体となっております。苅米地区につきましては、かわいきサポーター、区長、民生委員、議員等が連携して実施しているクラブでございます。名前がかるいきクラブ運営委員会、月1回実施しております。平成31年度の補助額が12万7,000円となっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

ちょうど今年度で課長を替わられているので、いろいろといきなり検証というのもしれないのですが、検証の部分、全体としてどうだったかというのがもしあれば、引き継ぎ分も含めてあれば教えていただきたいです。お願いします。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 各地区それぞれいろんな工夫をしていただいて、実施していただいております。かなり多くの方も参加しております。その地区の方、皆さんが楽しみに通っているということでございます。今後、地区によって補助の金額が変わってまいりますので、その辺見直しをさせていただいて、皆さんが使いやすいようにしていきたいと思っております。皆さんによくやっておりますので、本当に助かっております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 高齢者サロンのほうは、各地区で活発に活動していただいております。これは、とてもいい展開かなというふうに思っておりますが、従前から大きな課題があって、それは裾野の拡大なのです。参加していただいている方は、もうかなり形ができてきて楽しみにしていただいております。でもまだまだ町としては参加者の裾野を広げたいというところで、そこに意を砕いていきたいというふうに考えています。したがって、その中で各サロンの中では、お金のところで調整をしていただいたりとかということも出てくるという可能性も高く、そういう中で調整しながら、まずはより多くの人に参加していただけるという形を目指していきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ぜひよろしく願いいたします。

運営に関しまして、各団体でいろいろな運営の仕方が違います。あと、中の内訳の利用金額も違う中で、横瀬はかなり恵まれているこの制度があるなということは感じております。市なんかと比べると、額が全然違うと。これは本当に恵まれている中で、今、裾野の拡大という課題もあると思いますので、これは恐らく地区とかいうレベルではなく、ある程度の半径何メートル以内に1個ずつぐらいというのが、多分理想だと思うのですが、なかなか現状では難しい中で、一步一步進んでいっていただきたいところではあるのですが、それと同時に並行するのがかなり難しい部分は、予算面であると思うのです。最初は、すごくこれは恵まれている制度であるのですが、始まりがその状態で始まっているので、その後予算削減というのがなかなかできない団体もあると思いますので、ぜひその辺りは合意形成を図っていただいて、しっかりお互い話し合いをして、一方的に次からはこうなってしまうのではなくて、一応説明をしてご理解いただいた上で、ぜひやっていっていただきたいなと。どうしてもやり方次第では、はい、もうやらないよということもあり得るので、その辺ご配慮いただいて、ぜひより拡大していけるように合意形成を図ってよりよい形で、現段階すごくいい形なのですが、発展していっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。これも要望でお願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で介護保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般にわたる質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑ないようですので、以上で後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で下水道特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、浄化槽設置管理事業特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で浄化槽設置管理事業特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の6案件の質疑漏れ、また全体的な質疑を行います。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。大事なことを忘れていました。

まず、今年リニューアルされたホームページです。予算額が500万円で、決算金額が499万4,000円です。予算額と決算額がほぼぴったりの99.8%、これは何者から見積り取ったのか。これも先ほどの898のところのホームページではありませんが、委託だから1者でよかったのかどうか。これも契約書を見ますと、7月30日に契約をして、3月30日に納品というか、完了になっていましたので、このホームページをリニューアルというのは、昨年のうちからそういう話が出ていたと思いますので、これも数者の見積りでコンペか何かでやるのが可能だったのではないかと考えるのですが、その辺のなぜ1者で随意契約で

してしまったという理由を教えてください。

それと、企業等職員負担金、帳簿の中では受入れ金額について、一月当たりの金額についての領収というか、明細はあったのですけれども、その方、一月35万円らしいのですけれども、金額は分かりますけれども、その業務の内容とといいますか、仕事内容をどういうふうにするかという取決めがそこにはなかったので、どういう取決めになっているのか教えてください。業務内容ですとか期間、期間は2年という契約だという答弁はありましたけれども、2年ということなので、時期が来たら終わって、新しい人が来るのか、また同じ人を更新するのかとか、その辺を教えてください。

それと、よこらぼなのですけれども、よこらぼのまず専門家について、地域人材ネットを活用して、外部専門家を呼んでアドバイスをもらったということですが、これも帳簿とか見ますと、幾つか項目があって、委託の内容がキッズパブリックとの連携体制構築、よこらぼ案件スクリーニング、ふるさと納税サイトの改善、よこらぼ成果検証をPR、町政に対する助言という5項目出ておりました。こういうふうにして委託の内容になっていましたので、それぞれどんなアドバイスをもらったのか。特に気になるのは、町政に対するなど助言ということがありましたので、その辺民間人の方からどういうアドバイスをもらったのか興味がありますので、教えてください。

それと、今年度ないのですが、これも総務省の交付金事業だと思しますので、今年度ないのは、横瀬町として必要がないからなくなったのか、もしくは補助金が切れ目で今年はないのか、教えてください。

それと、報告書の42ページのところに、よこらぼの評価のところ、住民ニーズの反映というところが2点になっておりますが、その根拠を教えてください。

それと、他事業との連携、そういうところも2点になっております。その辺を教えてください。

以上、件数また多いのですが、お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 まず、ホームページのリニューアルの委託契約の関係ですけれども、これは業者指名型のプロポーザルで行いました。指名業者、5者いたしまして、プレゼン等を行って1者と契約したというところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○小泉照雄まち経営課長 企業人の受入れの関係でよろしいのですよね。協定書の内容を確認しまして、また報告させていただきます。

それから、外部専門家のアドバイスについても、後ほど確認させていただいて答弁させていただきたいと思っております。

あと、よこらぼのニーズの反映ですけれども、住民のニーズとマッチしているかということですが、民間のアイデア等のよこらぼの提案事業が、それぞれマッチしている事業があるということで、2点ということで採点をさせていただいたところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。ありがとうございます。

では、ホームページと企業のほうはそれで、あと協定書はまた後でということと、アドバイスも後でということ、それは分かりました。

では、外部専門家、上限が総務省を見ますと560万円というふうになっております。よこらぼのところ、項目を見ますと、消耗品費とかそういう科目が計上されていないのですけれども、よこらぼ関係の消耗品はどこで支出されているのかということと、外部専門家の560万円、この内訳というのは、こちらでは分かるのでしょうか。委託してしまって、多分恐らく委託費ですとか、交通費ですとか、その辺もろもろを含めて528万1,000だと思えるのですけれども、もしその内訳が分かれば教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 確認いたしましてちょっと、申し訳ありません。

○内藤純夫議長 もう一度質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番です。

では、決算書によこらぼの消耗品の項目がないのは。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 消耗品は、よこらぼに関してはないということでございます。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。再質問ですけれども、忘れてしまいました。

この外部専門家は、プブリクスというところに、またこれも委託で契約はしているのですけれども、先ほどの898のところの関係人口で出てきた3Dプリンターと、パソコンリース3台なんかも、プブリクスという会社でリース契約を結んでいるようなのですけれども、プブリクスという会社も選択肢の一つではいいかもしれませんが、秩父でもパソコンのリースですとか、3Dプリンターのリースというのは、やっている会社はあろうかと思えます。そこで、地元業者でもできるのに、なぜそういうふうにならなくなったのかということをお教えください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 3Dプリンターにつきましては、プブリクスではなくて違う業者、アートデザインというところで、3Dプリンターには使用料ということで支払っているところでございます。

○内藤純夫議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時19分

○内藤純夫議長 再開いたします。

先ほどの6番議員に対する答弁がございませんでしたので、今答弁いたします。

教育次長。

○大野 洋教育次長 小中学校の留守番電話機の設置の関係について答弁をさせていただきます。

中学校におきましては、入っている電話機に留守番電話機能が既についているもので、その設定作業のみを行ったということでの金額ということでございます。

あと、小学校におきましては、留守番電話機能がない電話機だったということで、その機能を持った電話機自体を交換したということでございます。

○内藤純夫議長 それでは、先ほどの3番議員に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 大変申し訳ございませんでした。それでは答弁させていただきます。

まず、よこらぼのアドバイザーに対する経費のこういった項目があるかということでございますけれども、コンサルタントの経費、それとアシスタントの経費、それと交通費、イベント関連の費用ということでございます。

それから、5項目のアドバイスの件でございますけれども、キッズパブリック社との連携の支援体制ということで、その都度面談等を行いましてアドバイスをいただいたところでございます。

それから、応募案件のスクリーニング業務ということで、応募案件に対するスクリーニングということで、これが横瀬町にマッチしているかどうかということのスクリーニングをしていただいております。

あと、よこらぼの検証ということで、この経費、効果というところを、書面で回答いただいたところでございます。

あと、知名度向上のためのPR活動ということで、よこらぼサイトを改修していただいたところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 企業等職員受入れの件でございますが、それについて私のほうからお答えいたします。

やっただいてる仕事としては、企画系の職員ということでやっただいてるということになります。現在、まち経営課に所属して、計画の策定や各企画に携わっていただいているということになります。派遣元との協定の中では、期間は2年、1年延長のオプションがついているということになっておりまして、その後につきましては、都度協議ということになるかと思えます。これで全部カバーされておりますか。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、専門家の5つ目のその他町政に対する助言がどんなものがあったかということなのですが、主に全国の情報あるいは官公庁の情報等をもらっています。例えば、ほかの先進自治体での事例の話だったり、官民連携の別の形だったりの情報、それから記憶にあるのは、例えば今特区制度ってあるのですけれども、少し緩くしたサンドボックス制度というのを経産省辺りでは結構力を入れ始めていて、その辺の情報とかもいただいた記憶があります。ということなので、その他町政に関する

助言というくくりになっているのですが、だから業務内容としては、よこらぼ及び横瀬町の発展に寄与する助言を適宜行うという中で、そういう情報を提供してもらったということです。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、よろしいですか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。質問といいますが、そういう書面であるのであれば、後でもし開示していただけるなら、いただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。

討論を行います。ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、ちょっと戻って、3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 パソコンとかのリースがプブリクスでリースしていますけれども、なぜ地元でできなかったのかということ、再度よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 すみません。答弁漏れで、ごさいませんでした。

他の業者からも見積りを取っております。3者からとっておりますが、1者辞退で見積りを取ったところ、一番低い見積りということで、こちらのプブリクスのほうの業者に決定したところごさいます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 答弁漏れが1個ありました。

専門家のところで、なぜその期で切れたかという部分に関しては、これはよこらぼ立ち上げ期でアドバイスをさせていただくという趣旨でして、そこが一段落したというふうに理解しています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。

討論を行います。先に、反対討論ごさいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、賛成討論ごさいますか。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定1号から6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和元年度は、台風19号による被害や暖冬により芦ヶ久保の氷柱の閉鎖など、マイナスの経済効果、そして新型コロナウイルス感染症防止対策など、様々な想定外の脅威にさらされた試練の年になりました。令和元年度は、第5次横瀬町総合振興計画、横瀬町地方創生総合戦略の最終年に当たり、突発的な事態の

対応の中においても様々なチャレンジを継続し、横瀬町の強みを生かした取組を行ったと思います。

令和元年度の決算状況を見ますと、一般会計においては、歳入、歳出とも前年度決算額を上回り、歳入では前年度比9.4%増、歳出は前年度比7.5%増になっており、各課の事業は速やかに行われたと思われま  
す。町税納税率の向上等もあり、自主財源は前年度比4.6%増加し、依存財源は前年度比13.4%増となり、  
構成比を前年度と比べると、依然として厳しい状況にはありますが、限られた財源の中で適切な活用が行  
われたと思われま

す。特別会計におきましては、全体的には減少はしたものの、安定した成果を収めているものと感じられま  
す。

各会計とも良好に運営が執行されていると確信し、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛成をお願  
い申し上げます。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに行います。

日程第3、認定第1号 令和元年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり  
認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第2号 令和元年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これ  
を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第3号 令和元年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原  
案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第4号 令和元年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、こ  
れを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第7、認定第5号 令和元年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第8、認定第6号 令和元年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。



◎散会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分



## 令和2年第4回横瀬町議会定例会 第5日

令和2年9月14日（月曜日）

議事日程（第3号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

### 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,986万9,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,977万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時36分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 それでは、5項目質問させていただきます。

まず最初が、歳出15ページ、総務費でグループウェア管理運営事業、そのLAN回線の整備工事費ですが、今回、庁舎利用者のサービス向上、非常事態時のテレワークの環境整備を主にしている予算だと思いますが、Wi-Fiの同時接続人数の想定は何人を想定しているのか。また、町民会館、活性化センターのWi-Fi接続エリアはどのようになっているのか、その2点を教えてください。

続いて、16ページ、総務費、情報発信つながり拠点整備事業、情報発信交流機器購入費です。テクノロジーを活用して町民誰もがつながりを持てる環境を整備するとのことですが、IT弱者や世代間ギャップもあり、ハードルが高くないでしょうか。その層を取り残さないように工夫などが考えられているのか、その対策を教えてください。

続いて、26ページ、民生費、感染予防対策事業施設用備品購入費です。このサーモカメラですが、私すごく前向きにこれは賛成しているのですが、このサーモカメラを導入することで一次スクリーニングはできますが、最も重要なのは二次スクリーニングだと思うのです。その二次スクリーニングに対することまで考えての今回これが購入になっているのかどうか教えてください。

続いて、29ページ、商工費、地域活性化対策事業、秩父地域キャッシュレス決済ですが、今回これは秩父、長瀬さん以外を含めて広域連携をしながらやろうということみたいですが、一方では2回目を今、秩父市さんが多分この9月からやっていますけれども、思ったほど反応がよくないという市民の声が聞こえてきたりもしました。それは、やっぱりしっかり世代を広く見て、それが周知されないというか、使えない層、取り残されている層が結局出てしまっている部分から聞こえてくる声だとは思いますが、横瀬でまずやる場合に、このアプリの導入の仕方や使い方が分からない方向けの講習会というのですか、そういうものはしっかり考えてあるのかどうか、それを教えてください。

続いて、36ページ、教育費、町民会館管理運営事業施設用備品購入費、こちらもサーモグラフィーを導入するというので、同じような内容になってしまうのですが、町民会館の場合は入り口が複数あるということで、このサーモグラフィーのカメラ、恐らく町民会館であれば人数が20人、30人が一遍に把握できるようなタイプを導入するのだなと勝手に解釈してるのですが、そういうものなのかどうか。あとは台数が、この予算計上で1台を想定しているのか複数を考えているのか、そこを教えてください。

すみません、もう1点追加で、16ページ、地域経済基盤強化事業、これは給食センターの跡地の解体のところなのですが、この全協でいただいた参考資料に書いてあることを見ると、この給食センターを壊して新しくした場合に地域の農産加工品などをやっていくということですが、これは少し先の話になりますが、もうどこかに担いが任せられる場所が道の駅だけなのか、この6次加工品を販売していくところまでいくのは、ある程度の知識と経験がないとなかなか軌道に乗らないのではないかなという疑問があるので、その辺の説明がもししていただけるようだったらお願いします。

以上6点になります。お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 私のほうからは、1点目のグループウェア管理運営事業のWi-Fiの環境のお話でございますけれども、今回想定しているのは本庁舎ということで考えていまして、活性化センターのほうに

は今回予算化のほうはしておりません。想定人数につきましては、一般利用者向けということで、100人の同時接続を想定をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、お答えいたします。

最初の情報つながりの拠点整備事業の中の関係でございますけれども、今回整備するのはオンライン配信の環境整備ということで、カメラ、マイク等の必要な備品を購入する予定となっております。緊急事態宣言中に閉じ籠もりの方等の対策というか、オンラインコンテンツ等を配信したところでございますけれども、そういった整備をするところでございます。まだまだそういった整備が整っていない方への配慮も必要かと思っておりますけれども、このような今後もそういった対策を続けていきたいと思っております。

それから、地域経済の旧給食センターの解体後のその後の販売先とか、そういった見通しが立っているかというご質問でございますけれども、今回整備するのは一応商品開発の拠点となるべきものを整備する予定でございます。それをまた販売するまでについては、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 26ページの施設用備品購入費、サーモグラフィーカメラの関係でございますけれども、会議、イベント等、人が集まる際の感染拡大防止のための活用を考えているわけですが、まずこのサーモグラフィーカメラで一次のスクリーニングをさせていただいて、そこで体温が高めの方については、非接触型体温計等で確認をできればと考えております。そこでやはり発熱がある場合につきましては、かかりつけ医に相談していただくですとか、帰国者・接触者外来に相談していただく等の対応を考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは秩父地域キャッシュレス決済促進事業負担金の関係について、アプリの導入等の説明会をされるのかというご質問でございます。黒澤議員がお話のように、多くの方々に利用していただきたいことを考えておりますので、キャンペーン前に啓発活動として、ポスターやチラシのぼりなどは当然なのですが、そういった消費者というのですか、利用者向けの説明会を開催する予定となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 町民会館に設置するサーモグラフィーカメラの関係についてお答えさせていただきます。

これは、モニター付きのカメラ1台を予定しております。使い方としましては、日常的にこれをずっと監視しているということではなくて、ホールを使うような大きなイベント、また会議等で利用者が多い場合に、イベント主催者等に貸し出しながら使っていきたいというふうに考えております。これは、もちろん一次的なスクリーニングですので、二次的な、また実際の体温をはかり直すですとか、そういうことは

併用しながら運用していきたいと思います。また、このものにつきましては、学校等の行事にも必要があれば貸出しをして使っていきたいというふうに考えております。

○内藤純夫議長 では、再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。それでは、ちょっと順を追って再質問させていただきます。

100人想定ということですが、今大まかに庁舎内の職員さんが大体90名ぐらいということで、もし皆さんが皆つないでいた場合には、外部からの町民が入った場合にパンクしてしまうのではないかなという懸念があるのですが、そういう何か想定外のことが起きたということが起きないように、もう一度ちゃんとそこは確認を取ってください。100人で対応していて使えなかったというのでは本当に意味がないので、そこだけは念を押しておきます。その辺の確認をどうするのか教えてください。

あと、情報発信、つながりのところですが、これ事前資料のときに全協でいただいたものが、本当にハードルを上げた内容で書いてあるなという、そういう思いからちょっと今回あえて聞いたのですが、町民誰もがというのは本当に理想ですけれども、なるべく全ての方が置いてきぼりにならないように町としては努力をしていただきたい。その辺の考え方をもう一度改めて教えてください。

あと、サーモグラフィーで感染予防のほうの形ですが、本当にこの二次スクリーニングでいかに防ぐかというのが、このコロナと付き合っていく上では大切だと思うので、そのときに人が足りないとかという理由でうまくやれていませんでしたということが起きないように、そういう事業で使う、イベントで使うときには、課長の指示をしっかりと出していきたいので、その辺の考え方を改めて教えてください。

キャッシュレスの関係ですが、今回、別の補助金でたしかスマホなどを補助するというのが、健康づくり課の事業かな、ICT機器、ICTを気軽にということで、在宅福祉の関係なんかで補助金がつきますけれども、キャッシュレスイコールスマートフォンなわけなので、スマートフォンを持っていない方にもスマートフォンに切り替えるいいチャンスなので、併せてしっかりと啓発活動を行っていただきたい。これはもう要望なので結構です。

町民会館のほうのサーモグラフィーですが、これ貸出しをするというふうに先ほど答弁があったので、貸出しをするのかどうか、あるいは貸出しでない場合は、教育委員会からの人間が出てしっかりそこを対応するのかどうか、その辺を再度教えてください。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 Wi-Fiの100人想定の話でございますが、先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、一般利用者向けということで想定を考えておりますので、その辺については職員のほうにも周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 情報つながりの事業の関係でございますけれども、以前お配りした交付金の内容的に、誰もがつながりを持てるということで、ちょっとハードルが高く書いてしまったわけでございますけれども、まずオンラインの配信の環境、今現在誰でも使えるという状態でありませんので、誰でも使え

るようなオンライン配信の環境整備にしたいということで、今回補正をお願いしたところでございます。そこから徐々にまた住民の方にもそういった普及というかそういうことを進めていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 サーモグラフィーカメラの関係ですけれども、購入いたしましてスクリーニングをさせていただくわけですけれども、会議、イベント等、そういう発熱のある方が入ることがないように、しっかりと対策をしていきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 町民会館のサーモグラフィーカメラですけれども、先ほど私は貸出しという言葉を使わせてもらったのですが、要するに会場を借りて何かしらの催し物、イベントをやっていると思うのですが、そのイベントの主催者に利用してもらうという形で使っていただきたいと思います。ですので、職員が付きっきりですっとモニター等を見ているということではなくて、主催者の方にその機材を見て利用してもらうというふうな形でございます。

あと、学校のほうにつきましては、教育委員会関係でございますので、直接機材を持って行ってもらって、学校の先生、教職員等が使うということがあろうかと思っております。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。それでは、サーモグラフィーの関係のところをもうちょっと。一応この二次スクリーニングまで考えているということなので、そこはそのまま進めていただきたいのですけれども、しっかりと感染症のそのこのプログラムの知識を持っているプロに1回講習をしっかりと受けるとか、そういうことをして、どの職員さんでもそこに担当になったときには一定の水準のレベルを保持できるようにしていただきたいのが私の考えなので、その辺を、有料でもいいからしっかりと知識を身につけて、地域の安心と安全をキープしていただけるようお願いしたいと思っております。これ要望です。結構です。

○内藤純夫議長 執行部の方に申し上げます。

最初の質問だけはページ数を示してから答弁をお願いいたします。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。質問が4点ほどになるのですが、まず最初、17ページなのですけれども、安全安心まちづくり事業の街灯新設等工事に関して詳細を教えていただけたらと思っております。その行政区と基数です。

それから、その下のほうのコミュニティ広場維持管理事業、これ先週私もちょっとここを触れさせていただいたところですが、具体的にどこのどの遊具かまで、もし分かれば教えていただきたいかなというところでございます。

次に、ここは黒澤議員とかぶるのですけれども、ページ数26です。感染予防等対策事業の施設用備品購入費のサーモグラフィー等、これに関して、先ほど黒澤議員おっしゃったように、その運用の仕方というところにしっかりと知識を持って対応というところを私もお願いしたいのですが、それにさらに、これ人権的なことにつながってしまう結果、可能性があると思います。もし熱がある人がいたときに、それをどう対応するか。対応の仕方によっては、変に一時隔離みたいなことしてしまうと、それはそれで人権だし、かといってちゃんとした対策を取らなければいけないしとか、あとそこに対して、その後今度、二次的に体温をはかるとかという、そのマニュアルというかそのシミュレーション、それから対応マニュアル、運用マニュアルというものがあるのか、それともこれからその辺りを考えるのかどうかということ。それから、今度36ページの町民会館管理運営事業の同じくサーモグラフィー等の機器なのですが、貸出しをして使ってもらおうという中において、一応そこもやはり人権的な配慮等の運用をお願いするマニュアルというか、こういうふうにしてください、ここは気をつけてくださいねみたいな、ある程度ここでこういうふうにしてという、机置いてその後ろにちょっとはかるところをつくってとかという、ある程度の型はつくっておいたほうがいいのかというふうな気がします。または、その考え方というか、こういうふう運用してくれというのを思いますが、いかがでしょうか。

この4点でございます。お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 私のほうからは、17ページの安全安心まちづくり事業の関係ですが、詳細の内容ということで、ここにつきましては、独立防犯灯の設置の要望がございまして、近くに電柱等がない関係で共架できないということで、新たに柱から造るということで、その費用がこちらの額にかかってしまうということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 17ページのコミュニティ広場の管理事業の修繕の内容でございますけれども、5月に遊具の点検をしました結果に基づいて修繕をしたいと予定しております。主に滑り台、ジャングルジム、ブランコ、バスケットボール、鉄棒等の修繕を予定しているところでございますけれども、塗装が剥げていたり、また滑り台の階段のステップの修理、またはバスケットゴールとボードの交換等、あと基礎部分が露出している部分がありますので、そういった基礎を固めるような修繕を予定しております。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 26ページ、サーモグラフィーカメラの関係です。運用マニュアル等できているかということですが、運用マニュアル等につきましては、まだ作成はできておりません。今日、黒澤議員、向井議員ご指摘いただきました部分について、二次スクリーニングですとか、あと人権に配慮する部分については、十分留意して対応していきたいと考えております。今後検討していきたいと考えております。

以上です。



○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 36ページ、町民会館施設のサーモグラフィーカメラの関係ですけれども、子育て支援課長の答弁と同じになろうかと思いますが、施設を使っていくところでは、この施設の役割、それから利用者の役割、その辺の新しい生活様式の中で、お互いそこを考えて、利用者の方をお願いする部分というのも、この新しい生活様式の中で出てくるかなというふうに思います。それがどこまでなのか、どこまでやっていいのかというのは、まだ正直分からないところがございます。そういった中である程度、先ほど黒澤議員からもありました、いろんなそういう知識のある方からお伺いして、マニュアルというかを考えていきたいとします。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

○1番 向井芳文議員 ありません。

○内藤純夫議長 ただいま議案第42号の審議中でございますが、ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○内藤純夫議長 再開いたします。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと数が多くなりますが、よろしくお願ひいたします。

前2人していたので、ダブらないようにと思ひながらですが、最初に16ページです。これが地域経済の基盤強化事業ということで、まち経営のほうから説明がありました。やる中身、こういうのを見て、これは全員協議会のときにコロナ感染症予防対策事業ということで、先ほど黒澤議員からの質問もありました。どういふふうにしてここはということで、具体的な中身は、私は振興課のほうではないのかなというふうに見るのだけれども、あくまでも主体、これはまち経営が進めていく中身かどうかという点です。それから、今回解体も含めるということで工事がありました。これ石綿除去委託料というのが解体も含まれているのかどうかというふうな点であります。かなりのここに物をつくっていくという形の中で、解体費いっぱいかかるのではないのかなと思ひただけだけれども、解体費込みだということだったので、どこが解体費が入るのかです。それから、これはさっき黒澤さん言ひました加工用機械器具購入ということになると、これだつてものを決めているというような点があるのではないかというので、どんな点を想定しながらいるのかという点が1点目であります。

次であります、18ページと19ページ、これは税務課長とそれからいきいき町民課長が言ひました。これは順番機と発券機ということで、密を避けて銀行でやっているような順番機を取つて、それから発券して、何番の方ということになると思ひます。横瀬町はそんなに来るわけではなくて2か所で、2番の方、3番の方と呼んだときに、ダブるのではないのかなという、そこら辺の考え方、このように2課のほ

うで、前と後ろというのもあったりすると思うので、調整しながら進めているかどうかは2つ目でありませう。

次に、21ページになります。これが6番、ページ21で、こちらの前に全協でもらったときのものですが、高齢者介護一般事業であります。ここに説明の中にありました通所系サービス、それから事業所等にサーモグラフィーカメラ設置の補助であるとか通所系とあります。この中で、通所系は何事業所、あるいはサーモグラフィーを設置してもらうのは何か所を予定しているかについての箇所数の問題であります。ここをよろしくお願いいたします。

それから、補助金の上限20万円というので、サーモグラフィーカメラ、これはそれぞれの場所によって先ほど町でも購入するというのがあって、一定の参考があります。どの程度の、それぞれの事業所によって使うものが違うかなと思うのですけれども、どの程度のもを見越して、半額ぐらいを補助しようとしているのか、あるいはその中で間に合うのかどうかということについての説明をよろしくお願いいたします。

それから、23ページです。在宅福祉の関係でありました説明の中で、IT機器の導入であるとかスマホ等の程度というふうな説明があったと思いますが、どの程度のもを見越して進めていくのかということになります。在宅の高齢者についてということであったので、これについてどのくらいの機器をどの程度補助していくのかというのがこのところになります。

次に、24ページであります。障がい者の地域生活支援事業であります。この中で、ここもやっぱりサーモグラフィーカメラの関係、これと、それから給付金を行いますという点での説明だったと思います。どの程度の箇所が福祉施設という形で想定しながら進めているのかの点であります。

次に、25ページです。25ページの管外保育等の関係です。ここで予算上、これは説明の中でありました13番項目で、管外保育事業運営事業費という形で429万5,000円となっています。ちょっと私が計算しなかったのですが、429万5,000円というのは、これの中のトータル590万8,000円のうちにどこが該当するのかということの中身であります。

それから、26ページ、これが感染症予防対策事業ということで、これは子育て支援課でサーモグラフィーをやりながら進めています。先ほどの質問等いろいろありました中で、役場であるとか活性化センターあるいは町民会館、学校等でも設置をしていくという形になっています。町で一括指定して、同じ製品がいいのではないのかと、それぞれの使い方を熟知していくということになると、それぞれの場所に行ったときに使い方の点があって、一括して今本部やっている子育て支援課で全部やったほうがいいのではないのかというふうに私は思うのですが、管理等を含めながら、一括ではなくそれぞれの場所で行っていく、今、町としてのこのサーモグラフィーカメラの設置に対する考え方と購入に対して、どのように考えているのかをよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの説明であった、これ急遽先ほど説明があったので、26ページから27ページに係る法定外の予防接種助成金の中の法定外予防接種補助金で、小中のインフルエンザ対策に対するワクチンですか、これがこちらの中でのコロナ感染症対策事業の中には入っていなかったと思うので、このところは、なぜこれは別個になっているのかの点であります。コロナ感染者対策事業の一環ではないのかなと思っていたのですが、別枠でということだったので、このところの説明をよろしくお願いいたします。

それから、29ページになります。これは、先ほど黒澤さんのほうからも質問がありました秩父地域へのキャッシュレス決済の促進事業負担金であります。説明の中で、広告宣伝費、人件費及びということにキャッシュバックキャンペーンとなって、実際に横瀬町がキャッシュバックを人件費、広告宣告費等はどの程度ということに想定しているのかについてであります。

次に、30ページであります。観光地よこぜ推進・PR事業ということで、観光促進の事業でクーポンを出しますということでありました。このクーポンについて、どの程度具体的な中身を考えているのかについての説明をよろしくお願いいたします。

次に、30ページになります。これはコロナ対策とは別で、土木費の中で社会資本整備とあります。先ほど課長のほうから説明がありました。3175号線ということだったので、3175号線道路改良工事を予定していたのが、やらないで用地購入費と物件補償費に充てますということで、この予算で用地購入費、どの程度購入できるのか。それから、物件補償もどの程度交渉として考えているのか。道路改良工事として予算計上したのは、どこまでを予算計上していて、何でできなかったか、やらなかったかという、こちらを先行しなくてはならないために進めているのかについての説明をよろしくお願いいたします。

次に、32ページであります。これは、防災対策体制の整備事業ということで、安全安心な避難所運営を図るための保管場所の関係であります。ちょっと私説明聞き逃してしまったので、課長が説明していて。ちょっとリサーチしたときにどうなのかという、今実際にこのものどこにあるのと。私は活性化センターの前にある倉庫と想定しながらいたのですが、今これから造る地域経済基盤強化の場所にあると。こういう中に一緒に使ったらいいのではないかというふうに思いながらいたので、この考え方、防災体制整備事業、そこにせつかく建物があるのなら新たに造らなくても、今そこにあったらその中に取り込んでいけばいいのではないかなと思いましたが、そこに対する考え方を説明していただければと思います。これは、地域経済基盤事業課のほうからの回答になりますか、よろしくお願いいたします。

それから、学校のほうは、先ほどモバイルルーター、34ページ、35ページです。これは、教育委員会のほうで説明したモバイルルーター、家庭にネット環境がないとかという点でありました。台数は、予算の収入のほうで説明があったところで、23台小学校、それから中学校21台とありました。これをモバイルルーター、具体的にはタブレットなのだから何か、モバイルルーターということで、ちょっと私も分かりにくいので、各環境がないうちに持っていってもらって、どのように使うのかという点、小学校、中学校のほうでよろしくお願いいたします。

次に、同じく34ページになります。こちらの説明の中で、先ほどあった教育のほうで、これは横小の教育振興事業です。学びの保障のための教材を購入するという点で、デジタルのという説明だったというふうに聞いた気がします。デジタルとは具体的にどのようなものを指しているのかということでもあります。

あと、町民会館のほうについては、サーモグラフィーカメラを買ってということ扱い等についてはありましたが、それは、考え方としての子育て支援課長のほうでまとめて説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 16ページの地域経済基盤強化事業の関係でございますけれども、まず今回想定している施設につきましては、加工品等の新商品の開発をするための開発の施設を想定しております。振興課ではないかというご質問でございますけれども、一応特産品の商品開発を想定しておりますが、それと同時にふるさと納税の返礼品の商品開発も併せて行っていきたいことから、まち経営課のほうで今回予算計上したところでございます。

それから、石綿の除去委託料の関係でございますけれども、これは単体で委託料として計上しました。解体費用につきましては、書き方がちょっと分かりづらかったと思うのですが、新商品の開発等拠点整備工事の中に解体費用が含まれております。それと、本体工事等もこの中に含まれている状況でございます。

それから、加工用の機械器具の関係でございますけれども、具体的には冷凍庫の購入を予定しております。以前、農家さんとの集まりの中で、イチゴの在庫等が大量にあって、その加工とか上手な使用方法が見つからないということで保管しているということですので、そういったものを使って新商品の開発等を検討したいということで、今回冷凍庫の購入を予定しているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 18ページ、19ページの番号表示発券機についてでございますが、導入しようとしております機器につきましては、種類別にはなっておらず、番号の発券と、そして番号表示、呼び出しがあるといったシンプルなものになっております。2課で同時に使用するということで、お客様に混乱のないよう番号表示も出ますが、音量等についても2課で調整しながら使用してまいりたいと考えております。また、税務課におきましては、可動式になっておりますので、町民税の申告等、申告会場においても利用する予定でおります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 21ページの新型コロナウイルス感染拡大対策応援給付金について説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、緊急事態宣言下において新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じながら事業の継続をお願いしていただきました町内の通所系のサービス事業所に一律10万円の奨励金を支給するというものになります。こちらの事業所につきましては、通所介護サービス事業者1件と、地域密着型通所介護サービス事業者が4事業所、通所リハビリテーションサービス事業者が1事業所ということで、全部で6事業所を考えております。

それと同様に、23ページの障がい福祉費の中の応援給付金につきましても同様の事業になりまして、障がい者サービス事業所につきましては、町内1か所しかございませんので、1か所ということで、全部で7か所を想定しております。

続きまして、21ページの新型コロナウイルス感染拡大に伴う体制強化事業補助金でございます。こちらの事業につきましては、介護保険事業所、障がい者支援事業所へサーモグラフィーカメラを設置する経費の一部を補助するというので、サーモグラフィーカメラとその附属部品までを対象とし、設置経費の2

分の1で上限を20万円ということで補助をさせていただきます。こちらの中では介護事業所につきましては、施設入所系のサービス事業所が4事業所と通所系のサービス事業所が5事業所、それから障がい福祉費のほうで障がい者福祉サービス事業所1件ということで、全部で10か所を予定しております。

続いて、22ページ、新型コロナウイルス感染症対策高齢者等IT機器導入補助金になります。こちらの事業につきましては、60歳以上の町民及び聴覚障がいのある方を対象に、タブレットやスマホなど機器導入費を補助するというので、シニア世代の次世代シフトへの手助けをするものでございます。金額的には2万円を60人分見ております。その購入だけの補助だけではなく、初心者向けのスマホ教室を優先的に参加してもらうことで、安心して利用できるようなサポートをさせていただきます。その教室につきましては、1つの教室が4日間実施を3回予定しております。聴覚障がいの方も対象にさせていただいたのは、災害時の情報伝達等で連携が取れることが必要と思われるために聴覚障がいの方も対象とさせていただきました。スマホ教室には手話通訳士等も依頼する予定でございます。オンラインやSNSを利用した町との新たなつながりや町民同士のつながりを促進していこうと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 25ページになります。管外保育等運営支援事業です。まず、この補助金についてです。保育対策総合支援事業補助金、これについては国庫の補助金となっております。町内の施設、認定こども園1施設、認可外保育施設2施設に補助金を予定しております。下の児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業につきましては、これは県の補助事業で、対象は同じ町内の認定こども園1園、認可外保育施設2施設に補助金を予定しております。施設等利用料につきましては、こちらにつきましては、認可外保育施設の利用料の助成1名分44万4,000円と、あと保育所等の給食費の軽減事業の実施のための428万1,000円について増額補正を行うものです。こちらの給食のほうの軽減事業につきましては、428万1,000円でございますけれども、5,500円を上限として10月から3月までの半年間の給食費を免除するもので、この科目におきましては、横瀬町立保育所以外の園児の分160名を予算計上をしております。

それと、26ページ、サーモグラフィーカメラ、子育て支援課のほうで一括で予算計上し、管理したらいいのではないかとのご指摘でございます。やはり利用につきましては、その施設において利用しやすいもの、あと不具合等が生じた場合の管理等、かなり難しい部分があるかなと思ひまして、それぞれの担当課で予算計上しております。実際購入する際につきましては、購入する課と連携取りまして、少しでも利用しやすいもの、効率的なものを検討していければと考えております。

それと、26ページから27ページにかけての法定外予防接種のインフルエンザの助成について、なぜ臨時交付金に予算計上していないのかということですが、こちらにつきましては、医師会のほうの会議で、いろいろな町の事業に対して協力してくださるというお話をいただいたのが8月中旬以降になってございます。その時点でもうある程度町のほうの交付金が固まっておりましたので、今回の二次につきましてはこの交付金のほうに。臨時交付金のほうには予算計上できておりません。今後また三次等がありましたら予算計上していただくようお願いしていきたいと思ひます。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からはまずは29ページのキャッシュレスの関係でございます。事業費の内訳ということでございます。事業費は2,000万円ということになっておりますけれども、その内訳といたしましては、まず20%ボーナスポイントの分が1,600万円ということです。この1,600万円につきましては、キャッシュレス事業者がP a y P a yということで予定しておりますので、その試算というのでしょうか。ということで、それに基づいて予算化をさせていただいております。これは、3町全て一緒でございます。そして、あと事務費が400万円ということです。これにつきましては、先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、啓発に関する部分、それとあと加盟店を獲得するための勧誘活動費といった人件費等も含まれているということになっております。

それと30ページ、観光促進事業補助金でございます。これについてのクーポンについてのお尋ねでございます。観光クーポンについては1万部ほどを発行する予定で考えております。ですので、金額につきましては、1枚1,000円ということで考えております。ですので、町内でこのクーポンが使える店舗につきましては、横瀬町の観光協会が発行しております商品券で利用できる店舗と同様で考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、私のほうから30ページの社会資本整備交付金町道整備事業について答弁いたします。

まず、増額補正分の用地購入費物件補償料についてですけれども、3175号線の3件を予定しております。

続きまして、なぜ工事請負費等の減額が発生したのかということですが、社会資本総合整備交付金の特定財源が今年度もまたやはり思うように交付決定が出ておらず、それに対しての事業費の見直しを行った結果がこういう結果になりました。さらに不足分ですけれども、県に対しては、さらに追加要望等を要望している状況でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 34ページ、学校I C T整備運営事業の中でモバイルルーターの関係でございますが、モバイルルーターというのは、携帯用また移動式のネット通信機器というふうに理解しております。いわゆるネット環境がないところでもその機器を用いればネットとつながることができるというものでございます。端末機が1人1台整備された後に、今回のコロナ対応等とかでオンラインでの対応が必要となった場合に、ネット環境がない世帯に対して貸し出しするために用意するというものでございます。

しかしながら、このネット環境につきましても、やはり支援を必要とする家庭に対して、ネット環境が整備されておらず、それでも経済的な理由等で支援を必要とする世帯に対しての貸出しというふうに考えております。この台数につきましては、要保護、準要保護世帯の件数を見越しての目安としての台数を予算化しております。

それから、同じく34ページ、横小振興事業でございますが、学びの保障のための教材ということで、教師用のデジタル指導書の購入を予定しております。こちらは、先ほども言いましたように、オンライン等

での事業等があった場合には大変有効に使えるということで、デジタル指導書の購入費でございます。  
以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再質問は、2点ないし3点でよろしくお願いたします。

1つは、地域経済の基盤強化事業という形で、まち経営がということで、加工品のこれ新商品の開発、あるいはふるさと納税との関係ということでありますが、実際に加工品をどう開発していくかということになってくると、前回の昨年度の新商品の開発については、どぶろくという形での説明だったと思います。今後はこれからもいろいろやっていきたいということになると、情報等を集めながらどうかと。課をまたがる仕事という形になるというふうに思いますので、ここは副町長の出番ではないのかなというふうに私は考えます。ぜひ課との連携を取りながら進めていってということでの考えですか、あれば。いや、お任せっ切りで、もうこれで全てオーケーということで考えるか、あるいは課を連携しながら、より町のPRを進めるという形でいくのかについてが1点であります。

次に、先ほど説明がありましたクーポンの具体的な点でいきますと、29ページですか。これで1,600万円を予想しますということで、1,600万円ということで。秩父市の場合がキャッシュレスやった場合に、最初のときが5万円までで20%という形、9月からが今度はもうちょっと上がって7万5,000円までで上限1万5,000円のキャッシュバックというような形で進めているところですが、今回進めるに対して、どのように計算しているか。多分20%還元でいくのではないかなと思いますが、この程度の上限価格の設定についてがどうかというのが1点であります。

もう一点、横瀬の観光促進事業というので、クーポン券を使って、1枚1,000円、これなかなか使い方の問題でどうかというのが、横瀬町のプレミアム商品券のときに1万円で作って、3,000円の券がつかまりました。でも、食べる物は多く使えますよというときに、なかなか1,000円の物を食べるお昼は、ほとんど1,000円以内なので、これちょっと検討していただきたいのですが、500円券にしたらどうだろうと。そうしたらもうちょっと、2人で払うではなくて、一人一人500円やって足りない分を補足しますよというほうが使いやすいのではないかと。それを検討していただきたい。

それと、観光協会が発行ということなので、例えばウエルシアだとかどこというのは該当するかしらないか、この点についてよろしくお願いたします。

以上3点です。よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 すみません。先ほど最初のご質問の中で、倉庫の関係、回答がなかったかと思しますので、それも含めて私のほうから、それと基盤強化の分を回答したいと思います。

倉庫に関しましては、今、旧給食センターのところにあるのですが、それを分散化の必要があるというふうに思っています。というのは、今県のほうで河川のハザードマップというのをまとめかかっています。昨今の災害の激甚化があって、1,000年に1度の災害を想定してというのを今県のほうで作成をきています。そういう中でいくと河川と同じレベルのところにもまとまってあるのはいかがなものかという

問題意識がありまして、全部を移すのは、なかなかまだ急には難しいのですが、一部を旧役場庁舎のミュージックガーデンの裏のスペースを使って造るというのを今回の計画にしています。なので、できるだけ災害に係る部分の備蓄品を置くとかというものは、できるだけ分散させるとかリスク分散を図るという方向で考えてこういう形になりました。

それと、基盤強化のところですが、議員ご指摘のとおりでして、これはまち経営課と振興課が共同して取り組む事業になります。食品の加工という目線でいくと振興課であり、それから今回の動機としては、道の駅のセカンドステージで、次なる道の駅の展開を図っていきたいという部分と、それからふるさと納税がやっと育ってきて、昨年度3,000万円近くまでいったと。ここはまだ伸びしろがあるかなという部分もあって、その部分に力を割いていくということも一緒にやっていきたい。それから、給食センターは、今回は交付金を使って給食センターの跡をどうしようかというのはずっと考えていたわけですが、今回ののであそこがきれいにできると、町の中心地をきれいに整備していくという観点も入ります。なので、それらも含めてまち経営と振興課で一緒にやっていき、今ある町の資源である、これはまず道の駅の力、それから農家さんの力、それから耕作放棄地に何か新しい作物をとということもそうだし、それから協力隊の力、それから町の力等々を合わせて、ここで経済循環をつくっていくということをチャレンジしていきたい、そんな趣旨の事業になります。

私からは以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは、まず29ページのキャッシュレスの関係でございます。議員お話しいただきましたように、今回のキャンペーンにつきましては、今9月で秩父市でやっておりますものと同じでございまして、1件の決済当たり付与上限は3,000円でございます。1か月当たりは上限が1万5,000円ということです。2か月続きますので、最大で3万円ということ考えているところでございます。

それと、30ページの観光促進の事業の補助金の関係でございます。クーポン1,000円分ということで、お話のように、確かに利用勝手という観点からいけば500円という選択肢もあろうかと思っておりますので、この辺については、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

それと最後、利用できる場所についてのウエルシア等の大型店については、今検討しているところでございますが、今の段階では、これから相談をさせていただいてというか、そちらにお話をして、できるかどうかということで、こちらについても相談をして決めていければというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 漏れました。加工用機械設備等に関してなのですが、先ほど冷凍庫という話がありました。これは、基本的な考え方としては、横瀬町には道の駅があります。道の駅には加工施設もありますので、ここと連携して足りないものを埋めるとかという考え方になります。ですので、どちらかというのと重たい機械がたくさん入っているところというよりも、そこは割とみんなで知恵を出し合ったりとか、そういう場所をどちらかという想定しているということかなと。とにかく道の駅と連携して、そこにその隙間が生まれないようにというのですか、しっかり連携していくということが大事なというふうに思



っています。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。それでは、15ページのグループウエア管理事業で、前にもらったこの説明資料の中に出ているのですが、職員の勤務形態の構築としてテレワークを構築するとありますが、先ほどの課長の答弁でもテレワークということがあったのですが、本当に役場の職員にそもそもテレワークというのが必要なかどうか教えてください。セキュリティーですとか個人情報の問題とかもありますので、その辺を教えてください。

それと、16ページの今の質問の続きですけれども、地域経済基盤強化事業、すみません、地域商社を作ったという最初説明がありましたので、その地域商社ということについて、ちょっと細かく詳しく説明をいただきたいのと、それと旧給食センターはまちなか再生事業で、ウォーターパークの辺りと一体として何か整備するとか活用するということがあったと思うのですが、その辺のまちなか再生事業との整合性はどのようにするかということです。それと、これ事業が今年度の事業になっていますので、解体と建築ですか、それを半年でやるのかどうかということをお教えてください。

それと、18ページ、19ページの発券機というか番号順番表示、窓口が集中とかということがありますけれども、そもそも密になるのですか。密になるかどうかということと、それとそれを逆に説明資料には書いてありますけれども、実際それほど密になるのかならないのか分からないということと、それと逆にこの機械を入れることによって職員の皆さんの負担が減ればいいのですけれども、逆に負担が増えたり混乱が出たりすると思うのですが、その辺の対策はどうなっているのか教えてください。

それと、22ページの在宅福祉の高齢者にマスクを送付するというものですが、安倍さんもマスクを贈りましたが、悪い評判もありました。実際、マスクを配るのではなくて、今回防災の倉庫かなんかを造るといふか分散するみたいなので、そちらに一括して保管なりをしておいたほうがいいのではないかなと思うのですが、要するに基本的にはもうマスクも買えますので、そこまでマスクにこだわらなくてもいいと思うのですが、その辺の考えをお教えてください。

あと、学校ICTの関係で、これも説明の中に教職員の業務の効率化という文言が入っているのですが、その辺はこの予算の中のどこの辺に表れてくるのか教えてください。

以上です。

○内藤純夫議長 最後の質問のページ数は何ページでしたか。

○3番 阿左美健司議員 34ページ、35ページです。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、16ページの基盤強化の関係の質問にお答えいたします。

地域商社の関係の説明でございますけれども、町と道の駅を連携しながら、農産物等の地域資源を生かして、循環を目指して持続可能な地域をつくるということを目的としておりますけれども、具体的に道の駅の商品開発との連携、それからふるさと納税の商品開発、それから農家さん等々と連携して商品開発し

たり販売を受けたりするような形を想定しております。

それから、解体、建築までのあれですけれども、半年間で短いのですけれども、一応この中で解体、建築まで全て完了するというので計画をしております。

以上です。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 18ページ、19ページの順番表示の件でございますけれども、まず窓口が密になりますかということでございますが、休み明け、あるいは時間帯によりましては密になります。そしてまた、職員の負担が増えるのではないかとご懸念でございますけれども、そのためにシンプルな機器を選定しております。また、こういった使用につきましては、臨機応変に利用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 テレワークの件について私のほうからご説明申し上げます。

役場職員にテレワークが必要なのかというお尋ねかと思えます。まず、今回のテレワークに対する取組は、まず危機対応というところから始まっているところがございます。これ前回の議会でも一般質問の答弁ということで申し上げたところでございますけれども、感染症等々の対策の中で、役場以外のところで仕事、あるいはそのサーバーにつながれるという環境をつくるということによって事業継続を確保するというところがまずございます。それから、その先には職員の一人一人の働き方について、テクノロジーを使ってより一層の工夫ができないか、この流れの中でテレワークというのが活用されていくということでございます。今の点につきましては、今年4月に国のほうからもその2点について積極的に進めていただくようにということで、各自治体に出ているところでございますし、それに対する国の支援等も公表されているところでございますので、我々が従来から考えておりました危機対応の体制づくり、それから職員の方の時間の使い方についてのテレワークの活用による改善、これをこの機に進めてまいりたいというふうに思います。

一方で、ご指摘のように、このテレワークというのが、やや皆さんが心配されるのは、やっぱりセキュリティのお話だと思います。これは我々も非常に注意をしております、ですから今非常に使いにくいシステムが役場には入っているわけですが、今政府はその点も見直しを図っております。その動向は注意しながら、それに合わせた形でまずシステムはつくっていくということと、当然これは使う人の問題が大きなウエートを占めてくることになると思いますので、その辺りは、ソフト、ハード面、両方を進めながらテレワークを推進していくという体制をつくっていきなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 22ページの新型コロナウイルス感染症予防対策消耗品購入費につきまして、高齢者への不織布マスクの配布についてですが、阿左美議員のおっしゃるとおり、今はマスクのほうも出回ってきて、買いやすい状況にはなっていると思いますが、そのことで一括管理ということも考えられるのですが、65歳以上の方につきまして、なかなか買いに出る機会もなかったり、買いづらいということ

もあったりすると、あとはアベノマスク、思いは様々ですが、高齢者にとっては何かすごい喜んでもらっている方もいらっしゃると思いますので、今回につきましては、65歳以上の方全員に対してお渡しをしようと考えています。渡し方につきましても、負担にならないよう健康づくり課の職員が各地区の公会堂を回って、身近なところまで行ってお渡しするという形を取ろうと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 34ページ、学校ICT整備運営事業の関係で答弁させていただきます。

ここでは校務支援システムを導入することによりまして、教職員の業務の効率化を図りたいというふう考えております。校務支援といいますと、児童生徒の名簿情報や出席管理、また成績管理、調査書の管理等の校務を指しておりますが、そういったところを電子化することによって負担軽減を図るということでございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足をします。

まず、高齢者マスクなのですが、実際、不織布マスクは、やっぱりもらえるとうれしいという声がありました。それを受けて今回こういう形を想定しています。

それと、地域商社のところ、まちなか再生との整合性というところがお答えまだなかったと思います。これまちなか再生で一度絵を描いてもらったときがありますと、そのときと違うのは、今の旧給食センターをそのままという前提か、今回壊せるということなので、それで少し変わった部分はあります。一方、あそこ町なかエリアですので、加工の今回は設備ということなのですが、外に開かれた施設にできればと思っております、なかなか1年中常設でお店が開いているというのは難しいとは思いますが、例えば彼岸花のシーズンだったり、あるいはウォーターパーク。ウォーターパークの管理は、今年結構混乱しましたので、それも検討しなくてはいけないのですが、人が寄るときに、そこで何がしか人を寄せれるような形がくれたらなということを想定しています。なので、そんなことです。

地域商社の説明の中で、どういう会社にするのだというところは、今まだ練っているところなのですが、想定していますのが道の駅の子会社です。道の駅の子会社として設立をするというのを今、主に検討しています。ただ、資本関係をでは幾らでどういう、今回のこの9月の予算ご承認いただいて、また種々詰めなければいけないところがありますので、検討してまいりたいなというふうに思っております。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。そうしますと、では2つかな。テレワークは国のあれだということで分かりました。では、その今の地域経済基盤強化事業で、地域商社のことで、道の駅の子会社としてということですけども、だったら道の駅でやればいいのかではないですか。わざわざ別会社つくって決算、その場合また道の駅、いつも6月に決算報告してもらっていますけれども、そういったこととかまた手間が必要になると思いますので、だったらこの事業自体、道の駅でやればいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、半年で解体して建築するということなので、どのくらいの規模のものというか、こういったも

のを考えているのか。規模とかそういった設備内容、今、人を寄せられるというお答えいただきましたけれども、具体的にどのようなものをお考えなのか教えてください。

それと、マスクですけれども、でもそのマスクをもらってうれしかったという声があるということですが、これに四百何十万円かけるわけなので、すみません、また費用対効果ですけれども、四百何十万円かけた効果として考えると、効果はあまり上がらないのではないかと思いますのですけれども、欲しい人がいるということであれば、そういった欲しい人にはあげますよという告知で済むのではないかと思いますのですが、その辺いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいま議案第42号の審議中でございますが、ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 再開いたします。

3番、阿左美健司議員の再質問の答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、地域基盤強化事業の施設の規模についてのご質問にお答えさせていただきます。

詳細は、今後詰めていくところでございますけれども、今現在、建物の面積70平米、約20坪、一階鉄骨造りの平家建てを予定しております。メインは加工施設の加工の調理室がメインになりますけれども、対面式の販売スペースも設置したいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 では、残りは私のほうからまとめてお答えしたいと思います。

まず、高齢者の関係です。道の駅でやればということなのですが、今回、新しい事業分野になります。これは、今まで町が持っている、あるいは培ってきたいろんな資源を結びつけるという大切な役割として、道の駅と農家さんと、あるいは町当局と協力隊とか、その辺を結びつけていく、新しい価値を生み出していくという役割、期待があります。これをどこでやるかということになると、道の駅が中心的役割を担うのはそういうことなのだと思います。次の選択肢は、道の駅本体でやるのかどうかという部分なのですが、道の駅の今のマンパワーのバランスというのは、あの施設を運営するためのマンパワーになっています。そこに新しい仕事が入ってくるということにおいて、選択肢はどう考えるかという、新しい分野が私はやっぱりより強化される必要があるということと、大事なのは、そこが見やすいというのがとても大事なかなと。今の道の駅のバランスシートとか損益計算書の中に埋め込むのではなくて、やっぱり外出しにしてそこが見やすくなっていて、チェックもしやすいとかというのは大事なかな。あとは、協調するという形が入りますので、道の駅の中にあるというよりも道の駅とその他のものを結びつけていくということも大事なかなということで、子会社という形を想定しています。当然子会社に関しては、若干の立ち上げコストが、

登記をしたりなんざりで20万円前後ぐらいかかったり、あるいは決算の手間はかかるといえばかかるのですけれども、今でもやっていて新しい部門が増えるということを考えると、そんなにプラスアルファのコストとしては、生み出す期待値からすると十分吸収可能なかなというふうに判断をしています。

それと、高齢者のマスクの件なのですが、これもいろいろ議論しました。我々としては、今回の臨時交付金の本来趣旨には合っているというのが一つです。本来趣旨に合っているということと、何をどうするかというのはいろいろ検討する中で、例えば秩父市さんは体温計やりましたよね。そんなことも含めて検討してみたのですが、その中で一番汎用性があるものかな。必ず使う、恐らく一番大多数の人が喜んでいただけるだろうというものを想定して不織布マスクにしました。それが合っているかどうかということに関して言うと、町としては十分合っていると思っています。あと、大事な機能としては啓発機能があって全員に、一定条件の皆さんにくまなく配るということでの啓発効果も期待しております。ということで今回こういう形にさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、再々質問をどうぞ。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。そうしますと、すみません。また地域経済基盤強化ですが、今町長のお話で、別のほうがコストもそれほどかからないし、やりやすい、運用しやすいということだと思うのですが、それであれば、取りあえず道の駅で始めて、今後の状況が分かるようになってからでも遅くないのではないかと思いますのですが、だから一応道の駅でも今も工場とかあるのであれば、そちらへ取りあえずやってみて、それでうまくいくようでしたらまた考えれば良いと思うのですが、その辺の考えを教えてください。

それと、先ほども、今回これがまち経営課ということになってはいますが、エリア898があそこにあって、JAのあそこがエリア898になっていて、場所的にあそこが旧給食センターのところをやるとなると、あそこでエリア898と補完し合うためにまち経営課が所管になったのかどうかということをお教えください。

それと、今回、またすみません、道の駅の支配人の方に、専門家に来てもらったということがありますので、ですから、今の再々質問の最初の質問にもなってしまうのですが、その道の駅の新しい支配人の方にアドバイスをしてもらいながら、道の駅で取りあえずやった上で取りかかったほうが良いと思いますので、その辺の考えを教えてください。

それと、規模で70平米の20坪という小室みたいな感じですか。だとするとそんな中途半端なものであればなおさら道の駅でやってからやって、将来どうなるかはっきりしてからもっとちゃんとしたものをつくったほうが良いのではないかと思いますのですが、その辺のお考えをお願いします。

それと、先ほどいきいき町民課長に、混む時間という答弁をいただきましたので、税務会計課で町民の方が集中するということがあったのかないのか、その辺の状況を教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 すみません、阿左美議員の質問に答弁させていただきます。

混む時間があるかどうかということですが、納税時期、例えば5月とか納税が固定資産税とか

軽自動車税、あるいはもろもろの税が集中するときは混むようなこともございました。ただ、今回コロナウイルスの関係で、隣の方、待っているところの椅子につきましてもスペースを置いたり、あるいは窓口、実際お支払いいただくところの窓口を2か所、3か所増やすような形で、できるだけ時間がかからないような工夫には取り組んでおります。阿左美議員おっしゃるとおり、では年中そんなに発券機を使うほど忙しいかということもございますけれども、発券機を置くことによりまして、窓口にお客様がいらしたということを、我々職員はカウンターとは並行な向きに向いて執務しております。なかなかそういったお客様いらしたときに気づくのが遅れることもございます。発券機があれば、それによって音が当然すると思えますので、お客様がいらしたことも、お客様を待たせることなく、すぐ反応できるかなと考えております。

それと、大場課長が申しておりましたように、税務会計課では確定申告時期に、2月から3月ですけれども、700人から800人の町民の方がいらっしゃいます。そういったときに、それが可動式ですので、その会場にそれを持ち運んで、密を避けるような使い方ができればと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 地域商社のほうは私から。まず、道の駅で取りあえず、趣旨はとてよく分かります。私も今回は原則スモールスタートです。スモールスタートをどちらで始めるかということなのですから、道の駅の加工品、最初決めうちだったらそういうことなのですが、今回ふるさと納税のかき上げ、商品開発というところも結構大きくて、この部分に関しては、農産物以外でも幅広くやっていきたいというのがあったり、したがって地域おこし協力隊のマンパワーは今回かなり、この地域商社の中で活躍していただくということかなというふうに思っていて、そうするとその関係もあつたりでして、取りあえずこのスモールスタートなのですが、そのスモールスタートを新しい会社仕立てでやるというふうにご理解いただければと思います。エリア898のところは、エリア898の補完というよりも、連携は必要になるということかなと思っています。

それと、規模が小さい、おっしゃるとおりです。スモールスタートという中でなのですから、今回、拠点に関しては、あの大きな給食センターを壊すという部分が結構大きくて、あときれいにするが結構大きいのです。したがって、感染症対策ということもありますので、できるだけそのオープンエアをうまく使うということかな。まだイメージなのですが、例えば外に人が座れるところがあって、そこに気楽に来ていただけるようなスペースにするとかという、その場所トータルで使っていくところが、今回はやや重きに置かれているかなというところであります。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 3点ほどお伺いします。

先ほどからサーモカメラを置くということなのですから、福祉センターの関係がよく分からないのですが、福祉センターも指定管理になっているから、その予算上のあれがよく分からないのですが、避難所にはなりますよね。福祉センターについては、どういう対応をしてそういうことを設置、

設置というか併用するのか、その辺を一つお聞きします。

それと、防災の倉庫ですか、防災体制整備事業というところですか。実は6区地内の公民館周辺というのは、これから、私の家もそうなのですけれども、予測できない豪雨というのがあった場合に、実は通行不能になる地域だと私は考えております。今までの想定でできれば平気なのですけれども、今回もシラヤマパークのところの土手が崩れて、どこまで来るかなという公民館までは必ず来ますよね。私の家のところは1段上ですから、木の間隙の決壊とか流木でなった場合という場合は、すごくうちのほうまで大変なのですけれども、もともと国道299号が床屋さんと畳屋さんのところがへこんでいるのです。水が迂回して冠水しているのです、今までも。ただ、通れますけれども。ただ、想定外のもが出てくると、旧の役場も高台ですけれども、反対側は杉木の斜面があってすごく危険範囲内です。ですから、倉庫はむしろ役場の近辺とか高台に造っておいたほうが、多分水害だと思うので、一度考え直したほうがいいのではないかなと思います。

それと関連して旧給食センター、私は町長にも、屋根がもうさびているから何とかしたほうが良いよと。要は利用面が決まっていなかったら撤去して、駐車場にしておくというのが一番安上がりだと思います。そして、先ほどオープンスペースと言いましたが、その中にベンチを置くとか、あるいはあそこ催し物があったり駐車スペースだったり、棚田かがり火まつり、いろいろありますから、テントを張れば売店にはなるのです。ですから、よこぜまつりのときのような下を舗装さえすれば利用は可能だと思います。先ほど町長が、私も阿左美議員と同じで道の駅、スモールスタートというのだったら既設のものから出発して、ある程度その協力団体があるわけですから、それを核に協力団体を巻き込みながらやっていく。これスモールスタートと言いますが、これ4,000万円ぐらいの予算になっていますよね。これが果たして、30億円、今年は五十何億円になっていますけれども、の規模でこれがスモールなのかというのがすごく疑問です。ですから、今聞いてると、こういう組織にしたいとか、こういうのを巻き込んでというのは、まだ具体的にどうするかというのは熟慮されていないような気がしますので、ぜひもう一度、きれいにするということはいいと思うので、更地にはしてもらっていいかなと思います。その後もう一度考えてやったらいいかなと。

それと、やっぱり法人をもう一個つくりますとトップがまた必要になります。せっかく、先ほども言ったけれども、ヤオコーさんですか、前職をヤオコーさんで勤めていた流通とか小売業、あるいは当然スーパーですから商品の企画というのがあります。ですから、そういうせっかく雇った方を有効に利用していただくためには、やはり道の駅が中核になって、せっかく法人があるのですから、会計上は別枠がいいといっても、別枠で分かるわけですから、そういう形を取ったほうがいいのではないかなと思います。芦ヶ久保の活性化のためにも芦ヶ久保地区にもしたら加工場を造るとか、そういう形のほうがより集中的に物事はできる。まちなか再生という意味でも、あそこは町なかなのですけれども、将来的に危険が、冠水してせっかくの建物が駄目になってしまうという可能性もあります。というのは、あそこ3方向にこういうふうな水路があって、水つきのところなのです。だから、その辺をもう一度考えるのがいいのではないかなと私は考えますが、どうお考えでしょうか。その3つです。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの関根議員の質問にお答えいたします。

ページでいうと23ページになります。総合福祉センターへのサーモグラフィーカメラの設置についてでございますが、総合福祉センターが福祉避難所になっていることから、障がい者福祉費の事務用備品購入費としてサーモグラフィーカメラを購入し、設置する予定でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 総務課長。

○守屋敦夫総務課長 ページでいいますと32ページの防災体制整備事業の防災倉庫の関係でございます。最初、町長のほうから答弁もありましたように、旧給食センターにおいては、やはり敷地のレベルの高さの関係がありまして、なかなか厳しいかなということで、旧役場庁舎跡地のほうは、上に登っていく道路との間の下の部分に、国道との間の下の部分にはなりますけれども、土砂災害の警戒エリア等には、あその部分は指定をされていないということと、先ほど言ったこととかぶりますけれども、今の町民会館よりも1段高いというようなことから、水害に対する部分については、少し前の旧給食センターよりも場所的にもいいという判断で、あと役場敷地の話も、この庁舎のもありましたけれども、なかなか敷地の面積の中にそういう造るようなスペースもちょっとないようなこともありましたので、検討をさせていただいて、今の最終確定ではありませんけれども、先ほど言った内容等を鑑みて、第1候補として今検討している最中でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 旧給食センターの利用についてなのですが、なかなか難しいのは、駐車場というのも一案だろうと思います。でも、取りあえず駐車場の取りあえずは、なかなか次を造るのが難しいかなというふうにも思っています。最終的にそれでというのだったらそれなのですけれども、今回は、地方創生臨時交付金のいろんなモデルが示されていて、その中で新たな付加価値を生み出す消費、投資の推進、地域経済力の強化というところで、地域商社というのも具体名も出てのせられています。なので、今回のこのコロナから立ち上がっていくというところでの本来的趣旨に合致して、補助金の趣旨にも当たっているというのがまず大きい、これが一つ。

それと、巻き込みをするに関しては、当然我々だけでこれを考えたわけではなくて、既に町内かなりの数の生産者の方等々相談をさせていただいています。これはいろんな分野で、横瀬もイチゴやブドウに限らず、小さな農産品でもいろんなものがあって、それをどういうふうにかかすのかとか、これから連携していきましょうという下話は、かなりした上での今回のこの議案提出だというふうにご理解いただければというふうに思います。なので、当然そこは、そういった下地の上で今回話をしています。とりわけ今回来ていただいた道の駅の支配人は、この3か月でかなり動いてくださってまして、農家の方を集めた説明会だったり、従業員の一体感をつくるというところを精力的に進めていて、その支配人さんも今回、当然ながらこの地域商社の話にもかなり入っていただくということを想定をしています。

それと、あと場所に関してなのですが、おっしゃるとおりで、あそこは水つきというのも理解しています。なので、施設の高さをどうするかというのが、まず工夫が必要であろうということと、それからいざというときは考えなくてはいけない場所ではあるという認識の上で進めるということかと思えます。そこ



でいくと、そうはいつでも倉庫を移した旧役場庁舎のところは、1,000年に1度災害でも色はついていなかったと思いますので、その差はかなり大きいかなと。ただ、課長答弁のように、これが最終形ではなくて、今分散してる倉庫の、いずれまたもっといい形というのはつくっていかなくてはいけないなというふうには思っているのですが、ここは段階を踏んでいきたいなというふうに考えています。

○内藤純夫議長 再質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 福祉センターのことは、私の読み方が甘かったので、ありがとうございます。情報として改めて確認ができました。

倉庫の件は、土砂崩れもあるかもしれないよというのは、それはなかなかそこまではいかないだろうというのですけれども、例えば集中豪雨で、今まで全然そんなことなかったよということが起きる可能性があります。だから、私の家なんかもそういうことは常に考えています。ですから、当然299は一番すり鉢の底ですから、通れなくなるということが想定できるのです。だから、町民会館が避難所だというのが、取りあえず避難所なのだけれども、生命の危険はない、あそこになれば。ただ、物資の輸送だとか、そういうことについては、すごく不都合なところだと思っています。だから、6区とか中郷の避難所というのは、体育館を第一に指定したほうがいいのかなど。高台です。そうはいつでも、あそこも地崩れしたらどうだと、そう、めったなってしまうけれども、要はそういう順序立てをしていただきたいということなのです。だから、倉庫も、これは委託料ですからそんな高くないけれども、もし建てるのであればこの敷地内ということではなくて、もっと高い、こういう上の近辺に造ったほうがいいのかなどという提案です。ですから、最終案ではないということは、そういう意見も出たということを加味して今後考えていただきたい。

それと、私は6次産業だとかそういういろんな、前も賛成ですよと言っています。ですから、それを組み立てていくのには、すごく生産者とかも大変だと思うのです。かなりの方から意見を聞いたというのは、何人ぐらいの人なのですか、具体的に。それと、例えば議員でそういう相談をかけた人がいるのかとか、聞いたことがあるのかとかは、旧給食センターのあそこにこれだけの規模のものを造るというのは、この補正予算で初めて聞きました。造るかもしれないということは全協で聞きましたけれども、その予算規模のものというのは初めてです。その辺のこともあるので、あそこにもし新規にコロナ対策の補助金にマッチしているのだったら、解体は解体で別にして、別のところでちゃんとそれが付加価値が高いものを造ったほうが私はいいと思います。ですから、あそこの利用については、あそこに補助金がついてセットでやるとあれだからと言うのだけれども、不完全なものを造っても、利用価値が早晩なくなってしまうのではないかなと、これでは足りないよねという話になってしまうとしたら、それはまたマイナスですから、もう一度、どこが本当に適切なのか。それと、これはまち経営課長の部分ですか、まち経営課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、そこまではそこまで。だから、それをもうちょっと具体的にどういうふうなという、こういうふうな構想ですとかあれですというのではなくて、具体的にどういうふうな立ち上げてどういうふうなやっていくかということをもうちょっと熟慮してもらいたいなど。それで我々にそれをちゃんと説明が十分できるような段階にしていきたいなと思います。

それで、まち経営課長は、この件について将来的にどういうふうな構想で、どういう面があるというこ

とでこれを提案したのですか。一応それをちょっと聞きたいのですけれども、どういう関わり合い方をしているのか。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 今回の予算に対するまち経営課の関わり方という質問ですけれども、今回補正予算で経済基盤強化事業ということで提出させていただきましたが、今回臨時交付金の対象事業として予算をつくったところですが、まず老朽化している旧給食センターを解体するということと、それに対して地域の活性化、地域農産物等の地域資源を循環した、出して持続可能な地域をつくっていくことで、商品開発等の拠点となる施設整備をしたいということで、今回補正を予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、ヒアリングについては振興課でヒアリングしたもの、まち経営でしたもの、我々が直接聞いたものがある、今集計はしていませんけれども、何十人レベルでは聞いています。あと、当然施設の整備ということに関しては、しっかり説明が必要かなと。これは議員ご指摘のとおりだと思います。どこかで説明させていただく機会があったほうがいいかなというふうに感じています。

それと、あそここの場所に関しては、壊すということがあってきれいにするということがあるのですけれども、加工をあそこですということは、それはいろいろ議論もしてみました。加工はとにかく、本丸は道の駅なわけです。なので、加工そのものを大がかりにするというのは、あまり想定していない。建物の面積を見ていただければあれなのですけれども、そんなに何か大がかりな加工をラインをつくってやるというようなことではないです。それよりも、今は旧給食センターでああいう形になっているのですけれども、あそこをきれいに整備をして、点を線にしていくというのですか、町なかの中心エリアからウォーターパークから棚田から、そこを結んで横瀬町がきれいに見えるような、あるいは訪れた人に満足してもらえるような形での整備をしていきたい、そういうふう考えております。

○内藤純夫議長 再々質問ありますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 課長の答弁は一般論として、立場としてそうかもしれないけれども、もっと具体的な内容の中に突っ込んでいないと、あそこが本当に適正なのか、このお金をこれだけ投資するのが適正なのか、あるいはさっき言ったコロナの補助金の政策の中に一緒に含めてやるのが適正なのか、あるいは別個に考えたほうがいいのかという問題の検証が見えてこないのです。だから、その辺がここに予算を出した。3月の予算委員会のときもそうなのですけれども、この寄附の問題がありましたよね。だから、それが寄附がどうだというのが盛り込んであったけれども、予算を設定するときに、本当にそういういろんな要件を満たして、本当にこの予算どおりやれるのかというのがすごく疑念があります。だから、一生懸命町長が苦勞してなさっていると思うのです。横瀬町は、特徴というのは、中心市街がないというのが特徴な町なのではないかなと私はずっとやっているのです。中心市街地というのをつくるのだったら、こうい

う危険なところではなくて、むしろ姿の原のほうがいろんなものが来る可能性はあるのです。ただ、外れになってしまうから、中心ではないと言えば中心ではないのですけれども、あそこをうまく利用したほうがはるかにいいのではないかなという私は常々思っていました。あるいはこの前も言いましたけれども、駅の南側をどうにか何か開発しようとか、駅の正面はああいう宅地化になってしまったりして、商店とか店が建たなくなってしまうています。ですから、やっぱり基本的にもう一度、これ予算計上してしまっているのだから、しょうがないといえばしょうがないのだけれども、これを何とか通したいということは分かりますけれども、予算を出すということがどういうことなのか、もう一度初心に戻って考えて、ただ出せばいいというのだと、議会としては承認しづらい面が出てきます、はっきり言って。議会としてどうか、私議員としては、あそこを壊してきれいにすることは、私はいいと思います。

それと、もう一個別のコロナ対策で新しい活性化のためのそういう受け皿をつくるというのもいいことだと思うのです。それを一緒にこの際くっつけてやろうという、立地条件だとかいろんな面でマイナス面も出てくるし、防災上もよくないということが出てくるので、もう一度その辺を考えていただきたいなと思います。

一応そういうことで、意見として。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 なかなか答弁は難しいのですけれども、まず私から申し上げたいのは、思いつきで出しているというレベルのものではありません。それは我々なりに、今ある条件で限られた時間の中で精いっぱい検討した結果ではあります。ただ一方で、やっぱり難しいなと思いますのが、今回大変次元性のある話でして、こんなに日本が初めての状況になって、初めての形の交付金が出てきたと。そのメニューは、役場の職員が現場で皆頑張って、29事業プラス2事業というのを今回つくって行って、ここに関しては、私は大変皆に感謝をしています。これもその一つでして、とにかく今年できるだけのことをやり切りたいという思いで出させていただいています。当然やりながら詰めていくこともありますし、やりながら相談させていただくことはあるのですが、今あの場所をどうするのか、今ある町の資源、そしてこの補助金の有効活用等を考えて、あの場所をどうするのだというときの我々なりの最大限の回答がこれでありました。エリアの危険性は重々承知です。しかし、そこに何もなければいいということでもなくて、エリアのいろんなそのリスクは踏まえた上で、そこをどう利用するかということを考えていくということなのですが、そこには、今回私ははまっているというふうに思っています。とにかく横瀬町中心地がない町、そのとおりです。だから、大テーマで中心地づくりと上げています。では、あそこは何もなくていいかというと、そういうことでもなくて、今あるあその資源を有機的に結びつけていくうちの一つにここもしていきたい、そういう思いで計上させていただいています。

以上です。

○内藤純夫議長 では、もう1回。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 コロナが出る前から、財団法人のまちなか再生何とかというのを呼んでやっているわけですね。だから、そういう段階から何で考えていなかったのだという話になってしまうのです。旧

給食センターもずっと放ってあったわけですから。だから、コロナだからではこの際全部やっってしまうというのがちょっと私は承服できない。逆に慎重になって、本当にここがいいのかというのを精いっぱい考えたということですけども、その辺をやっぱり前からの継続性の問題からいくと、よそから……ちょっと後で個人的にお話しします。長くなってしまうから。

○内藤純夫議長 答弁はよろしいですか。

○10番 関根 修議員 答弁はいいです。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今、10番議員からもいろいろ質問があった16ページの関係です。地域経済基盤強化事業、執行部側の答弁も聞いているのですけれども、私もちょっとこの予算の組み方は、あまりいい形ではないかな、そんなふうに思っています。最終的に旧学校給食センターを取り壊す、そしてそこに新しい形での施設を造っていくということなののですけれども、それを先ほどのお話ですと、何か道の駅の農産物加工所と同じような形で新商品の開発につなげるようなものをつくっていくということなのですが、そうなってくると、今、果樹公園あしがくぼ道の駅の経営主体が、果たしてこの大字横瀬のほうまできちっとした形で見られるのかどうかというのがあります。先ほど人員の関係がということもありますし、町としてはそういう施設を造りながら、果樹公園に貸して貸賃を取ったり、また資本金というか、町からもお金を出しているから、一定の成果が上がるように、町も責任持って運営に当たらなくてはいけない、そういう中で、やはり今回の形でいいのかというのがちょっと疑問なのです。

それとは別に、旧給食センターを取り壊して、いろいろ費用もかかるから、この際、違うものということで、もうちょっと何かコロナ対策に関係したようなものができなかったのかどうかというのが一つあるのです。先ほども出ましたように、防災倉庫みたいなものについては、やっぱり地盤的な面があるから、ほかへ造ってもらうのがいいだろうし、今の場所でもって何か考えられなかったか、そんなふうに思っているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 何か考えられなかったことかに関しては、いろんなものを考えました。しかしながら、やっぱり制約としては、高さなんかもです。やっぱり水がというところがありまして、例えばその定住系なものとかはそこで外したりもしました。その中で、今回こういう形にさせていただいたのは、道の駅に丸投げするということでは全くありません。道の駅は、先ほども答弁させていただきましたけれども、今の道の駅は、拠点施設の運営で完結している話ですから、一方道の駅の当初設立の目的というのがありまして、地域の特性を生かした産業の振興、豊かな自然環境の保全及び都市住民との交流による地域の活性化というのが道の駅の本来趣旨であります。そこでこれまで実現できなかったところをやっていくということかなというふうに理解していて、それはマンパワーの問題はもちろんあるのですけれども、道の駅が芦ヶ久保にあって、もう一つ横瀬に拠点があるということには非常に大きな意味と広がりがあるというふうに理解をしています。繰り返しですけども、加工という名前がつくのですけれども、何かその大がかりなラインを持っていてそこで加工していくというのは、あまりイメージしていないのです。

それでお答えになったかどうかですけれども、私からは以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 道の駅については、当時設立のときにも関わってきましたので、その点については承知しているのですけれども、何とか今のところも軌道に乗っているからいいのですが、やはりこの間、新商品を、特産物あるいは新商品を開発しなくてはいけないかなというのが結構話題となってきました。そのことについては、やっぱり道の駅の中にそういう研究部門をつくったらどうかという、そういうこともいろいろ話が出たこともあります。今回は、コロナ対策として旧給食センターのところを使うということなので、老朽化しているからきれいにしなくてはいけない。きれいにしなくてはいけないけれども、コロナ対策として何かをつくって、そのために取壊しという形で補助金を使うのだと思っていたのです。ですから、何かコロナ対策に関わるやり方がなかったのかなという、そういう気が強くてしょうがないのです。そのことはまたエリア898からいろんなこの町なかの再生に結びつくようなものであればベターなのですけれども、だから予算計上してしまっている、ただ、このとおりの予算執行については、非常に疑問を持っていますので、できればもう少し検討を加えた中で予算執行していただければと思うのです。そうでなければ、このことを認めないとすれば、この予算を反対しなくてはいけないのです。それは、私たち議員としての責務もありますし、やっぱり納得いかないものについてはそういう立場でいかななくてはいけないので、ぜひその辺について、もうちょっと再考していただけるかどうかお聞きをしたいと思えます。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 コロナ対策ということになりますと、例えば感染症対策とか経済対策として、これは経済対策になります。なので、コロナで疲弊したり、新しいモデルチェンジが必要な産業基盤に新しい動きを持ってくるということでのコロナ対策であります。これに関しては、恐らく壊して新しいものを造るといふ、新しいもののところが非常に見えにくいかなというのも、ご指摘いただいてそのとおりだろうというふうに思います。私としては、これは進めていきたいのですけれども、一方でここまでの情報量だけではという部分も、おっしゃるところはよく分かりますので、どこかで、都度なのかもしれませんが、形が見えてくるところでご説明させていただきながら進めるというふうにさせていただきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点質問させていただきます。

32ページの土木費の空家等対策事業の空き家除去補助金なのですけれども、私は問題の解決が進むということがとてもうれしく感じています。それで、空き家対策というのはとても大変な事業かなというふうに思っていたのですけれども、元年度予算でも1件ありました。今回でもまたプラスの補正がされております。どのぐらい放置されたものを除去できたのか具体的に教えていただきたいことと、町の取組につい

てどのようなことをされ、今後どのようにされるのか教えていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 ただいまの質問に対して答弁いたします。

令和元年度の空き家の除去事業は、おっしゃるとおり1件でした。今年度も既に予算を3件予定していたのですけれども、3件の交付申請で空き家除去済みの実績報告も出ております。それもまた今後、電話で問合せ等が実際2件ぐらいありまして、また3件分の増額補正をお願いしたところです。また、事業周知の徹底を図っていきたいのですが、今年度の当初6月頃に空き家の所有者に対して意向調査を行いました。今集計中ではありますが、そのときにまた判明したのですけれども、空き家の所有者が3分の2ぐらいが町外の方でした。その意向調査のアンケートの中にも、空き家バンクのこと、当然この空き家除去の補助金のこと、リフォームに対しての補助金のことを周知しました。また、いろいろ周知方法を考えて事業を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

○8番 大野伸恵議員 はい、ありがとうございました。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 私も16ページの地域経済基盤強化事業についてお聞きしたいと思います。

金額が大変張っておる金額でございまして、4,398万円、こういう大きな金額なのに所管の常任委員会等にかかなかつた理由等は、ありましたら教えてもらいたいのですが。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これは、なぜですかと言われると難しいのですが、一連のコロナ対策地方創生臨時交付金という中の一つということで位置づけておりまして、それ以上のところを思い至ることがありませんでした。

○内藤純夫議長 再質問ありますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 今までの例えば予算の取り方、あるいは今までの予算の成り立ち、今年度の道路の関係の寄附金の3,000万円とか、後で云々というより、やはり我々も議会ですから、事前にこんな大きな事業については、打診があつていいのではないかなと思つているところでございまして、コロナ禍で大変忙しいのは分かりますが、こういうことについては、慎重にさせていただくのがいいのではないかなと思つております。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 おっしゃる意味はよく分かりますので、本件に関しましては反省をさせていただきたいと

いうふうに思います。以降、慎重にこちらのほうも進めていきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。

先に反対討論ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論いたします。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行という大変重要な使命を帯びた大事な補正でございます。私は、一刻も早くこれらの手当てをしていただきたいという立場から、ほとんど全てにおいて賛成でございます。ただ1点、この書類の16ページ、地域経済基盤強化事業、これの中で新商品開発等拠点整備工事、この1点にのみ疑問がありますので、反対させていただきます。

まず、旧給食センターの撤去云々に関するところまでは大変よろしいかと思います。ここを平地にして緊急時の拠点にする、あるいは平時において観光拠点の駐車場にする、いろんな活用があると思いますので、あの建物を撤去整備するのは賛成です。ここまでは賛成なのです。ところが、その跡地に開発拠点の建物を建ててしまう。これは、説明によると20坪の平家鉄骨造りというような構想であるという答弁をいただいておりますが、非常に中途半端であり、しかもその20坪の中で、年に何回使うかわかりませんが、対面販売ができるようなスペース、カウンター等も造らなければいけないということで、ほとんど実験的な加工の作業というのはあまりできない。もうちょっと余裕があったほうがいいかなというのが1点。

それから、鉄骨ではなく、どうせ建てるのであれば、町有林の木材の利用、20坪の平家ぐらいだったら簡単にできると思うのですが、町有林を活用していただきたいとか、わざわざ水の被害が想定されるところに建てる必要があるかという危険の問題。それから、この20坪程度ですと、実はエリア898の後ろ半分スペースで十分活動できてしまうのです。ここに責任ある大人が入ることによってエリア898にいろいろ疑念がある、管理の問題、こちらのほうもクリアになってくるのではないかと。しっかりした大人が入ることによってしっかりした管理ができる。しかも、スペース的には何とかなる。建物は供用できるということで、予算上もある程度圧縮できるし、追加費用という面でも有効である、ちょっと考えただけでもたくさん新しい意見が出てきます。ということは、これはまだまだ議論が必要であり、今現在、平面図1枚持っていない我々が決断するというのは非常に危険であると思います。ですから、ここの新商品開発等拠点整備事業、ここのみ先送りしていただきたいというのが私の考えであります。議論の余地がたくさんありますので、議論を進めて納得した上で賛成をしていきたいと私は考えます。

そういうこともありまして、今この場でこのことについては議論が必要ということで、引き取って再度議論していただく余地がないのであれば、否決のほうに回りたいと思います。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 次に、賛成討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ただいま計上されました令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま新井議員からも言われたように、コロナ禍対策を前に進めるための大事な補正予算です。今回の旧給食センター解体工事につきましては、一つの解決策として補助金の利用について考えていただいたものと理解しております。コロナ対策における経済対策としての一面も理解しております。しかしながら、町長をはじめ執行部の皆様には、この事業を実行していただく上において、議員の意見等を参考にしていただき、十分検討していただき、固定した利用を、もしよりよく解決していただければ柔軟に対応していただき、予算の執行をお願いしたいと思います。

以上、皆様の賛成をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。上程されております議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論いたします。

先ほど新井鼓次郎議員からもありました地域経済基盤強化事業についてですが、私も同意見でございます。さらに、今回、国から出てきたこの交付金でございますが、これにも我が横瀬町の中から、8割交付金ということなので、2割が一般財源として、2,835万円が町からも支出されております。この中に、先ほどいろいろ今の質疑の中でもありましたが、まだ議論が尽くされていないもの等がまだまだございます。さらに、この予算書の中にも消耗品的な今必要ではないものも多数計上されていると考えます。今回は国の施策にのっとってやったということですが、こういう、ちょっと言葉は悪いですが、ばらまきのことが我が横瀬町に蔓延してしまいますと、今後の横瀬町にいい影響を及ぼすとは考えられません。本当にやりたいことに絞ってやるべきだと私は考えます。

そういったことで、今回の補正予算（第4号）には反対させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第1、議案第42号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。



休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第43号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第43号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,187万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,456万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い、休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点伺います。

歳出の関係であります。今回、国民健康保険の財政調整基金に1,000万円積み立てるということであり、昨年度末の財政調整基金残高は7,066万4,000円となっていると思います。今年の繰越しが1億6,187万円ということで、財政的には安定してるかな。この間にいざというときに備えるためにというこ

とだと思いますが、どの程度を目標としているか、この財政調整基金の積立てについての考え方、少し説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、基金の積立てについてでございますけれども、考え方ということで、実質単年度収支が黒字となったことを踏まえて積立てをするわけでございますが、激変緩和の措置期間が平成30年度から令和5年度までの間となっております。現在は、この激変緩和措置により保険税の抑制が図られている中での黒字でございます。激変緩和措置が終了となった後は、保険税負担の激変が生じないよう基金の活用などを視野に入れておりますので、将来における財政運営及び保険税の年度間の平準化に対応するために、でき得る範囲内で基金に積増しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 今、県のほうでは、今課長の言われたように法定外の繰入れをなくしていくということで、各市町村に対しての激変緩和措置としての対応が今あるということで、保険料が抑えられているというふうな説明でありました。横瀬町は法定外繰入れということでやっていましたが、ここ二、三年はやらなくても済んできているというような状況であります。ただ、いつどうなるか分からないということで、町として国保の加盟者に対して負担が極力生じないように、そういうための備えということで考えているか、もう一度よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

浅見議員がおっしゃるとおり、備えという考えはもちろんございます。また、将来にわたり健全で安定した財政運営に資するためには、基金への積立ては重要だというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第43号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第44号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第44号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,180万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,889万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時26分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 1点だけお伺いいたします。

認知症総合支援事業の中で、認知症の方の介護に対することで、秩父市等でも行方不明になったりする方が多く増えております。横瀬内でもやはり家族で介護している方が、認知症の方がどこかへ行ってしまうということも相談を受けました。このことに関して、町ではこの認知症の方に対する、どのような対策を取っているのか、決算のときにお聞きしたかったのですが、今回ちょっとどのような対応をしているかお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

宮原議員、これから質問するときはページ数を示してください。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 宮原議員の質問にお答えいたします。

横瀬町では認知症の方の支援として、オレンジカフェというので認知症予防教室を開催しております。

こちらで認知症を予防するための事業として皆さんに参加していただいております。また、ちょっと名称をしっかり覚えていないのですが、見守り事業として、シールを靴とかそういうところに貼って見守りをさせていただく事業があるのですが、その事業につきましては、現在まだ参加者がいないということで、包括支援センターのほうでも対象となる方には周知しているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 11ページです。諸支出金の中の償還金についてであります。当初予算では費目設定ということでありましたが、今回決算確定したことに伴ってということで、償還金がトータルとして923万2,000円ですか、これを計上するのはどうしてかということについて、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの質問ですが、償還金につきましては、前年度の実績報告により実際の償還金の金額が確定したことから、毎年9月議会に予算計上させていただき、返還させていただいております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 償還金、いわゆる町の債権というか、それからどうのこうのというので、計画的に償還金と利子と返している中のどれかなというふうに想像したのですが、この間決算報告書の中身を見ると、町は一括して償還金とそれから利子となっているのです。この介護特別会計から出される諸支出金としての償還金というのは、借りたものではなくて、そうではなくて、ここに返すだというのがあれば、ちょっと私の不理解で申し訳ないのですが、こう考えるということがもしあればよろしく願いしたいのですが。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどの質問ですが、この償還金につきましては、介護給付費負担金の県費分の返還分と、あと地域支援事業交付金の総合事業以外の支援事業費分として県、国に返還するものでございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第44号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第45号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第45号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,059万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時35分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第45号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第46号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第46号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,910万2,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,399万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時40分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道事業会計については、3月の予算のときにも暫時休憩中の説明ということで、詳細等については、なかなかつかみ切れない。それから、質問に対する回答は文書ということもあつたりしたので、若干説明のときのメモだというと、地方公営企業法の全面適用に向けていきますということの中での説明だったと思います。今回、固定資産台帳の整備委託料という形で計上したのが、コロナウイルス対策等を含めて詳細な資料収集できなかったのが、1年先送り。新たに地方公営企業法の適用業務委託料を計上し、債務負担行為で今年度含めて3か年ですか、変える形で進んでいく中身だというふうに理解

したところであります。今回の今説明があった中で、委託の中でどんなことを委託していくのかというところでもあります。法適用に対して、これは大体どのぐらいかかるかという基本方針を決定して、固定資産の調査及び評価を行って、システム構築を行って法適用準備事務を行って法適用に入りました。どこから出発点かという点があって、今年度ということですが、具体的な点だということ、今回の委託を契約した後になるのかどうかの点であります。9ページに掲げられている地方公営企業法適用業務委託料という形で、この委託が契約となって、そこから調査が始まっていくのかどうかというのが一つであります。

それから、県に出している横瀬町の地方公営企業の抜本的な改革時の取組、これは平成30年3月31日時点の資料なのですが、今後の経営改革の方向等ということで、下水道事業については、事業規模が小さく人員も少ないことから、現時点では具体的な検討はできていないが、民間業者への業務委託から包括的民間委託に移行について検討するなど、事業規模に見合った効率的な経営報酬を検討していくというのが、これ平成30年だったのです。そうすると町がこの地方公営企業の全面適用に持っていくという方針をいつ定めたというのと、それから今後出発していくところの基本方針の決定。そして、その他もろもろという形を進める今回のこの業務委託では、どこまでを検討してもらうかということについての説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 ただいまの質問に対して答弁いたします。

調査の始まりですが、地方公営企業法適用業務委託料として9ページに600万円あげていますが、この契約した後には調査が始まってこの法的化の業務委託が始まるという解釈でいてください。基本方針の決定ですが、この業務の中でそれぞれいろいろと検討していかなくてはならないのですが、大きく分けてこの業務は、議員さんおっしゃるとおり基本方針の策定、そして一番ボリュームがあります固定資産台帳の調査業務、次に支援業務です。条例の制定や勘定科目をどのようにするか等々の支援業務委託を、大きく分けて3項目委託内容に入っております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 これから基本方針を決定していく。進める方向というのは、町が決定したということで、年度当初に予算決定したということで見れば、これは町長のほうからだと思うのですが、下水道事業に対して公営企業法適用の方針、これで進んでいこうではないかと決めた時期というか、それが一つであります。

それから、今後進めていく上に当たって、職員の研修という形で、委託であなた任せでは全部できないと。建設課等については、常に水道事業等で公営企業の会計に明るい職員もいると思いますが、そういう点を含めながらの職員研修について、この中で年度当初入ったという曖昧なので、職員の研修こう進めていきますということ、2点についてもう一度よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、私のほうから職員の研修について答弁いたします。

先ほど申しあげました法適用業務の支援業務の中に職員研修の項目も入れさせてもらっております。これからどこに発注するかはまた検討しなくてはなりませんけれども、コンサルタント業者等々にも会計士の資格を持っている有資格者を要するとかと、いろいろな条件をつけることも考えながら、これから発注をどのようにしていくかは検討したいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足します。

これなかなかハードルが高い話ではあります。小さい町が公営企業会計適用を進めていくというのは非常に難しい話ですので、うちの力、外の力を上手に使っていく必要があるという、かつ計画的に進めていく必要があるというふうに認識しています。折に触れ、県のほうで割と研修を企画していただいたりというのがありますので、そこに参加したりというのもあったりなのですが、今年から限られた人員なのですが、水道事業で公営会計にある程度土地勘のある担当者が今担当してくれていまして頑張ってくれています。あまりマンパワー的には限界があるところではあるのですが、うまく研修の力も借りながら、限られた人数でうまく回していけるようにしっかりやっていきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再々質問をどうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 町長もう一回、決定した、いわゆるこういう形で方向でいこうではないかと決定した町長決裁というか、それがいつだったということについてももう一度、アバウトで結構です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 すみません、時期はちょっと記憶にないので、調べて報告させていただくということでしょうか。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第46号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決



○内藤純夫議長 日程第6、議案第47号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第47号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6,142万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第47号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号)については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第48号 財産の取得についてであります。ICTを効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、上記のとおり財産を取得したいので、横瀬町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 続きまして、担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 議案第48号 財産の取得についてを説明いたします。

取得する動産の名称及び数量ですが、横瀬小中学校GIGAスクール用端末635台でございます。横瀬小学校395台、横瀬中学校240台の配置を予定しております。

入札につきましては、8月26日に指名競争入札で実施をいたしました。業者につきましては7社を指名し、4社が辞退、3社が応札し、開札の結果、最低価格で応札した業者が落札しましたが、契約の協議の中での8月28日、落札業者より仕様に従った納入が困難であることが判明し、辞退したい旨の申出がありました。このことから次点の業者を繰上げをし、3,050万円での落札と決定いたしました。

取得金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて3,355万円でございます。

買入れする相手方ですが、埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-17、東日本電信電話株式会社埼玉事業部、取締役埼玉事業部長、石川達でございます。

なお、納期につきましては、令和3年1月29日までに小中学校への納品となっております。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明ですと、入札したけれども納品が困難であるということで、辞退して次の業者になりましたということでありました。発注仕様の中での問題、仕様書についてちょっと質問します。

635台ということで非常に数があるのですけれども、多分タブレットの中身というか、ハードはウィンドウがあったりとかアイパッドとかあったと思うのですが、そういうハードの仕様は、小学生、中学生使い方でいろいろで、どれがいいかということで、みんな一括した一つのハードにしたのか。

それから、入っているソフトの問題、どういうソフトが大卒的な、ワープロだとか表計算ソフトだとか動画編集ソフトだとか、こういう電子メールが使えるとか、こういう仕様を入れたのかどうか。

それから、もう一点は納期の問題です。いつまでの納期でということ、先ほど辞退があったので、この納期を当然分かった上で入札ということになるかという点がありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 答弁させていただきます。

今回契約の途中で辞退届を提出されたわけでございますけれども、今回取得するパソコンについての仕様書におきまして、パソコンの管理ソフトを入れた状態での納品の仕様でございました。辞退した会社につきましては、このソフトを入手することが困難であることから辞退届が提出されたところでございます。入札の時点では仕様に沿っての納入ができる業者のみが応札することになりますので、仕様に沿った納入ができない業者は入札しないことが前提となります。入札の時点では、当然納入できると判断しておりますので、正式に入札を行ったということでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 端末機の仕様等について答弁させていただきます。

OSはグーグルクロムOSでございます。その細かい仕様については、仕様書にあるのですが、お伺いの点としまして、いわゆるグーグルのクロムブックというものを選定したということでございます。理由としましては、クラウドのためセキュリティー度が高く、端末機本体の性能によらないため安価で、故障しても代替が容易であって、生徒児童の端末の管理や設定変更等が容易にできるというふうな利点があるということで選定させていただきました。

また、秩父地域の郡市の状況ですと、秩父市あるいは皆野町、長瀬町とかにおいてもクロムブックを選定しているようでございます。学校のほうにも先生方にご意見を伺ったりしまして参考にし、クロムブックの選定にさせていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。まず1点、今回これ入札が8月26日になりました。入札直後だったと思うのですが、議会事務局からもらった入札の結果のほうには、ここの東日本ではない別な会社が入っております。それは、先ほどの課長の説明で、そこの最初の会社が辞退したからという理解でよろしいわけですね。それで、そうしますと3,355万円で落札したということになりますが、今回の議案のほうは財産の取得ということになっております。この学校のICT関係の議決というか予算の内容を見ますと、3月議会で1,168万円、8月の臨時会で、LAN工事が1,321万円、ICT機器購入費が2,210万円、今回9月議会で1,086万円となっております。そうしますと今回のこの3,355万円というのがうまくはまってこないのですけれども、この中でどこに今回の3,350万円がはまるのか教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 これは落札価格ですので、予算的には令和元年の補正予算で取っている分が、端末購入費としまして1,172万3,000円、それから令和2年度になりまして、端末機として3,003万円の予算を取

っております。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第48号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時03分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第49号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第49号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員浅見進氏の任期は令和2年10月12日で満了となるため、後任として久米真由理氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

久米さんの経歴等について申し上げます。久米さんは、横瀬町第3区にお住まいで、昭和44年7月19日生まれの51歳でございます。平成20年度より横瀬町立図書館に非常勤職員として勤務されています。温厚

誠実なお人柄で、学校応援団の図書ボランティアや横瀬町赤十字奉仕団副委員長としてご活躍いただいているとともに、学校教育、地域活動等にも積極的に取り組まれております。教育委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第 8、議案第 49 号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、原案のとおり同意されました。



#### ◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま 9 番、若林想一郎議員から、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。



#### ◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第 1、発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9 番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 それでは、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。令和2年9月14日提出。提出者、若林想一郎。賛成者、若林清平議員でございます。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を関係機関に送付したいので、この案を提出するものである。横瀬町議会議長、内藤純夫様。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書及び意見書の送付先につきましては、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程いただきました発議第2号の賛成者といたしまして一言申し上げ、議員諸兄のご賛同をいただきたいというふうに思います。

ただいま提案者が申し上げましたとおり、現在新型コロナウイルス感染症が拡大をしております。そのため甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いているのはご承知のとおりでございます。この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが大切であります。配付してあります意見書の案文のとおり、5項目にわたって意見を申し上げるところでございます。

なお、提出先につきましては、新しい内閣総理大臣等になろうかと思いますが、意見書の送付先も添付されておりますとおりでございます。

以上、皆様方のご賛同をいただきまして、意見書が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣以下各大臣に提出されますことをお願い申し上げまして、賛成者としての発言に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

---

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 向 井 芳 文

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子